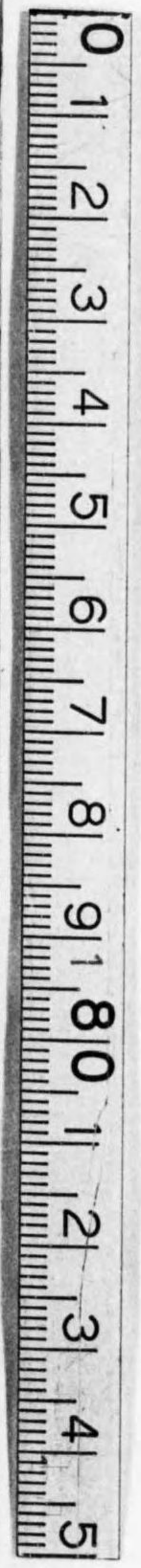


081.5-Su96ㄅ



1200500724740

215
96



始





0815
S096

鈴木重胤全集

第六



鈴木重胤大人眞蹟

詠金毘羅宮長歌

國幣中社金刀比羅神社所藏

日本書紀傳卷六目次

二十二之卷	寶劔出現章	一頁
二十三之卷	寶劔出現章	四五
二十四之卷	寶劔出現章	八九
	附錄	一四三
二十五之卷	寶劔出現章	三三五
二十六之卷	寶劔出現章	四〇一

目次

日本書紀傳 二十二之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十二 寶劍出現章



一書曰。素戔嗚尊。自天而降。到於出雲簸之川上。則見稻田宮主。策狹之八箇耳女子號稻田媛。乃於奇御戶爲起而。生兒號清之湯山。主三名狹漏彥八島篠。一云。清之繫名坂輕彥八島手命。又云。清之湯山主三名狹漏彥八島野。此神五世孫即大國主神。篠小竹也。此云斯奴。

此は素戔嗚尊、奇稻田姬命相與に適合して御兒大己貴命を令レ生給へる事の異説なり、偕此一書金澤本には二條に分ちて一云を一書云と書きて別行に立てたり、意味に差ふ所有るに非ざるを以て諸本共に一に聯けたる者ところは所見たりけれ、(然れども金澤の方其宜しきを得たる故に諸本の多きに從ひて二條には分たざるながら、其訓は一書云と

云ふ方を用ひたり、) 借此に清之湯山主三名狹漏彥八島篠神の御名を書して終に此神五世孫即大國主神と有るを、第二書には、是後以_レ稻田媛_ニ遷置於出雲國簸川上_ニ而長養焉、然後素戔嗚尊以爲_レ妃而所_レ生兒之六世孫是曰_ニ大己貴命_トと有りて、其所_レ生兒と云ふは此なる八島篠神の御事なるにて、其より六世孫と云ふ時は此に五世孫と有るに齟齬_{クシナフ}ひたり、古事記を聞るに、故其稱名田比賣以久美度邇爲_レ起而所_レ生神、名謂_ニ八島士奴美神_ト(中略)兄八島士奴美神、娶_ニ大山津見神之女名木花知流比賣_ト、生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶_ニ淤迦美神之女名日河比賣_ト、生子深淵之水夜禮花神、此神娶_ニ天之都度閉知泥神_ト、生子淤美豆奴神、此神娶_ニ布怒豆怒神之女名布帝耳神_ト、生子天之冬衣神、此神娶_ニ刺國大神之女名刺國若比賣_ト、生子大國主神(下略)と有りて、一世八島士奴美神なり、二世布波能母遲久奴須奴神なり、三世深淵之水夜禮花神なり、四世淤美豆奴神なり、五世天之冬衣神なり、六世大國主神なり、然るに第四一書に神劔の御事を、乃遣_ニ五世孫天之嘗根神_ト、上_ニ奉於天_トと所見たれば、右の世數に甚能く符合_フひ、且又姓氏錄(大和國別地祇)に大神朝臣、素佐能雄命六世孫、大國主命之後也(下略)と有るにも合へる者なり、然るを此に八島篠神より數へて五世孫と有るも、素戔嗚尊より起して八島篠神より一世と爲ると、其八島篠神の兒神より世數を立つるとの差有るのみなりければ其歸る處なむ相異ならざりける、斯れば大國主神をしも素戔嗚尊の六世孫と云ふも古昔より有來る一傳にては有りけり、(平田翁の古史徵には其六世孫と云ふに疑有るが爲に己が心と其を取捨_{サシヒキ}して素戔嗚尊の御子八島士奴美神、其子天之冬衣神、其子刺國大神、其子大國主神と次序て四世孫と定めたれども、其據る所慥ならざれば信用_{ウケヒ}き難き推量説と云ふ者なり、其は神祇譜天圖記に國作大己貴神、此神者素戔嗚尊孫子天之冬衣神子也と有るを讀

み損はれたりし者にて、天之冬衣神は素戔嗚尊の子にて、大己貴神は素戔嗚尊孫と云ふ事なるを、孫子と一に續けたりし僻見なる者なり、) 然は有れども、熟見るに此一書も上に云へるが如く本は二條に別れて有りしかば、乃於_ニ奇御戸_ト爲_レ起而生兒清之湯山主三名狹漏彥と云ふ迄は一段にて、次の一云は別に一書云と有りて別條なるを、一に續ける故に正書とは違へる如く見ゆめり、然れども下なる一云を別に分つ時は正書の趣と合ひて、素戔嗚尊と奇稻田姫命と乃相與遵合而生_ニ兒大己貴神_トと有る、即ち八島篠神の御事に成りて直に其御子なる事申すも更なり、古語拾遺は古史二典よりは後に成れる物なるが、其正しく有りける事と見えて、然後素戔嗚尊娶_ニ國神女_ト生_ニ大己貴神_トと慥に記せり、且出雲風土記などにも其六世なる中より僅に八束水臣津野命の御名のみ出で、_レ他_ニに思ひ合はす可き神は一柱も傳はれる事蹟無く、此にも五世孫天之嘗根神の御名一所出でたるのみなるが、右の二神共に皆論有りて強て其六世の世數に計ふる事は甚理無く、其上神名式にも出雲國意宇郡熊野坐神社(名神大)出雲郡杵築大社(名神大)の二所のみ殊に名神大社なるが、一は素戔嗚尊にて御在し坐し、一は大己貴命にて渡らせ給ひ、神賀詞にも、伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、國作坐_志大穴持命二柱神_乎始_天百八十六社坐皇神等_乎と有りて、右の二社を除きては他は皆枝神の如き狀なるにも心を著くべく、又傳二十一以下に云へるが如く、氷川祇園を始として諸社に祀奉れるも素戔嗚尊、奇稻田姫命、大己貴命御親子三柱に渡らせ給へるなど合せて考ふれば、素戔嗚尊と大己貴命との其中間に五世の神有りと云ふなむ專疑ふ可き事件なりける、故に地神本紀に就きて對考ふるに、素戔嗚尊(中略)乃相與遵合爲_レ妃、所_レ生之兒大己貴神矣、亦名八島士奴美神、亦名大國主神、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島篠、亦名清之繫名

坂輕彥八島手命、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島野、素戔嗚尊勅曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰「稻田宮主神」と有りて、大己貴神の御事を素戔嗚尊奇稻田姬命と二柱御妹妹の御間に生み奉らせ給へる傳なるが、此正書本文の狀に符合ひて甚々正しき古説となむ所見たりける、(但右の傳は、此正書と此第一一書とを取り合せて文を成せるが如くなる故に、先達も皆諾なはれざる事なり、然れども當昔然る傳の有りに據りて、右の二を併せ記せりと云はむも強事に非ず、) 然る時は古事記の八島士奴美神と此の大己貴神とは正しく同神に渡らせ給ふ事申すも更なり、此より次に其疑を訂正し見るに、其二世に當る布波能母遲久奴須奴神と有るは、淤富那母遲久奴須奴神と申すを訛れるにて大己貴國統主神と聞ゆれば、此大神の天下を經營らせ給へる行事に依れる御名の混れて世數に入りたる可き事下に云へるが如し、次に其三世に當る深淵之水夜禮花神と云ふは、其御祖を日河比賣と云へる、即ち簸川を主領く神なりければ、佗より此に來れるなる可ければ此も除去る可き事下に述ぶるが如し、次に其四世に當る淤美豆奴神と申すは、出雲風土記に所見たる八東水臣津野命の御事にて渡らせ給へる由、已に記傳九(五十七丁)に註されたる上に、予又慥に素戔嗚大神の亦名なる由を見定めて傳七、八、十三、二十、二十一に委しく注せれば今云ふ限に非ず、次に其五世に當る天之冬衣神は、此に謂ゆる天之嘗根神の御事なるにて、其を神名祕抄の一本に五十猛命の亦名なる狀に記せる、其正説なる由傳二十四に辨ふ可ければ就きて見るべきなり、此を以て此正書及地神本紀の傳を正説と立て此に五世孫と書し、第四一書姓氏錄等に六世孫と記せるをも採らず、古事記には上件に抄せるが如く其詳なる世數を列ねられたるを論斥して此を廢る事なるが故に、古史徵に四世と爲るなどの私言は齒牙に掛くるにも足ら

ずとして固く執らざる所以是に在る者なり、(但、此は先づ始に此一篇の大綱を云ふのみ、委しき趣に至りては此卷中に互る事なり、此説の盡さざるを以て訝かる事勿れ、) ○自天而降到於出雲簸之川上云々は、已に傳廿一に註せりき、偕此に右の文より承けて直に、則見「稻田宮主簀狹之八箇耳女子號稻田媛」と有るは、甚く事略たる傳にて有りけり、右の如くにては、八岐大蛇を退治させ給へる御事も、草薙劍を獲て天神に奉らせ給へる御政も、須賀宮を造らし御在し坐しける御業も何も見る所無くなむ有りければ、餘りに事略たる文なりとは云ふなり、然れば此は大神の奇御戸に起して御子生させ給へる御事を立て主と傳ふる所なる故に省かれたる者とぞ見る可かりける、正書に合せて其委ねたる趣を曉る可くなむ、○稻田宮主簀狹之八箇耳は、正書に、逐到出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於彼處建宮、乃相與遵合而生兒大己貴神、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰「稻田宮主神」と有るが如く、此は右の二神に互る稱なり、古事記にも、茲大神初作須賀宮之時(中略)於是喚其足名稚神告言、汝者任我宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神と有る、其には殊に足名稚神を擢き出て名號を賜へる趣なるは傳の異なるなり、又此第二一書には、彼處有神、名曰脚摩手摩、其妻名曰「稻田宮簀狹之八箇耳」と有りて、脚摩手摩を合せて老翁一神の名とし、稻田宮主云々の稱を以て其妻神の事と爲るは本より傳の混雜たるなり、唯正書と此一書との正しきには如かずなむ有りける、偕此稻田宮主と云ふ稻田宮は、正書に上に出雲之清地に宮を建てさせ給ふ事を云ひて中に吾兒宮と書し、下に稻田宮主神と云ふ號を賜へると、此に其稻田媛を以て奇御戸に起して令生給へる御子の名を清之湯山主三名狹漏彥八島篠命と稱へ奉れるとを相照らして清之宮主なる事知らるゝなり、其由已

に傳廿一に註せりき、(然るを記傳九卷に「稻田は須賀地の舊名なる可し、故に稻田宮とも云ひけむ」と云はれたれども、元來此宮はしも此大神の奇稻田姫命と違合し給はむ料に建て給へるなれば、其后神の御名を負せて稱ふ所なり、然れば須賀は宮造し給ふ地にて稻田は其地に作れる宮號なるを、其に用ひて須賀宮とも稻田宮とも云ふ事とぞ思はるゝ、其一なる事は、右に引ける古事記の文にも、上に初作須賀宮と云ひて下に稻田宮主云々と云ふ神號を照らし見る時は著明き事にて有る者をや、簀狹は古事記には須賀と有りて、此は神號なり彼は宮號なり、彼記に汝者任我宮之首、且號名號稻田宮主須賀之八耳神と有るは、其稻田宮はしも大神の宮なるを以て此宮主に任され奉る事なる故に宮號の須賀を用ひさせ給へるなり、此に簀狹と有るも然り、其須賀宮はしも本より大神の宮なるを、御兒大己貴神に賜ひて其御後見仕奉る由を以て二神を稻田宮主神と稱へさせ給へるが、八箇耳は次に云ふ如く奏者の如き謂なるにて、専ら大神に抱はる事にし有りければ、此を以て御名の素戔を取れるのみこそ有りけれ、宮號より云ふも神名より續くるも事は一にして互に相乖かざる者なり、此大神の御名より物に續くる例、和名抄郷名に出雲國飯石郡須佐、紀伊國在田郡須佐、地名には出雲風土記に大須佐田小須佐田の稱有るも、大神の宮敷坐す御里と云ひ、大神の耕作らせ給ふ御田と申すに異ならず、此を以て簀狹之八箇耳と云ふも大神の御名を承けたる事決きを曉りてよ、(但、簀字を實に作る本有るは誤なり、楮此簀狹を地名と心得たるから、神名式に謂ゆる出雲國飯石郡須佐神社の事として如何なる好事の者か云ひ出でたりけむ、其社説に彼の須賀宮を此社として、其近傍に清の湯山と云ふ名を設け、八島篠神の誕生地と云ふ處をさへに搆出で、大原郡なる地名を取りて非ぬ神迹を偽り作れる妄説有り、此は予此安政五年五月に

親しく詣奉りて土俗に聞く所を以て然る妄説を活る者有るを恐る、抑此須佐の地はしも風土記に、神須佐能袁命詔、此國者雖小國國處在、故我御名者非著木石詔而、即已命之御魂鎮置給之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云須佐と有りて、別なる時に此地に御靈を留め給ふのみこそ有りけれ、奇稻田姫命と御合ひ坐し、稻田宮とは甚く事違へる者なるをや、) 八箇耳は、口訣に俊智云須々、狹須普通、八箇耳聞八方之稱、後代聖德太子曰八耳尊と云ひ、纂疏に、猶聖德太子名曰豐聰八耳、言聰利也と説かせ給へる、其狹と須の普通の説は今用ふ可からずと雖も八耳の説は由有りて聞ゆ、然るは用明天皇御紀に既戶皇子の更名を耳聰聖德或名豐聰耳法大王と有るに應きて、推古天皇元年御紀に、生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴、以勿失、能辨と有り、又此事を聖德法王帝説に、王命幼少聰敏有智、至長大之時、一時間八人之自言而辨其理、又聞一知八、故號曰既戶豐聰八耳命と見え、太子傳曆にも右の事を書して、大臣羣臣以下、敢獻御名稱既戶豐聰八耳皇子と有るを徵に取りて考ふるに、此なる八箇耳も其如くにて、素戔鳴大神の稻田宮に侍ひて御前の政を聽くに甚聰敏かりければ、此稱號を稱へて御兒大己貴神にも傳づかせ奉りて、即ち其宮主たら令給へる者なりけらし、又此二神の事を古事記に大山津見神之子と有り、此四神出生章第八一書の正勝山祇神を、彼記には正鹿山津見神と作きて其下に天迦久神と云ふ名などの見えたるに合せて奇しき事は、朝野群載に收めたる中臣祭文に、被戸乃八百萬乃御神達八佐乎鹿乃八御耳乎振立天聞食止申と有るなるに、四時祭式大祓條に百官會集朱雀門と見えたるを、公事根源七瀬御祓の其一に耳敏川の名出でたるを、拾芥抄に朱雀門前一條南と有れば、其大祓を被行る處にて、耳敏川と云ふも右の祭文に據りて出來れる地名と聞ゆ

れば其詞の古き事を曉る可し。猶紫式部日記に「陰陽師共世に在る限は召聚めて八百萬の神達も耳振立てぬは非じ」と云ひ、平家物語に「七社の御神達佐乎鹿の八御耳を振り立て聞給へ」と有るなど、鹿の耳敏きを體に取りて云へるにも其由來る謂れ有べからむに心を著けて思ふ可き者なりかし、(但、十人の訴を聞て失はず、又は八人の白す言を聞て其理を辨ふなど云ふ如く事々しき事には非ず、此は唯大神の御許に佗神より奏す事を耳敏く曉りて其事を達す事の速なる由を以て稱へたる者なる可し、記傳には右の古説取られざりつれども、正しく八箇耳と有るからは其例を求めて云ふより外無き者になむ。) ○稻田媛は、正書には奇稻田姫と姫字を被用たるを、此と第三一書には媛字を作れたり、此姫字と媛字との用例彼尊字と命字との差別の如し、此は素戔嗚大神の太后に御在し坐して、所造天下大神の御祖神にて渡らせ給へれば、正書の如く姫字にて有將欲き御事なるにこそ、○見は、美會那波志氏と訓む事例の如し、然れども此にて其稻田姫命を見行はすと有りては不意く見給へる趣に成りて大いに事違へり、正書に見えたるが如く脚摩乳、手摩乳の許にて此女子を見行はし、此女子の爲に八岐大蛇を退治させ給ひ、訖て後に御し給へるなるを甚く事略たる事なりけり、○於奇御戸爲起而は、此字大三輪三社注進次第大物主神の事にも、忽化爲美麗壯夫、乃於奇御戸爲起生女云々と用ひたり、古事記國生段に久美度邇興而と見え、此段に故其櫛名田比賣以久美度邇起而とも有るに其訓等し、私記には久美戸爾於古之且、又久之美止太々只且と有れども、後の方は字に就きて訓を設けたりし者にて中古の作意なり、此正書には乃相與^{クニニトクハヒシテ}邇合而と有り、其奇御戸の義は傳二十一に註せり、記傳四(三四丁)に此文を引きて云はく、「凡て書紀は勤めて漢文に書ける物なれども間には其格に違ひて上古の物書格なる事

も無きに非ず、其は古記に在りし隨に書かれたる者と所見たり、今此爲起の字の用格も漢文の方に取りては甚物違し、是も古記に淤許志の志に當て書けるをその隨と見えたり、古書には爲起と書る類此記などにも多し、奇御戸も借字にて古書の書格なり、借交合の事を如此くしも云へる語の意は、先づ凡て事の始りを起りと云ひ始むるを起すと云ふ、然れば此は御子を生み給はむ事を久美度にして始め給ふ謂なり、男女交合するは子を生むべき事の起りなればなり、然る故に此言は必ず御子を生み坐す事のみ云ひて、唯に交合する事のみ云へる例無し、心を著けて辨ふ可し、久美度に於て其事を始めて御子を生み坐すと云はむが如し(以上取意)と有るにて甚能く通えたり、(口訣に於奇御戸爲起而者、爲妃也と云へるは龜き説と云ふべし、唯に爲妃にて事の足るならば其如く目易く書されて有るべからむを、右の如く文を成せるには又其文の意異に無くては必ず得有るべからざる者なるをや、唯通證に蓋奇御戸、古昔夫婦相會之處也と有るぞ盡さずと雖も謂れたる。) ○生兒を、古事記には所生神名謂八島士奴美神と有り、通證に和銅神記作八島篠美美是也と云へり、八島は謂ゆる大八洲國を云ふ、士奴美は記傳九(五十丁)に「士は知、奴は主、美は稱名にて耳の略なり」と云はれたり、故に思ふに、士奴の義實に然なるにて奴斯の倒反なり、其主と云ふは名爲と云ふに同じく、功を成せば必ず名の號く可き物出來る、其を成して其物に主宰たる謂なる事、次に出でたる亦名に八島手命と有る其を口訣に八島造之言と有るが如く、手は工を多久美と云ふは手組なり、才伎を氏毘登と云ふは手人の義なるにて、物を造る事なるをも思ひ合す可し、美は唯に身と云ふ事にて、此御名は八島知主身神と申し奉る意にて有りけり、如此く此大八洲國を所知看すと云ふ神は誰神か御在し坐さむ、大國主神にて渡らせ給ふ御

事申すも更なりかし、記傳九(五十一丁)に「此御名は後に大國主神國造りて天下を主領き坐せる時に、遠祖なる故に如此くも稱へ奉り給ひしにや、若然らずは八島知主とは云ふまじくこそ」と云はれたるは、其記に據りて六世孫と立つる説にて理は然る事ながら、此大八洲國を知る主と御在し坐すに依りてこそ御名には負ひ坐せりけれ、假令大國主神の遠祖神に御在し坐したりとも、大八洲國を知りも爲給はぬ神に後より然る稱名を奉らせ給ふ御事の有るべきならざれば、地神本紀に、乃相與遵合爲妃、所主之兒大己貴神矣、亦名八島士奴美神、亦名大國主神、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島篠、亦名清之繫名坂輕彥八島手命、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島野と有る如くにて實に正實に合へる者なり、上にも云へるが如く、正書には此の傳を乃相與遵合而生兒大己貴神と有り、古語拾遺にも素戔嗚神娶國神女生大己貴神と所見たるに、此にも乃於奇御戸爲起而生兒清之湯山主三名狹漏彥八島篠と云ふにて斷て一段なれば、右の傳共に合ひて其亦名なる事は判然に知らるるを、次の一云は本は、一書云と有りて別行に立て、又別に一傳にて古事記なると同じ趣なりけるを、一聯の文と成せるから此八島篠神の五世孫と云ふ事に混れたる者なりけらし、(斯りければ、金澤本に此一書を二段と爲るなむ實に神の御恩賜にて、右等の混れを正す可き徴とも成る事になむ、偕古史徴には此八島士奴美神を八束水臣津野命に合せて一世と立てたるなどは龜漏なる私言にて甚々浮たる説なりかし、後に信濃國諏訪祝家の系譜を見るに、建速須佐之男命、其子八島士奴美神、又名大國主命、又名大己貴命と有るも右の證共に合へる者なり、) ○清之湯山主三名狹漏彥八島篠神は、清は正書に素戔嗚大神の御事を記せるに、遂到出雲之清地焉(清地此云素鵝)乃言曰、吾心清清之(此今呼此地曰清)於彼處建宮と見え、古事記に

も、故是以其速須佐之男命、宮可造之地求出雲國、爾到坐須賀地而詔之、吾來此地我御心須賀須賀斯、而其地作宮坐、故其地者於今云須賀也、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰(下略)と有る須賀の宮處にして謂ゆる稻田宮の地是なり、正書の其文より續きて、乃相與遵合而生兒大己貴神、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神と有るを以て稻田宮即須賀宮なる事を知るべし、其は傳二十一に註せるが如く、此大神須賀宮を造作らせ御在し坐して奇稻田姫命と遵合し給ひ、御子大己貴神を令生給ひて、何れか佗處に渡らせ給ふと爲て、御母子二柱を其稻田宮主神に託させ給ひければ、其より後は稻田宮はしも大己貴神の御父大神より傳へて敷坐す宮なるが、其宮中の政務は外祖父母二神の奉り行はれし故に稻田宮主神の稱を賜はると雖も、其宮にして君主と御在し坐すは、大己貴神にて渡らせ給ふが故に清之湯山主と稱へ奉れる御事となむ所見たりける、(此地大原郡なる事風土記に慥なる證有る事なるを、樋河上天淵記に、素戔嗚尊定宮居於杵築濱素我里也、素戔嗚尊乃大社杵築大明神是也と云ひ、又通證に引ける大社々家記に、素鵝社在大社與蛇山之間、延喜式風土記所謂出雲社者是、而合祭素戔嗚尊稻田姫大己貴命三神、按新古今集所稱素鵝里者即此地、而日隅宮經營之後被杵築鄉名、然亦未嘗移動素鵝社位所と云へるは何事ぞや、其出雲神社は風土記に其出雲郡出雲郷見えたれば其地に祀れる社ならむを、如何は素鵝社とは定めらる可き、式にも出雲神社同社韓國伊太氏神社と有りて杵築大社の部とは別に出だされたれば叶はず、但風土記に所出雲者、八束水臣津野命詔八雲立之語、故云八雲立出雲國也と有れば、同じ素戔嗚大神には坐せども祭る所異なり、今大社の後に素鵝社とて立たせ給へるは、後に式の大原郡須我神社を移祭れ

るにて本よりの事には非ざる可く、又は式文に載れる大穴持神社なるを、其古名を亡ひて素戔社とは稱へるにても有るべし、近頃は杵築大社をも素戔鳴大神に坐す由に誤れ、大社にて今云ふ所には古記に合はざる事共多在り、又上にも云へる如く飯石郡須佐神社にて其社を素戔宮とし、其山を清之湯山なりと僞れる俗説有るに人皆欺かれ居る事なり、湯山主は口訣に清之湯山主、素戔有湯山誕生地と有るは然る事にて、稻田宮の所在即ち此地なりければ、此處に生み坐して其主宰と御在し坐す謂なり、纂疏にも出雲清地有温泉、故爲名と云ふ御説有り、先づ其清地の事より明らめてむ、其は傳二十一にも云へる事なりけるが、記傳九(四十一丁)に「須賀地は出雲風土記を細に考ふるに先づ大原郡須我山は郡家東北一十九里一百八十歩、須我小川源出須我山」と見えて、又意宇郡野代川、源出郡家西南一十八里須我山」と有る、此須我山も即ち右の大原郡なるを云ふなり、須我山は大原、意宇二郡に互りて其堺に在り、又同郡御室山、郡家東北一十九里一百八十歩、神須佐乃乎命御室令造給所宿、故云御室」とも見ゆ、此御室は須賀宮とは別に造り給ひしか、又須我山も此山も共に郡家東北一十九里一百八十歩と有れば、相近き處なれば須賀宮の事を如此く傳へたるか、又同郡須我社も見ゆ(取要)と有るが如く、須我山と御室山とは共に古の清地なりつらむを、大神の稻田宮を其片方の山に作らし、より後世御室山の名と成りて傳はれるにこそ、亦名に繋名坂と有るも即ち其宮處の名ならむかし、楮此清地はしも海潮郷にて有りけり、風土記に、大原郡海潮郷、郡家正東一十六里卅三歩、古老傳云、字能治比古命恨御祖須我禰命、而、北方出雲海潮押上漂御祖之神、此海潮至、故云得鹽(神龜三年改字海潮)東北須我小川之湯淵村川中有温泉(不用號)同川上毛間村川中温泉出(不用號)と見えたる、此二

の温泉共に不用號と有るは湯山の内に屬けるが故なり、此を以て地理を考ふるに、此郷は斐伊郡家より正東一十六里卅三歩と有り、須我山、御室山は共に東北一十九里一百八十歩と有れば、凡三里百五十歩許の差有れば此處にては海潮郷の正北に當るらむを、東北に須我小川の名有り、湯淵村、毛間村は其須我小川に屬ける地なるを以て、即ち須我山の湯山なる事を明らかに足れり、此を以て須我山に古に清之湯山と云ふ名の有りし事を知る可くなむ有りける、又此由緒に因りて大己貴神はしも温泉神にて渡らせ給へる事の徴共有りと雖も、此にては紛亂ひて叢脛しければ其は下に云ひてむ、(但記傳に引かれたる右の意宇郡野代川、源出郡家西南一十八里須我山」と有る西南を正南と作られたれども、千家清主が訂正本に西南と有る方其正しきを得たれば今改めて引けり、楮同書に熊野神宮も須賀宮も一に見られたるは、右の正南一十八里は意宇郡家よりの路程なるを、同郡熊野山、郡家正南一十八里、所謂熊野大神之社坐と有ると同じ正南なるが爲に思ひ誤れる者にして説の悪しきには非ず、西南を正南と作る本の咎とぞ云ふべき、三名狹漏彦の三名は借字にして皆なり、下なる八島篠の言に應ふ、狹漏は私記に佐毛留と有りて侍なり、上なる清之湯山主の言に對ふ、若て其三名は神を云ふ、古事記八十神段に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神(中略)故持其大刀弓追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而始作國也と有るが如く、其歸順はざる諸神を追避て大國主神としも成り給へれば、天下に在りと有らゆる諸神は皆がらに此大神に仕へ奉れるにて此第六一書なる其御興言にも、夫葦原中國本自荒茫、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎と有るを以ても、天下には唯此大神一柱のみ御在し坐

すが如くにて、相並ぶ許りの神は一神も非ざりける趣なるは中も更なり、天孫降臨章にも天神の御使に白し給へる御言に、故吾亦當_レ避、如吾防禦者、國內諸神必當_レ同禦、今我奉_レ避、誰復敢有_レ不_レ順者と有る、此を以て國內の諸神は皆此神の朝廷に侍ひ候て其御制を仰ぎ隨從ひ奉れる御事を曉る可し、此を以て三名は皆にて八島知主神に屬き奉る諸神の全を云ひ、狹漏は侍にて清之湯山主と申して稻田宮の主宰と坐せば其御許に侍候ふ義なりとは云ふなり、必其然なりと定め云ふ所以は、已にも引ける正書に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜_レ號於_二神_一、曰_二稻田宮主神_一と有るは、天孫降臨章第二書なる天照太神の復勅_二天兒屋命太玉命_一、惟爾二神亦同侍_二殿内_一、善爲_二防護_一と詔り給へると同じ意味なる所にし有りと此二を合せて見るに、吾兒宮首と有る首字は首長の義にして其部下有るの謂なり、稻田宮主の主字は其主宰の義にして從者有の謂なれば、此大己貴大神の御外祖の神等すら然り、況て其餘の國神は皆悉くに此清宮に侍らひ奉られし事、更に論を待たずなむ有りける、偕此侍字の義は、已に事の因有りて傳十七に云へるが如く眞守にて、彼の善爲_二防護_一の謂是なり、遊仙窟に伺候_二伺奉也、伺候也_一とも注せり、合せ讀みて其然る事を曉りぬかし、(口訣に此義を説きて三名狹漏三名候也、出雲人之廣語と云へるは如何、三名は次に一云清之繫名坂輕彦八島手命、又云清之湯山主三名狹漏彦八島野と有るを合せて云ふとにや、然れども右の二は少かの異有るのみにして別に亦名と云ふべきに非ざれば三名とは計へらるまじきなり、又候也と云へるも言は然る意ながら、三名候と云ふ誇言と成して出雲人の人に誇る廣言と爲る事なれども、然る人事の上の淺ましき事を以て神の御名に稱へ奉らむ事は有るまじくなむ、又記傳には「美都奈と訓むべし、美は御なり、繫名坂は都奈佐加と訓むべし、云

々」と有れども、言の意を得られざるなり、) 八島篠、下に篠小竹也、此云_二斯奴_一と有るは、和名抄竹類に、篠、和名志乃、一云佐々、俗用_二小竹二字_一、謂_二之佐々_一、細細竹也と有るが如く、一字兩訓に互る故に佐々と訓む事もありなむかと心遣して殊に斯奴と訓むべきを註したるなり、偕上に註せるが如く古事記に八島士奴美神と有るは八島知主神と申す義なるを、此には其身の言を略きて八島知主神の義なり、下に八島野と有るは八島主神の義なり、次なる八島手命の手は造の言にて其のみ同じからず、若て清之湯山主と申すは大神の宮敷坐す地を云ふなり、三名狹漏彦は其從ひ奉る國神の皆を令_レ侍給へるを云ふなり、八島篠は此大神の國土を經營坐し、初は外蕃諸國は未形なる程にし有りければ、抽出て此大八洲國を知給ふ主神と云ふ事にて、云ふ意は天下萬國の皆を統御し給ふ事と成れ、ば、大國主神と申し奉るに等しき御名になむ渡らせ給へりける、(此大國主神はしも天下萬國を摠_レ給へる大神に坐すを、八島知主と申しては事の足らざるが如く、已に同號考にて譬へられたるが如く、俗に日本一の剛の者と云ひて、云ふ意は天下第一の壯士と云ふ意味なるに同じく、小を云ひて大に及べる古の文法なるにて、天壤と無窮き事に千秋乃五百秋など云ふに同じ格なる事なりけり、) ○一云を、常の一書曰_二其訓を同じく爲る事は、金澤本に上なる號清之湯山主三名狹漏彦八島篠と云ふ迄を一段として其所に終め、此は更に一書曰と書き出して右とは全く別條の趣なるが床しくて、件々を諸書に徴して解き分け讀み見るに實に其傳の狀異なるを、同神名の近く隣りて出でたるから、自然に或云とも云ふべき所の如く見ゆるを以て、誰か其二を混らして合する時に一云と換へたる者となむ見えたりける、今も其本の如く別行に立て、上より一書曰と書き下さ將欲しく思ふ事なれども、皇典の上を容易く改めむ事は甚可畏く

し有りければ、猶本の任にして其訓を換へつるのみなり、今にも右と同じ本の出でたらむには憚る事無く改めて後人の惑を解きてむかし、(其は何ぞならば此傳を二條に立つる時は上の方は正書の旨と全く同じく、素戔嗚大神と奇稻田姫命と二柱の生み坐せる御子は唯此八島篠神にして、即ち其大己貴神に當りて古語拾遺及地神本紀の傳に合ひて實に正しき古説なり、下の方は其とは別にて、其八島手命五世孫即大國主神と云ふ一傳なるを、上に八島篠神の出でたる因に其並びに書されたるのみこそ有りけれ、此を一云として一聯に爲る事は、恐らくは後人の所爲にて撰者の御心には非ざる可くなむ所思えたる、能々事情を察らむ可し。) ○清之繫名坂は、口訣に繫名坂湯山也と云へり、實に然る事なり、其清之湯山と云ふは即ち大原郡海潮郷須我山なる事、上に委しく注せるが如し、借此繫名坂と云ふは、彼の正書に、然後行覓將婚之處、遂到出雲之清地焉、乃言曰吾心清清之、於彼處建宮と有るが如く、素戔嗚大神の吾心清々しと詔り給へるに始まりて清地此云素鵝と云ふ地名起り、又其后神と共に住ませ御在し坐さむ宮殿を建てさせ御在し坐して其御名に取りて稻田宮と云ふ名此に出來り、又此御時の較略古事記には殊に委しく出て、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻基微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁と有る、此即ち謂ゆる八雲神詠なり、斯るに其風土記に、所以號出雲者、八東水臣津野命詔八雲立語之故云八雲立出雲と有る、其八東水臣津野命と申すは即ち素戔嗚大神の御事にして、八雲立之語と云へるなむ右の八雲神詠の事にし有りければ、出雲と云へる國號の起りも此清地より出で來れる事なるを以て、其地を繫名坂と云ひて繫名とは名を負する事を云ふにぞ有りける、萬葉二(三十二丁)明日香皇女木麻理宮之時歌の結句に、吾

耳母、名耳毛不絶、天地之、彌遠長久、思將往、御名爾懸世流、明日香河、及萬代、早布屋師、吾王乃、形見何此焉と有るは、明日香皇女と御名に負ひ坐せる事を御名爾懸世流と詠めるなり、三(二十一丁)丹比真人笠麻呂住紀伊國超勢能山時歌に、栲領巾乃、懸卷欲寸、妹名乎、此勢能山爾、懸者奈何將有、(一云可倍波伊香爾安良牟)と有るは、妹山と負來にし山名を易へて妹山と負さば如何有らむとなり、次なる春日藏首老即和歌に、宜奈倍、吾背乃君之、負來爾之、此勢能山乎、妹者不喚と有るは、吾妹君が名を懸けたる妹山を妹山とは稱じとなり、此にて名を懸くと云ひて名に負ふる義なるを曉る可きなり、又十二(九丁)に、妹登曰者、無禮恐、然爲蟹、懸卷欲、言爾有鴨なども所見たり、(然るを白井宗因説に、社家注進云、此處未分明と云へり、別に繫名坂と云ふ地名は非ざるにて、御父大神の吾心清々之と詔ひ、稻田宮主神の名を賜ひ、又八雲立の御詠詩の御事御在し坐しけるに因りて國名と成れるなどの甚じかりし御事共の有りつるを以て然稱へたる者と云ふ事に心著かすては得知るまじき事になむ有りける、又記傳九卷五十一丁に「三名は美都奈と訓むべし、美は御なり、倍繫名坂は都奈佐加と訓むべし、繫字は都奈貝の訓を取れるなり、斯れば彼的美都奈佐の御を略けるにて同名なり、坂を上古は佐とのみも云へれば狭も坂なり、此御名共舊き訓も説も誤れり」と云はれたれども、私記に繫名加介奈と注せるに心著れざる者なり、抑大人は古事記の方に力を盡されて、此には未だ其考の能くも及ばれざりし者なりけり、) 輕彦を、通證に稱輕捷之勇と有るは實に然り、仁德天皇五十三年御紀に有強力者、曰百衝、輕捷猛幹と見え、履仲天皇六年御紀に鷲住王爲人強力輕捷、由是獨馳越八尋屋而遊行とも有る是なり、又此輕と速と言相近かり、其は應神天皇五年御紀に科伊豆國令造造船、長

十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船、曰枯野と有る、枯野は借字にて輕往なる可からむを、播磨風土記に、駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井(中略)仍伐其楠造舟、其迅如飛、一楫去越七浪、仍號速鳥(下略)と有りて、輕泛疾行如馳と云ひ、其迅如飛と以ふを以て枯野と云ひ速鳥と號けたるを以て、其意味の共に異ならざるを思ひて、御父大神の御名の上に建速とも神速とも速とも冠らせて稱へ奉る事を思はば此八島手命にも八千矛神と御名に負ひ坐して武く雄々しく御在し坐す謂を以て輕彦と負せ奉りて速彦と申す義をも包たる御事なむ知らる可かりける、其は古事記八田間大室段に、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神(中略)而居是奴也、故持其太刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而始作國也と有るが如く、此大國主神の此より天下に勝れさせ給へる御稜威はしも、即ち其御父大神の健く速き御靈を添へ給ふ所なる是なり、(此大國主神の八十神を退治させ給へる事は申も更なり、第六一書なる御輿言に夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順と有るも專武勇の勝れさせ御在し坐すが故なるにて、實に輕く捷く猛く幹しかりし御稜威の御在し坐せるを以て也、輕彦と稱へ奉れるなむ少縁の事には非ざりける、)八島手命は口訣に八島手八島造之言と云ふは實に然る言なり、若て此手は崇神天皇七年御紀に物部八十手所作祭神之物と有る手にて、其八十手は供作の數多の氏々の人を云へるにて、工を多久美と云ひ才伎を氏毘登と云ふ多も氏も此に同じく、手にて即ち造る事を云ふなり、今一例を示さむには御紀に膳夫又供膳又内膳などの字を加志波傳と訓める、加志波は古に葉盤を多く用ひたるに起りて御饌の稱と成れ

り、然して其氏は手にて御食物を料理る謂なる事、右の例共に准らへて知るべし、職員令内膳司に典膳六人、掌造供膳(下略)膳部四十人、掌造御食と有る造字に見合せて其義を曉る可くなむ有りける、此を以て口訣に八島手八島造之言と云ふ説の動くまじきを知るに足れり、此第六一書に大國主神亦號國作大己貴命と有りて、夫大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下(中略)其後少彦名命(中略)至常世鄉矣自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造(下略)と所見たり、此文に據る時は八島造と云ふ説の強たるには非ずして、實に此は大己貴神の御名にて渡らせ給へる御事愈以て明らかなる者になむ、(此を以ても大國主神を此八島手命の五世孫と云ふ事は愈立たずなむ有りける、口訣には時々斯る名説の有るを、古學起りてより以來云ふにも足らぬ物と思下して取りも見ざる人の多在は如何にぞや、猶彦火々出見尊を古事記に日子穗々手見命に作り、又安寧天皇を磯城津彦玉手看天皇と申奉る手も右に同じき由傳二十九卷に注せるを合せ考ふ可し、)○清之湯山主三名狹漏彦八島野神は上に已に出でたると同名にて、唯八島篠の斯を略き奴と云ひて即ち八島主の義なり、若て其八島主は大國主の義なる事、右に引ける證據共を見て曉る可くなむ有りける、偕此清之湯山主の義は上に説注せる如く須我山なる稻田宮を此大己貴神の敷き坐せる由なるが、又此因に縁りて天下に在らゆる温泉はしも即ち此大神の所知看せさせ御在し坐す御事となむ所見たりける、先づ此湯山なる温泉は鹽湯とこそ所見たりけれ、其は右に引ける風土記に、大原郡海潮郷(中略)北方出雲海潮押上漂御祖之神、此海潮至、故云得鹽と有りて、下に、東北須我小川之湯淵村有温泉、同川上毛間村川中溫泉出と有りて、二所の溫泉有る是なり、又同記に、意宇郡忌部神戶川邊出湯自古至今、無不驗、故俗曰神湯と見え、神名

式に意宇郡玉作湯神社、同社坐韓國伊太氏神社有り、然れば此には其大己貴神と庶兄五十猛命と共に御在し坐すなるにこそ、同式に下野國那須郡溫泉神社、式社考に大己貴命少彦名命也と云へり、又健武山神社坐すは此を素戔鳴尊に御在し坐すと云へり考ふ可し、又陸奥國玉造郡溫泉神社溫泉石神社有る、其に並びて色麻郡伊達神社(名神大)と有るも相似たる事なり、故有る事なる可し、(此玉造郡に二社並べる一の石神社は少彦名命なる可くや、續後紀に承和四年三月戊申陸奥國言、玉造塞溫泉石神、雷響振、晝夜不止、溫泉流河、其色如漿、加山、燒谷塞石崩木折、更作新治沸聲如雷、如此奇恠不可勝計、仍仰國司鎮謝災異と見ゆ、楮右の神湯と云ふは、伊豆風土記に伊津神湯とも有りて、其驗神の如くなるを以て云ふ稱なるを、但島國城崎湯などを始として諸國の溫泉に右の神湯を音便に加字能由と唱ふるより出來れる事と見えて鶴湯と云ふ物有り、其説に鶴の足を惱みたるが沐浴して癒えけるを見て人皆其湯の驗有るを知り初めたる趣に云ひて、此事と溫泉神を藥師神と云ふべきを字音に唱へて彼の胡神と思ひ違へるとは何處なるも同じ、然れば其鶴湯と號けたるなむ神湯と聞ゆれば心を著けて其由來を求む可かりける、又出雲風土記仁多郡に、通飯石郡堺漆仁川邊二十八里、即川邊有樂湯、浴之則身體穆平、再濯則萬病消除、男女老少、晝夜不息、絡驛往來無不得驗、故俗人號云藥湯也と有るなども、元より此大神の始め給へるなる可き事云ふも更なり、)又攝津風土記に、有馬郡有鹽之原山、此近邊(一本此三字作山間)有鹽湯、因以爲名、又有久牟知川、因山爲名、山本名功地山、昔難波長樂豐前宮御宇天皇世、爲車駕幸湯泉、作行宮於湯泉之、于時採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山、因號功地山、俗人謬誤曰久牟知山、又曰始得見鹽湯等云々、土

人云、不知時世之號名、但知島大臣時耳と有る趣にては、孝德天皇御世に其鹽湯を見得たる如くなり、然れども此は御紀に二年冬十月甲寅朔甲子、天皇幸有間溫湯と有る時の事にて、其先にも舒明天皇御紀に、三年秋九月丁巳朔乙亥、幸于攝津國有馬溫湯、同十年冬十月幸有間溫湯宮と見えたれば、其孝德天皇の御世頃より其驗有る事を世に弘く知り初めたりと云ふ意なる可し、風土記には、有馬郡溫泉、顯宗天皇二年丙寅一夜而出溫泉、爾來治病者浴此池、其功如遊神境と見ゆ、神名式に攝津國有馬郡溫泉神社(大月次新嘗)神社本記に湯泉(有馬)清湯山主命(大己貴命御事)と見え、親長記には湯山明神三輪明神也と有り、又千載集に、有馬の湯に忍びて御幸ありける御供に侍りけるに、湯の明神をば三輪明神となむ申し侍ると聞きて、資賢、希らしく御幸を三輪の神ならば驗有馬の出湯ならましとも有りて、三輪神は大己貴神の和魂大物主神に渡らせ給へれども、舊くより此には溫泉神と祀祭れりと聞えて、色葉字類抄に、溫泉三和社舊記云、大神溫泉、鹿舌三像大明神者、是一體分神也、故名號三和社、崇神天皇御宇之時、七年始被定置神戶、載天慶八年交替帳、夫大明神者鎮護國家爲利益(中略)古老云、此湯明神者(中略)溫泉底有石佛(中略)承德年中雷雨洪水、以後不奉見尊容(下略)と見えたり、此石佛と云へる佛、字若くは像、字を誤れるならむ事、右に三像大明神と有るを以て知るべきなり、其鹿舌神は攝陽群談に、「鹿舌神は有馬郡香下村羽東山香下寺の本尊にて救世觀音の垂跡少彦名命也」と云へれば、所祭其三輪神に溫泉神(大己貴命)鹿舌神(少彦名命)を合せて三座なるなり、傳七に同郡有間神社の御事を注せるに考へ合す可し、(攝津志に此御社の事を、在湯山町祭湯山主、仍稱三輪神、界内有溫泉寺、專掌神事、堂安藥師、稱本地と有り、楮右に引ける

神社本記に清湯山主命大己貴命御事と有るは、其山を湯山と云ふに就きて引付たりけるか、又は然る傳の有りけるにか、何れにしても床しき説なり、又出雲の須我山なる温泉の鹽湯なりけむと思しきに、此なるも其と同じきに、湯山の名の共に在るも奇しき事なり、此に就きて思ふに、神名式に出羽國平鹿郡鹽湯彦神社見えたり、同神か非ざるか、又神名式に伊勢國壹志郡射山神社は、八雲御抄及枕草紙に謂ゆる七栗湯の神にて御在し坐して、所祭大己貴命少彦名命に渡らせ給ふ由、傳廿七に委しく注せるが如し、又鎌倉實記三に、准后親房記引伊豆風土記曰、稽温泉玄古天孫未降也、大己貴尊與少彦名、我秋津洲憫民夭折、始製禁藥湯泉之術、伊津神湯又其數而箱根元湯是也、走湯者不然、人王四十四代養老年中開基、非尋常出湯、一晝夕二度、山岸屈中火焰隆發而出溫泉、甚熾烈鈍沸湯、浸身者諸病悉治と所見たるは、上古に大己貴命少彦名命二神諸國を經歷して禁藥と湯泉との術を始めて人民の夭折に備へ給ふと云ふ事にて、其は凡て各國の湯泉に互る事なり中に、伊豆神湯又箱根元湯も其一なる由を云ひて、次なる走湯者不然と云ふに界を立てたりし者なり、(伊津神湯は世に名高き熱海の温泉是なり、箱根元湯と云ふは其山中に七湯有る此を云ふなる可し、今も湯本とて有るや、其を倒反にして呼び來れるならむ、走湯は今も然云ふ所なり、神名式に伊豆國賀茂郡伊太氏和氣命神社坐すも由るにや、上に云へる事共に合せ考ふ可し、) 又但馬國二方郡二方温泉と云ふ有りけり、和名抄郷名に温泉、由と有る是なり、又湯口郷と云ふも有り、今本湯を陽に誤れり、其温泉記に上古大穴持少彦名二神入田道間洲、開瀨門經營此洲、又至二方國開此温泉、後居朝來郡赤淵宮、終向東方三河國と見え、又神社考傳と云ふ物にも「古天下を作成し、大穴持命少彦名命田道間洲に入り來り坐して瀨戸の水

門を開き此國を造り給ひ、其後竹濱に至り坐し、又二方國に在して顯見蒼生の病を治し給ふとて此御湯を開基し給ひ後に朝來郡赤淵宮に休居坐して終に東方三河國に到り坐しき」と有るは全く風土記の文法なり、其處より赤淵宮に御在し坐して東方三河國に渡らせ給ふと有る其事蹟を、今彼の國に考ふ可き明文無しと雖も、此に就きて按ふに神名式に但馬國粟鹿郡刀我石部神社赤淵神社見えたるに、參河國寶飯郡砥鹿神社所祭一宮記に大己貴命と有り、刀我と砥鹿と一なるに、石部は石邊に同じきを、風土記に砥鹿神社圭田五十三束所祭大物主神也と見え、又姓氏錄(左京神別下又山城國地祇)に石邊公大物主子久斯比賀多命之後也と云ふに引き合ひ、又參河國國內神名帳に正五位下磯部天神坐寶飯郡と見え、額田郡に磯部村と云ふ有る由なるに據有て思えたり、又和名抄郡名に但馬國養父(夜不)と見え、郷名に養父郡養父と出でたるに、八名郡に養父村と云ふも有りと云へば大いに由有りと云ふべし、偕此二方温泉を今も湯村と云ひて、其湯神を藥師と云へるも全く右の二神の御事なるが故なり、神名式に二方郡須加神社は上に云へる出雲國の須我神社とは一神なるか別神なるか、(當國には名高き城崎郡なる城崎湯と云ふ有りて、實に奇しき驗有りて人の知る所なるが、其にも神湯と云ふを今鶴湯と訛れるが有るは、右に謂ゆる伊津神湯の如く玄古に二神の製め給へる其數なる可き事云ふも更なり、斯るに此二方温泉は養父郡より七美郡を経て因幡に到る街道なるが、山中幽僻の地にして人の知る事稀なり、予今年出雲に到るとて行見たるに、所々の石間より熱湯を噴き出して甚恐こき所なり、所以に其地に井を掘る時は悉に熱湯の激り出づる故に、掘井とては一として有る事無く河水を塞て用に充る事なり、偕其湯は清湯にして底まで澄み渡れるが、湯は二分にして水を八分加ふる事なるが、其にても浴するには猶熱き心ちす、

其地に大凡物を煮るに火を用ふる事は少くて、何處にても其便利なる熱湯に浸して煮る事にて、天下に希らしき奇湯なり。神名式に伊豫國溫泉郡湯神社、伊佐爾波神社、和名抄郡名に伊豫國溫泉(湯)と所見たる是なり、其風土記に湯郡大穴持命見_ニ悔耻、而宿奈毗古那命欲_レ活而大分速見湯自_ニ下樋持度來、以_ニ宿奈毗古那命而漬浴者暫間有_ニ活起、居然詠曰、眞甞寢哉踐健跡處、今在_ニ湯中石上_ニ也、凡湯之貴奇不_ニ神世時耳、於_ニ今世染_ニ痲痲萬生爲_ニ除_レ病存_ニ身要藥也(下略)と所見たる、此文大己貴命を令_レ活給ふとも少彦名命を令_レ生給ふとも見えて甚紛らはしきを、熟見るに猶後の方に有りけり、其は大穴持命見_ニ悔恥而は、少彦名命の瘞坐しけむを大己貴命の可惜しみ給へるなり、然れば宿奈毗古命欲_レ活而は、欲_レ活_ニ於宿奈毗古那命而の如く心得べし、大分速見湯は、和名抄郡名に豊後國大分(於保伊多)速見(波夜美)と有る是にて、海を隔て、西なり、自_ニ下樋持度來は其元湯を海底より下樋を伏せて取り寄せ給ふなり、以_ニ宿奈毗古那命而は、以_ニ字上に在りて大己貴命の爲せ給へる事を示_レせるなり、漬浴者は大己貴命のなり、暫間有_ニ活起居は少彦名命のなり、偕此大己貴、少彦名二神相共に醫藥湯泉を製り始めさせ給へれども、其湯泉の事は已く大己貴命を清_レ之湯山主と申して其地の温泉を試み知り給ふが故に、此にても其少彦名命を救活し奉らせ給へる者なりけり、猶此湯に就きたる其余の事共は舒明天皇十一年御紀幸_ニ于伊豫溫湯宮_ニの傳に注してむを、此には唯諸國に在らゆる溫湯は悉くに此大神の所知看す御事を亦名を清之湯山主三名狹漏彥八島篠(一云野)神と申す因に少か云ふ事になむ、(又神名式に出雲崗社有るも思ひ合す可し、偕予が右の訓は釋紀に引けると通證に再び引けるとを合せて説き成せり、古史成文には其を大己貴命の事と爲るに就きて擅に私に文を改めたるは依り難くなむ有りける、此事

書き竟へて後に或人云へらく、伊豫の溫湯は豊後國速見郡木綿岳の元湯を弘法大師の加持して引き來るなりと云へるは、右の訛傳なるが土人の口傳に遺れるなりけり。○此神五世孫大國主神と云ふは、此八島篠神を始祖として此を除き其兒神より數へて摠ては六世孫なる由なり、次なる第二書に、然後素戔嗚尊(中略)所_レ生兒之六世孫是曰_ニ大己貴命_ニと有るは、素戔嗚大神を始祖として此を除き其兒神八島篠神より數へて六世孫なれども、此の如く其八島篠神より立つる時は同じく五世孫なる事、已に此卷首に委しく述ぶるが如し、又第四一書に、乃遣_ニ五世孫天之曾根神_ニ上_ニ奉於天_ニと云ふ文に在るは、素戔嗚尊よりは五世にて此八島篠神よりは四世孫なる事更に論を待たず、然りと雖も其大國主神はしも正しく直に素戔嗚大神の御子に御在し坐して御祖奇稻田姬命の生み奉らせ給ふ所にして、此に清之湯山主三名狹漏彥八島篠神と有るは即ち其大國主神の亦名にて渡らせ給ふ由、條々に上に論定めたる如くなれば皆がらに共に誤なる事云ふも更なり、此より以前の古事記に在る事を御紀には採られずて、一二、一書に載せて何世孫とは記されながら僅に五世孫天之曾根神のみ出でたるを以ても當昔已に疑の說有りし故なり、況て正書には唯に大神の御子とし、又外祖神等を稻田宮主神と任にも吾兒宮首者と詔ひ給へるなど、即ち御兒大己貴神を立てての御事詔なりける者なるをや、其は上にも委しく辨へたる事にて紛らはしき事にては非ざれども、素戔嗚大神より唯に御子なると六世孫と云ふと餘り事の違ひたる事なるを思ひ切て正書に然書させ給へるに、何ぞ慥なる本據の無くてやは有るべき、其を明らか正してこそ御紀に力を盡す者には有るべかりけれ、等閑に思ふ可からずなむ。今古事記の文を抄き出して此を辨へてむ、其文に云はく、八島士奴美神娶_ニ大山津見神之女名木花知流比賣_ニ生子布波能母遲久奴須奴神と有る、

八島土奴美神は上に説きたるが如く、其は決く大國主神に御在し坐せば別に一世には立つべからざる者なり、又木花知流比賣は、其御天降段に木花之佐久夜毘賣と云ふ御名の出でたるに對ひて聞と落との意異なれば別に一神の如くなれども、然る忌はしき本よりの神名は有るべくも非ず、若くは此天孫降臨章第二一書に、故磐長姫大慙而詛之曰(中略)唯弟獨見御故、其生兒必如木華之移落と有る其詛言に就きて木花開耶姬命を然云ひけむ俗説などの有りけむが混入たる者と見ゆれば、決めて眞の古傳には非ざる可くなむ所思えたりける、凡其大山祇神の御女は大神の娶り給へる神大市比賣命は傳九、二十一にも注せる如く詳なる事蹟なむ有るを、其を除きては磐長姫命、木花開耶姬命二神の外は思東無くなむ、次に布波能母遲久奴須奴神は布波能母遲と久奴須奴と斷て心得べし、其布波能母遲は古くは意富那母遲と有りけむを訛れる者なる可し、久奴須奴は國統主と云ふ事にて、上より續けて大己貴國統主神と申す義にて、大己貴神と御在し坐しつゝも國土を統御す主宰にて渡らせ給ふとの御事なる可からむを、終に其音の轉れるより別神の如く成りて、剩へに後には其二世に當る世數に混れたる者と所見たり、(然混へる所縁無きにしも非ず、其は記に其大神の又娶大山津見神之女名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神と云ふ事有り、實は右の二神は大己貴神の庶弟なるを、中古に其同母の如き異説の有るに就きて然る杜撰は終に成れる者なる可ければ、其混れの端緒此に在るべし、) 此神娶淤迦美神之女名日河比賣、生子深淵之水夜禮花神、記傳九(五十六丁)に「此の淤迦美神之女と云ふは、此神を祠れる社の神靈の現壯夫に化て婦人に娶て生み坐せる女子なり」と云はれたれども、其は天孫降臨の後ならばこそ有らめ未だ幽顯の相分れざりし以前に何ぞ然る事の有らむ、人世より云ふ時には此も幽彼も幽なれば、其

顯身にて娶り給へる女神の生み給へるなる事云ふも更なり、右の日河は此に謂ゆる簸川にて、記傳九(十五丁)肥河の下に「肥は地名なり、和名抄に出雲國大原郡斐伊、神名式に同郡に斐伊神社同社坐斐伊波夜比古神社と云ふも有り、彼の國風土記に大原郡斐伊郷屬郡家、樋連日子命坐此處故云樋(神龜三年改字斐伊)」と有り、是より河にも名づけつるなり」と云はれたる、此簸川を主領く神なる可し、楮右の布波能母遲久奴須美神を大己貴神と見る時は、大神の敷坐す稻田宮は同じ大原郡にし有りければ、其清之湯山より日河比賣の許に通ひ住ひ給ひて、御子深淵之水夜禮花神をば令生給へりけむが傳はり漏れて此の三世の數には列なれる者なる可し、楮深淵之水夜禮花神と申す深淵は右の簸川の云ふ、彼の邊に比布知と云ふ地名の有るも簸川の縁を云ふに准らへて思ふ可し、水夜禮は水令遣にて其斐伊大河の水理を主どれる謂にて、此は大國主神の國土を經營らせ御在し坐しける時の御功業を助け奉れる御兒神なりつらむを、今其傳を失ひたる者なりけらし、花の意は未だ思得ず、(強て思ふに山にも川にも海にも崎の出張りたるを鼻と云へり、其事已に傳八卷小戸橋の下に注せるが如し、然れば此は水を令遣る小川の深淵なる所に出埼を築きて水勢を利かしむる御功を申すなり、記傳に引かれたる和名抄郷名に土佐國香美郡深淵、布加不知、式に同郡深淵神社、又和名抄伊豫國新居郡花と云ふ郷名など佗國の事にては更に由なし、) 此神娶天之都度聞知泥神、生子淤美豆奴神と有る是にて四世なれども、此神の御事は已に傳十三、十六、廿一に注せる事なれども今も少か云はむには、出雲風土記に、所以號出雲者、八東水臣津野命詔八雲立語之故云八雲立出雲と有るは、謂ゆる八雲神詠の御事を申すなれば、八東水臣津野命と申すは即ち素戔嗚大神の御事なり、又出雲郡伊努郷の下に國引坐意美豆努命御子赤

矣伊努意保須美比古佐倭氣命と云ふ事有り、其神は傳十三、十六に注せる如く此瑞珠盟約章に謂ゆる熊野糠糠日命亦名熊野大隅命に渡らせ給へれば、其親神にて御在し坐す事本よりの事なれば、此の意美豆努命なむ素戔嗚大神にて渡らせ給ふ事申すも更なりける、又同記に杵築郷(中略)八東水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉與諸皇神等參集宮處杵築と有るも、其八東水臣津野命と大穴持命とを對へ云ひて外に神を云はざるも、素戔嗚大神と大國主神とは近き御父子にて渡らせ給ふ一の傍證なり、然れば此神をして此大神の四世に置く事甚其謂れ無き事共なり、又天之都度間知泥神の出自を載せざるも例に違へれば疑ふ可し、若して此淤美豆奴神を素戔嗚大神と見る上は其女祖神は伊弉册大神こそは御在し坐しけれ何をか求出む、決めて誤傳なる事云ふも更なり、此に就きて今考ふるに、此神名の都度間は本より集會の義にて、知泥は地根と云ふ事にて、此淤美豆奴神の御事を出雲風土記に國引坐神と書して所造天下大神に對はせられたれば、其國引に引來縫ひて國形を定め給へる義以て稱へ奉れるにて、實には淤美豆奴神と同體異名にて、即ち素戔嗚大神の御事に御在し坐すらむも知るべからず、(記傳には「都度間は集へ、知は市か、帳に出雲國神門郡智伊神社、風土記には知乃社と有り、稱は稱名なり」と云はれたれども猶盡されたりとも思えず) 此神娶布怒豆怒神之女名布帝耳神生子天之冬衣神と有る是にて、五世に當りて第四一書に五世孫天之曾根神と有るに合へり、然りと雖も傳廿一に注せる如く、神名秘抄に此神を五十猛命の一名と爲るは必ず受くる所有る説と聞えて甚愛たきを、其義を又説き見るに、冬衣は借字にて殖木主の義、曾根は殖木根の義なりければ、此第四一書に、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内莫不播殖

而成青山焉と有るに契合へれば其一神と爲る事甚謂れ有る事なり、且此一書の中に其子五十猛神と書し、五世孫天之曾根神と書き分けて事は別なるが如くなれども、五十猛神の御名は樹種の事に就きて出て、天之曾根神の御名は神劔の事に依て出でたるが、正書に素戔嗚尊曰、是神劔也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と見え、古事記にも故取此大刀思異物而白上於天照太御神也と有るが如く、奇稻田姬命との御妻問より以前に直に奉らせ給へるなれば、其五世孫を御使に奉らせ給ふ可き謂れ無き事なるを、古事記の天之冬衣神と同神なる事誰も心著ければ、即ち五世孫と云ふ事を添へたるは御紀の御撰び御在し坐す頃の加筆にて、決めて古意には非ざる也、然れば此神を五世孫と云ふには難しきを、猶此卷首にも引ける神祇譜天圖記に國作大己貴神、此神者素戔嗚尊孫子、天之冬衣神子也と云ふ事有りて、大己貴神は素戔嗚尊孫にして、子天之冬衣神子也と云ふ事なり、此にても天之冬衣神は五世孫に非ざるを曉る可し、古史第七十六段徴に「此孫子を比古美古と續け讀みて、天之冬衣神を素戔嗚尊の孫なる事を知れり」と云ひて、謂ゆる四世孫と云ふ事を妄に作れる者なり、但天之冬衣神は五十猛神なれば大己貴神には庶兄なり、其子と云ふ事本より誤なる事論を待たず、若て此事を再び思ふに、右の孫子は子孫の事にて二字共に大己貴神に係りて其五世に當る天之冬衣神子也と云へるなれば、其も六世孫の傳にて有りければ愈以て取り難き事なり、若て其布怒豆怒神、布帝耳神も又異しむ可し、楮布怒豆怒と云ひて語を成さず、若くは淤美豆奴神を誤りて如此く二に傳へたるか、若然も有らむには天孫降臨章第七一書に勝速日命兒天大耳尊と云ふ事有る、其は素戔嗚尊兒天忍穗耳尊と云ふ事なるが右の如く訛れる者となむ思しかりける(然れば淤美豆奴を布怒豆怒と訛り、意富美々を布帝美々と訛りて、終には女神

の名ときへ成せりし者なめり、傳記傳には「布怒は備後國三次郡に布努郷有り、云々」と云はれたれども、予今年出雲より福山に越ゆとて布野と云ふ地に一夜宿りて見たれども、更に神代の由有る神迹とも思えざれば其説の別に成るに至れり、又同書に冬衣を、明宮段歌に波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由、布由紀能須の布由紀を取られたれども如何、此神娶、刺國大神之女名刺國若比賣、生子大國主神は、右に謂ゆる天之冬衣神の五十猛命なる上は大國主神の御兄に坐せれば其御子と云ふべき謂れ無く、又其五十猛神の后神は第五、一書に妹大屋津姬命次栴津姬命と有れば、此の刺國若比賣に更に由無ければ決めて誤傳なるにこそ有らめ、若て刺國は建國にて大神は大之神には非ず、若比賣の若に對へたる大にて、常に崇め云ふ某大神の例なり、佐須と多都と通ふ事は此正書なる御歌の夜句茂多菟伊都毛、古事記日代宮段には夜都米佐須伊豆毛と有り、又萬葉三(四十八丁)には八雲刺出雲と見え、又古事記日代宮段歌に佐泥佐斯、佐賀牟能袁怒邇と有るは、眞嶺立相模之小野邇と云ふ事なるを佐禰佐斯とは云へるなり、又戸窻などに多都と云ひ佐須と云ひ、矛矢などに立とも刺とも云ふ事常なり、此を以て刺國の建國なるを知り、又此に大神と稱し奉る許りの尊き神は誰神か御在し坐さむ、素戔嗚大神にて渡らせ給ふ可き事申し奉るも更なり、其は傳廿一にも引ける欽明天皇十六年御紀百濟國王に仰せ下さるゝ語の終に、原夫建邦神者天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有るを、鈴屋大人の素戔嗚大神なる由云はれたる實に其如く御在し坐すと、此の刺國大神は建國大神なる時は右の建邦神に正しく相叶へれば此説に及べる者なり、又其大神に對へて若比賣と申す神は決めて大國主神の后神と成り給へる須勢理毘賣命の御事なりけむを、其御祖とは傳へ誤れるにこそ有りけめ、如此く悉くに始より訂し見

るに、何れも疑を容る可き所のみ有りて、此より彼、彼より此と按合すれば、素戔嗚大神より大國主神に至る迄中間五世の神名は右の二柱神の亦名の轉り訛りて出でたるのみ多在れば、其極み盡る所は唯に素戔嗚大神の御兄大國主神に御在し坐して、六世孫と云ふ説は皆がらに消え失せて、終に正書の趣なむ甚正しき所を得たりける、(又私に改めて四世孫など云ふは、殊に古書を読む事の委しからずして一向なる速り心に出來れる者なれば誰かは従はむ、但予が古事記の六世を悉くに論らひて削り去る事も又私に似たりと雖も然らざる可し、其は直に其御兄と云ふと六世孫と云ふと唯二のみなり、御兄と云ふ説を立つる時は六世と云ふを取るべからず、六世と云ふを立つるには御兄と云ふ説を廢るに非ざれば説を成す可からざるを以て、予が此舉は一家の私言とは思はずなむ) ○大國主神、此御名はしも國々の國主神を總括りて其君長と御在し坐せる由、傳二十七に委しく註し奉れるが、此には其大國主大神と成らせ御在し坐ける其次第を明らかめ奉る可し、偕此大國主神と稱へ奉る御事は天下を經營らし坐して國土を主領き給ふ由の御名なるが故に、第六、一書及古事記共に大國主神亦名云々と書されて此御名を以て主と立つる事なるには深き所以有る者なりけり、正書には大己貴神と記されたる、此は其大神の御生み坐せるよりの御名にて摠てに互れるを、此大國主神と申し奉るは、御父素戔嗚大神の御事依の御言を載せ奉り給ひて終に其功業を成就し給へる御名にし有りければ、其數多御在し坐す御名の中には斯く許り重く尊き御名は非ざりけり、然は有れども其大國主神と御名に負し給へる迄の御辛苦の程は譬へても云はむ方無き甚じき御事にてなむ御在し坐しける、故に今茲に其千が一も注し奉りて天下に大功を立てむ人の神習ひに習はし奉る便宜に充てむとす、古事記に云はく、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避

於大國主神、所以避者其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神負、侍爲從者、往と有る、此始に大國主神と出でたるは其功成し坐せる末に係るが故なり、下文に始作國也と有るを照し見る可し、次に大穴牟遲神の御名の出でたるは、其有りし時の稱呼を用ひたる者なり、此にて其差異有るを知るべくなむ有りける、惜此大神はしも正書に所見たるが如く稻田宮を吾宮と爲て其外祖父母神に持傳かれさせ御在し坐し、かども、御父大神の故有りて佗に物爲させ給ひし後は御祖命と二柱のみ御在し坐しけるからに、庶兄弟の神等に甚く賤しめ賤しめられさせ給ひて、如此く負囊者には使はれさせ給ひけるぞかし、然れども此御事に依りて終に大國主神としも天下に齋かれさせ御在し坐すに至れりければ、始より大神と成らせ給ふ程の大器にて渡らせ給へる御事を此にて明らか奉る可き所になむ有りける、(記傳從者の下に「同じき兄弟の中に此神しも如此く賤しき狀に役はれ給へる所由は、凡て大なる功業を立てむと爲る人は細事には抱はらぬから中々に人の云ふ任に従ふ者なればなる可し」と云はれたるは然る言ながら、本より此大神は天下に大なる功業を立てさせ給ふ可き器と見えさせ給へる以て悉くに忌妬み奉りしから斯る事にも及べるを、此神にしても未だ其を妨ぐ程の御力は未だ御在し坐さざりし者とぞ所見たりける、)於是到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、浴此海鹽當風吹而伏高山尾上、故其菟從八十神之教而伏爾、其鹽隨乾、其身皮悉風見吹拆、故痛苦泣伏者、最後之來大穴牟遲神見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、僕在淤岐島、雖欲度此地、無度因、故欺海和邇言、吾與汝競欲計族之多小、故汝者隨其族在悉來、自此島至于氣多前、皆列伏度爾、吾蹈其上、走乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其

上讀度來、今將下地時、吾云汝者我見欺言竟、即伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命以、誨告浴海鹽當風吹伏、故爲如教者、我身悉傷、於是大穴牟遲神、教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、即取其水門之蒲黃、敷散而輾轉其上者、汝身如本膚必差、故爲如教、其身如本也、此稻羽之素菟者也、於今者謂菟神也と有る、是八十神の惡を以て亡び此大神の善を以て興り給ふ所以にして、八十神の徒に物の命を斷ち給ふは國土に主宰と有るべからず、此大神の大國主と成り給ふ萌芽先づ此に在り、若て如此く稚く御在し坐しける程より療病の事に勝れさせ給ふ神隨なる徳性の御在し坐せるが故に、後に少彦名命と相共に天下に大なる恩賴を蒙らめ給ふ其基本なむ此に御在し坐し初めさせ給へりける、此第六一書に、夫大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴と有りて、天下を經營給へるは國土人民の爲なれば、其民命を重みし給ひて傍醫事にも及ばせ給へるなり、是即此大神の天神より稟賦させ給へる神隨の徳性と云ふ者なり、(此徳性と云ふは海宮遊行章に謂ゆる海幸彦山幸彦の佐知是なり、凡て神は更なり世中に生とし活ける人には各天稟の徳性を具へたる者にして、武事に堪へたる人有り、農作に長けたる人有り、工匠に巧みなる人有り、商賈に秀でたる人有り、各其神隨にして得る所なるを以て佐知とは云ふなり、然れば此素菟の痛を癒し給へるは、右の畜産の病を療し給ふ所縁とも云はゞ云ひつ可き狀なりけり、)故其菟白大穴牟遲神、此八十神者心不得八上比賣、雖負侍汝命獲之、於是八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神と有る、此は素菟の大己貴神を相し申せるなり、次は其八上比賣命の夫として其

逢ひ奉る可き神を八十神の中より鑿定て其對を奉られしなり、本より八十神に耻かしめられ給ひて負囊者に使はれ給ひ、全く從者の狀にて御在し坐し、かば、八十神の如き美麗しき御裝束などは無くて、如何にも甚く檻穽しき御狀には御在し坐しけれども、下文に成麗壯夫而出遊行と見え、其次なる須勢理毘賣命見愛て御父大神に申し給へる御言にも甚麗神來と申し給へる程の御事なりければ、往々天下を造らして大國主神と成らせ給ふ可き御形勢は見奉り知られさせ給ひけむかし、(此は其中卷伊豆志袁登賣神段に、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣、皆不得婚、於是有一神、兄號秋山之下水壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣不得婚、汝得此娘子乎、答曰、易得也、云々、即其母取布遲葛而、一宿之間織縫衣禪及襪沓、亦作弓矢、令服其衣禪等、令取其弓矢、遺其娘子之家者云々と有るに似たる事なるが、其妻問には如此く裝を成して行く古も今も常なれば、此に大穴牟遲神の從者として侍を負ひ給へる事を云ひて、其主と有りし八十神の裝の善かりけむ事を推し量られたり、傳記傳に「其菟の白しつる此の言の如く、果して八上比賣をば大穴牟遲神の得給へるは、此菟の靈幸ひけるなる可ければ實に神なりけり」と云はれたる、然る意味も無きには非ざれども、此は將來の遠大を未然に察し云ふ事にて少縁の由には非ず、)故爾八十神怒欲殺大穴牟遲神共議而、至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮共追下者、汝待取、若不待取者必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下、取時、即於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而、參于天請神產巢日之命時、乃遣鬻貝比賣與蛤貝比賣令作活、爾鬻貝比賣佐宜焦而、蛤貝比賣持水而塗母乳汁者、成麗壯夫而出遊行と有る、此は今まで其大已貴命を從者と爲計り貶しめて擧て行きしを、

此に其素菟の言と云ひ、八上比賣命の答へと云ひ、佗より見る所の此上無きを見て更に妬忌の心を起し、終に謀略を設けて一度は此にて殺せ奉れりしなり、此に於て御祖奇稻田姬命此を訴へて上天に參り神皇產靈神に白し、かば、二柱の女神を天降し坐せて令作活給へるは、天下の大國主神と成りて世の中に大功を立て給ふ可き神に御在し坐すに依りてなり、又斯る御惱みの事の度々に御在し坐して救はせさせ給へるを以て、其療病の御事には決めて功有る大神とは契らせ給へるなりけらし、偕此後に至りて下に見えたるが如く御父大神の大已貴神に御命を賜ひて八十神を追伏せ追撥へと詔ひ給へるは、天下國土に害と成るべき神なるを以てなり、其反對の道理を此にて明らむ可し、(此は神武天皇御紀誅丹敷戸畔時の文に、時神吐毒氣、人物皆瘁、由是、皇軍不能復振と有るは、其瘁たる任にしては崩御す程の御事にも至る可き所なり、此時天照太神武甕雷神をして詔靈を天降し奉らせ給ひけるを、高倉下命の即取以進之、于時天皇適寐、忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、尋中、毒士卒悉復醒起と有る、此は天神御子に御在し坐せば格別なる御事にて御在し坐せども、其外にも大功を立て世に起る可き人には、一度は生死の界に入りて後には復りて其威靈を増す事の有るは、必ず天上より御靈を降して令作活給ふ事有るに依れり、)於是八十神見且數擧入山而切伏大樹、茹矢打立其木、令入其中、即打離其水目矢而拷殺也、爾亦其御祖命哭乍求者得見、即拆其木而取出活、告其子、言汝有此間者遂爲八十神所滅、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所、爾八十神竟追臻而矢刺之時、自木俣漏逃而去と有る、此にて已に殺され給ふ事二度、又殺されむと爲給ふ事一度なり、偕斯る淺々しき謀略を知らざるには非めれど、未だ稚く御在し坐しける程にて其勢の得勝させ給ふまじきに依りて、知りつゝ此に



て殺され給へるなる可し、此下に至りて御父大神の生大刀生弓矢を授かり奉らせ給ひてよりぞ其御威勢の反様に成りて終に八十神をば打ち亡ぼさせ給へりける、偕此大屋毘古命は記傳に「五十猛神と一なる可し」と云はれたる如く、此も同じ素戔鳴大神の御兒にて大己貴神には御兄なり、此は已に天上にて生長らせ給へる神に御在し坐せば、左も右も其御所置に任せ奉らせ給はむと出し遣し給へるにて、其御祖命の御心には御父大神の御許に奉らせ給は將く思ほしめての御事と所見たり、然るに此事に就きて其大屋毘古神を禍津日神として罪を其本に返す事の如く云ふ説も有るは非なり、偕此神を御祖命より御父大神の御許に直に指し付けて赴かしめ給はざるは故有る事にて、此御子を生み給ひて後は其生立を試みさせ給ふなどにこそは有りけらし、大神は已に出雲を去りて佗に物爲させ給へればなり、其由已に傳廿一卷に考へ云へるが如し、御祖命告子云可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘賣出見、爲目合而相婚、還入自其父言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂之葦原色許男、即喚入而令寢其蛇室、於是其妻須勢理毘賣命以蛇比禮授其夫云、其蛇將咋、以此比禮三舉打撥、故如教者、蛇自靜故平寢出之、亦來日夜者入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、教如先、故平出之と有る、御祖命告子云の六字疑ふ可し、此は大屋毘古神の御所に已に行到らせ給へる後の事なる可ければ決めて誤などもや有らむと思ゆる、又其大神の御在所を根堅洲國と云ふは誤なる由、傳十三、十四、廿一に云へり、此は未だ顯國に御在し坐し、間の御事なるを、例の六世孫と云ふ事に引かれて其始終の打合はざるを強て合はせたるより出來れる杜撰なめり、其女須勢理毘賣命と申すは、天照太神と御誓の御時に生み出し給へる三女神を一柱に合せ奉る御名な

る事、傳十三より始めて已に注せるが如し、然れば大己貴神とは御兄弟の如く渡らせ給ふと雖も別なる所以在し坐す神に坐せば相婚せ給ひて天孫を助け奉り國土を主領き給ふ可き御幽契なる事亦已に云へり、女神は此時まで見知り給はぬを、大神は此を謂之葦原色許男と詔ひ給へるは、其色許男と云ふは葦原中國にて竝ぶ方無き英武の神なる由を以て答へ給へるにて、此より又甚く事苦め奉らせ給へりと雖も、此は大神にも大に矜り給へる意以て詔ひ給へるにて下に於心思愛と有るに對へる所なり、若て其内に喚び入れさせ給へるは、其幼稚く御在し坐し、間に御外祖父母神に令傳て久しく見行はさざりしに依りて其稜威の可否を見給ふ御心御在し坐すが爲なるにて、然葦原色許男と御言に顯はして矜らせ給ひつゝも猶思東無くこそ所思したりけらし、蛇室と吳公與蜂室とに入れ給ひて御父に坐し御子に坐しながら殺さむと爲給ふ事此に二度なりき、然るに其御妻須勢理毘賣命蛇比禮又吳公與蜂比禮とを二度共に授けて令撥奉らせ給へり、此即ち第六、一書に爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、と其る禁厭の起原此に在り、如此く種々の困苦に遭ひ給ひつゝも亦其事に就きて大いに神威を増させ給ひて、果して大國主神と依されさせ奉り給ふ御事の近く成らせさせ給へるにぞ有りける、(記傳に「御祖命告子云、舊印本延佳本共に此六字を脱せり、今は一本に依れり、舊事紀にも此事有り云々、諸本に右の六字無きに就きて師は大屋毘古神告日など云ふ言有るべきなりと云はれき云々」と云はれたる、此縣居翁の説なむ實に然る言なる、又同書須勢理毘賣命の傳に、「此は被に合はせ説くべき由有り、大祓詞に根國底之國、坐速佐須良比咩、云神持佐須良比失耳、と有るは即ち此比賣神にて、須勢理は佐須良比なる可し云々」と云はれたれども、其は已に古史徵に説有るに亞て予委しく明らかむる所有りて傳六卷八卷に注せる如

くなれば取り難かり、又同書に「大屋毘古神と申すは書紀御腹段の大綾津日神に當り、其は即ち大福津日神に當れ、ば木國大屋毘古神も又被除に由有る御名なり」と云はれたるも強事なり、亦鳴籥射入大野之中、令採其矢、故入其野時、以火廻燒其野、於是不知所出之間、鼠來云内者富良々々外者須夫々々、如此云故、蹈其處者落隱入之間、火者燒過、爾其鼠咋持其鳴籥出來而奉也、其矢羽者其鼠子等皆喫也、於是其妻須世理毘賣者持喪具而哭來、其父大神者思已死訖出立其野、爾持其矢以奉之と有る、此にて大神の殺せ給はむと爲給ふ事三度に及びりき、此は殊に辛き事にて、大野の中に入らしめ矢を打彈ちて此を採らしめ、其上に野火を著けて唯燒に燒き給へりしかば、天に升り地を潜らばこそ有らめ、如何しても逃る可き方無き事にし有りければ、后神は已に喪具を携へて哭來坐し、御父大神は已に身亡ぬと所思して出立し御在し坐しけるに、彼の鼠の助かる可き道を教へ奉りしに救はれさせ給ひて其矢を奉り給へるを、其事とは色にも出し給ひ難かりけども、大神の御心裡には何許りか悦ばせ御在し坐しけむ、吾等が子を試す親心に准らへ申さむは甚恐こかれども想像り奉らるゝ事なりかし、記傳十(四十七丁)に「此段の凡の意を以て思ふに、先づ右の如く大穴牟遲神を種々苦しめ給ふは皆此神を驗給ふなるに、今如此野火盛に燃度りて既に燒竟る迄猶彼神の出來り坐さぬ故に、如此くては既に所燒て死ぬる物ならむと御心の内には愛ほしく心元なく思ほして其爲の終を尋ね給はむとぞ出で立ち給ひつらむ」と云はれたるは然る事なり、若て先には菟の崇敬まひ奉りて八上比賣を得させ奉ると云ひ、此には鼠の來りて其急を救ひ奉ると云ひ、其御威靈の世に殊に勝れさせ給へるが爲にて、次々に此如く加はる御德に就きても愈大國主神と申し奉る可き程は見え初たりけらし、(若て此大神

の顯世に御在し坐し、間は菟鼠と雖も言語して仕へ奉れるより始めて、其國作段なる供奉の中にも谷具久の名有り、若て大神の神事所知看し初めて幽と顯と界を異に爲るに至りて、六畜の外凡て其死體を見ざる鳥獸蟲魚は顯明に在りながら幽冥に屬ける事と成りぬるも、亦右の如く次々に大神に屬き奉りし縁に因れるなるを、人は其始終を得しも知らざりけるこそ更に其説の無きなりけめ、時變入家而喚入八田間大室而令取其頭之鼠、故爾見其頭者吳公多在、於是其妻以牟久木實與赤土授其夫、故咋破其木實含赤土唾出者、其大神以爲咋破吳公唾出而於心思愛而寢と有る、於心思愛は上に謂之葦原色許男と詔り給へるに對見る可き所なり、然るは此時は未だ稚く御在し坐しけれども、本より荒茫びたる國神を和順へ磐石草木に至る迄も威能強暴るを推し伏せて天下を理む可き神と大神の豫に所知看ての御事にて、然る大器に御在し坐すを以て其御女神の嫁ぎ坐せる事は其にして彌御試の御事は始まれりけるなり、記傳十(五十丁)に「於心思愛は、此は大穴牟遲神の多在る吳公を少かも懼れずて咋破り給ふと思ひて其勇を愛で給ふなり、然れど其は御心裡に含て色にも出し給はぬと云ふ事を慥に知らさむ爲に於心とは云へるなり、偕上件蛇室吳公蜂室などに令寢給ひしに事故無く平くて出で坐し時、又野を燒廻らしたるに無恙くて矢を持て獻り給ひし時も、度毎に御心裡には思愛ながら其御心を表に顯はし給はぬ故に、彼處々には此語を略きて今終の一事に如此く云へる古文の妙なる處なり、心を著けて味ふ可し、(下略)と云はれたるは、此文の蹟を探り幽深き致を明らかにせ給ふ事を争でかは大神の其色にても曉知らせ給はざらむ、然れば此に至りては愈其夫妻二柱神相並

ばして大國主として顯國に御靈威を幸へさせ給へらむ者と思ほし成らせ給へりけむ事、次に意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻（下略）と有る御印可の御語にて著明くなむ有りける、此に至りて其后神の力を得て大己貴神の御威勢愈以て御盛に御在し坐し成らせ給へる御事を見奉り知るべくなむ、（記傳即以火廻燒其野、於是不知所出の下に、此は四面より燒き廻らす故に遁れ出づべき方無きなり、抑蛇と云ひ、吳公蜂と云ひ、此事と云ひ、種々に苦惱め給ふ所以は、彼の八十神の如く實に害はむの御心には非ず、如此く爲て此神の勇怯又智愚なるを驗給はむとなる可し、下文に於心思愛而寢と有るにて其意顯れたり、云々）と殊に此事には力を入れて注ざれたり、思を深めて味はふ可し）爾握其大神之髮、其室毎椽結著而、五百引石取塞其室戸、負其妻須世理毘賣、即取持其大神之生大刀與生弓矢、及其天沼琴、而逃之、其天沼琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚而、引仆其室、然解結椽髮之間、速逃は、此にては大神は於心思愛而寢と有りて、御心に大いに安く所思す所有りて御寢坐せる計り弛み給ふ所有るを、大己貴神はしも上件の如く毎度に大いに辛苦られさせ奉り給ひ、又其后神の御德をも併せて其御稜威なむ甚勝らせ給ひければ、今度は其反様に大神の御寢坐せる間を伺ひて生大刀、生弓矢及天沼琴を竊に賜りて逃退坐さむと爲させ給ひしかども、大神の追及て出で坐さむ事を思ほして種々其防ぎを成し給ひけるなり、其生大刀、生弓矢の生は足に對へる例のとは少か異にて、此は其大刀にも弓矢にも神隨にして生て活く如き神德有るを稱へ云ふなり、次に意禮爲大國主神と詔り給へる御事依に合せて思ふに、指し向ひたる八十神は此大刀弓を以て追伏せ追撥はせ給ふ可く、其餘の天下に在らゆる諸神はしも坐ながらにして和順ひ奉る可き此大刀弓の生活ける神

威の壓す所なれば、大國主神として國土の主宰と御在し坐す所以此に在る事なるを思ふ可し、又其天沼琴は其后神に屬けて天より傳へ給へる寶器なりけれこそ天とは云ひけめ、所以に下文に其大刀弓の用を云ひて琴の事をは御女の御事に附けて殊更には詔り給はざるなる可し、記傳十（五十四丁）に彼の黄泉戸段なる度事戸の事を引かれたるは強事なれ共、今此琴を取り持ちて出で給ふは須世理毘賣を妻と爲る表物と爲るなる可し、上代には夫婦の結を成すに必ず女の親の方より琴に琴を與へて其を永く夫婦の中の契と爲し事にぞ有りけむ、其詳なる據は見ざれども吾妻と云ふ名の有るも此故なる可く所思ゆ、（取意探要）と云はれたるは實に然る言と所見たり、其は下に其我之女須世理毘賣爲嫡妻、而と詔ひ給へるが如く、此女神は天より降り坐し、より以來大神の御許にて長ならせさせ給へれば、此神と御夫婦の御契御在し坐して其御德を合せて大國主神と成り給ふ可き所縁の御在し坐すが爲に先づ其表物を取りて持ち出で給ひ、大神は其表物を授くる爲に本より夫妻神と成れる御中なるに、猶又其御言を詔らして定め奉らせ給へる者とこそは所思えたれ、（其古事記の度事戸は此四神出生章第六、一書に絶妻之誓此云許等度と注して、其は夫婦相分れて別處を立て相離るゝ由、已に傳八卷に委しく辨へたるが如し、偕又記傳に「生大刀、生弓矢の生は十種神寶に生玉、足玉有り、神祇官坐八神の中に生魂、足魂と申す神有り、又生島・足島、生國、足國、又出雲神賀詞に生日能足日爾なども有る生にて、皆命長く生る意なり、此は執持主の命長く生べき德有る弓矢なり」と云はれたれども、其は持主の方に屬けて云ふ生にて、予が右に云へるは其大刀弓の物に附けて云ふなれば、此を以て大に意味の差有る事なり、故爾追至黄泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神、曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾、

亦追撥河之瀬^ニ而、意禮爲^ニ大國主神^一、亦爲^ニ宇都志國玉神^一而、其我之女須世理毘賣爲^ニ嫡妻^一而、於^ニ宇迦能山之山本^一、於^ニ底津石根^一宮柱布刀斯理、於^ニ高天原^一冰椽多迦斯理而居是奴也と有る、此黄泉比良坂は傳の誤なる事、上に云へる根堅洲國の所に其辨有るが如し、遙望呼^ニ謂^一大穴牟遲神^一曰云々と有るにて、今迄は大神の御心に含めさせ御在し坐して萬に強面く持ち成させ給へりしかども、此に至りて其御本心の御程は顯れさせ給へり、其は此正書に、生^ニ兒大己貴命^一、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜^ニ號^一於^ニ二神^一曰^ニ稻田宮主神^一と有るは、本より其珍子として愛くしみ奉らせ給ふが故に其^{カシヤキ}傳^ノの神を奉らせ給へるなるを、此に至りては其とは格別なる御持成にて其^{ヒト}長^リを試させ給ふとは申し乍ら、剩に將殺と爲させ給ふ事此に三座に及ばせ給へる、是其最愛くしみの深き所なるにて、如何にもして大國主神と成し奉らせ給は將^ト欲^クしく所思すからの御事にて渡らせ給ふが故なり、然るを大己貴命の一一に其事に堪へて、然計り嚴しく物爲給ふ八田間大室より出でさせ給ひ、大神の豫て授け奉る可く物爲させ給へる生大刀、生弓矢及天沼琴を取持し、其妻神を携へて出でさせ給へるからに、愈大神の御心に愛しく所思して終に此御事依は御在し坐しけるになむ有りける、偕又、事を成す始に先づ夫婦相嫁ぐ例は二柱御祖神に始まり、素戔嗚大神の奇稻田姬命に成り、又宮殿を營み造る事は彼の八尋殿稻田宮の故事を立て其如く物爲給ふ可く事任し給へるにて、即ち大國主神と成り給ふ可き儀容^{ヨウカ}を示し給へる御事なり、偕此に爲^ニ大國主神^一亦爲^ニ宇都志國玉神^一は、記傳十(五十八丁)に「此二名は此處にては未だ此神の御名には非ず、然る神と爲れと詔ふなり、偕後遂に功業を成して此詔の如くに爲給へる故に御名とは成れるなり」と云はれたるが如くにて、俗に天下の主と成れ、國土に德澤を布く者と成れと云ふ意なり、傳

廿七に注し奉るを合せ見る可し、偕其宇迦能山本宮は、風土記に、出雲御崎山、那家正北二十七里三百六十步、高三百六十丈周九十六里一百六十五步、西下所^レ造^ニ天下^一大神之社坐也と有る是にて、謂ゆる日御前なる事傳廿一に注せり、此時までの御在所は彼の清地なる稻田宮なりしを、此處に移して天下を主領き坐せとなり、是奴也は記傳に「上に意禮と詔ひ此に如此く詔へる、共に裡には甚く賞^{ホウ}美^ビたる御心以て殊更に表に賤しめ誓り給ふなり、今世にも然る事多きを思ひ合せて其味を知れ」と云はれたるが如く、御愛くしみの餘りに深く御在し坐すが爲に態と強面き狀に會釋はせ奉り給へるなり、(但此宇迦宮を今出雲人は杵築大社の事なり、其證には謂ゆる其八雲山の奥に口宇加、奥宇加と云ふ地名の有るを引く事なれども、凡て其山續きは風土記に云へる宇賀郷にし有りければ、然る地名も何どてかは無からざらむ、然りとて杵築大社は國避の御時に、其御靈を鎮め奉る爲に仕奉れる天日隅宮にして、現御身にて住ませ給へるには非ざる事、天孫降臨章に見えたるが如し、然れば土人の傳ふる所は漫りに信なひ難き者になむ)故持^ニ其大刀弓^一追^ニ避^一其八十神^一之時、每^ニ坂御尾^一追^ニ伏^一每^ニ河瀬^一追^ニ撥^一而始^レ作^レ國也と有る、此は彼の八十神はしも大己貴神の御爲には甚じき御敵と有り、然れども、一には大神の御子と坐し、一には共に御兄弟にて坐せば、私に討ち取るべからず、御父大神の御許を受け奉らせ給へるに非ずては行はせ給ひ難き御事なるを、右に生大刀、生弓矢を賜ふ由の御命はしも、軍防令に謂ゆる征伐の時に當りて將帥の人に節刀を賜ふと同じ意味なる事なるに、又右に汝庶兄弟者追^ニ伏^一坂之御尾、亦追^ニ撥^一河之瀬と有るは、其兵略を大神の示教へさせ給へる所なり、故に此も其如く物爲させ給ひける故に其御勢の殊に勝れさせ御在し坐して遂に打勝せさせ給へるなり、其間の御事は大凡は已に傳廿一に云へるを思ひ

合す可し、始作國也。此大八洲國はしも二柱御祖神の生み成し給ふ所にして、御父大神の彼國引坐神と坐して縫足はし坐せるを、此大己貴神の更に作り給ひ、後には少彦名神と共に常世の我の國の八十國島の八十島をも巡り造らせ給へりければ、大國主と申し奉るなむ天下千萬國の大國主神には渡らせ給へりける、此始に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神と有るが如く、本より此大八洲國を主領き居たりし八十神の國を避奉れる上は、主張て此國土の主宰と坐すは此大神に渡らせ給へる故に、已に註せる如く、此一書に八島篠神と申すは八島知主神と云ふ事なり、八島手命と申すは八島造命と云ふ義なり、八島野命と申すは八島主命と云ふ言なり、又彼の記に謂ゆる八島士奴美神は八島知主身神と申すに異ならざれば、此に大國主神と申す意味に共に等しき者なりけり、然れば、此大國主神と申し奉れるは、右に始作國也と有るより後の御事になむ渡らせ給へりける、(然れば、此大國主神と申し奉る御名の意は、右に引ける古事記の文の章句を逐ひ佗書に徴して説き明らかめ奉るに非ずしては得知るまじき事になむ有りければ、唯其字の如く大國を主領き坐す義とのみ容易く思ふ可からず、上件に云へるが如く、此は甚々深致有る事なりけり、)

安政五年十二月十七日始之、自同廿三日至廿九日成。

日本書紀傳 二十三之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十三 寶劍出現章

一書曰。是時素戔嗚尊下至於安藝國可愛之川上也。彼處有神名曰脚摩手摩。其妻名曰稻田宮主簀狹八箇耳。此神正在妊身。夫妻共愁乃告素戔嗚尊曰。我生兒雖多每生。輒有八岐大蛇來吞不得一存。今吾且產。恐亦見吞。是以哀傷。素戔嗚尊乃教之曰。汝可。以衆菓釀酒八甕。吾當爲汝殺蛇。二神隨教設酒。至產時。必彼大蛇當戶將吞兒焉。素戔嗚尊勅蛇曰。汝是可畏之神。敢不饗乎。乃以八甕酒每口沃入。其蛇飲酒而睡。素戔嗚尊拔劍斬之。至斬尾時。劍及少缺。割而視之。則劍在尾中。是號草薙劍。此今在

尾張國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也。其斷蛇之劍號曰蛇之
巖正。此今在石上也。

素戔嗚大神の天上より天降り御在し坐し著かせ給へる地の事、正書又第一一書には降_ニ到_ニ於_ニ出雲簸之川上_一と見え古事記には降_ニ出雲國之肥河上_一在鳥髮地_一と有る、此は其所を委しく云へる者なり、第四一書には右と同じく東渡到_ニ出雲國簸川上_一所_レ在鳥上之峰_一と有り、然れども其は已に新羅國に先づ降り着かせ給ひて、其より東方此地に渡り給へる趣にて即ち一の異説なり、若し此傳はしも下_ニ到_ニ於_ニ安藝國可愛之川上_一也と有りて、出雲は謂ゆる山陰道なり、安藝は即ち山陽道なり、地理に大なる違有れば是なむ實に大なる異説には有りける、然れども、已に傳二十一に論らひ辨へたるが如く、鳥上二水考證と云ふ書に、夫安藝國者非_ニ國名_一也、出雲風土記所_レ載意宇郡安來郷、而今屬_ニ能義郡_一、而作_ニ八杉郷_一者是也、先輩泥_ニ文字_一而混_ニ山陽安藝_一、誤訓_ニ之阿伎能久邇_一、遂失_ニ其正_一矣、宜_ニ改訓_ニ野珠魏能玖邇_一也、以_レ郷稱_レ國者舊證多矣、可愛之河則經_ニ流於安來郷_一、伯耆大川是也、其源出_ニ於出雲國仁多郡能義郡之堺葛野山_一、而上流謂_ニ之伊志尾川_一、北過_ニ母理安來等之郷_一而入_ニ于伯耆國_一、經_ニ舟上及米子等之地_一而入_レ海矣、謂_ニ之日根川_一也、以_ニ其流_ニ伯耆_一總名_ニ之伯耆大川_一也、出雲風土記曰、伯耆大川源出_ニ仁多與_ニ意宇二郡堺葛野山_一、流_ニ經母理楯縫安來三郡_一入_レ海(割_ニ意宇郡_一爲_ニ能義郡_一、故葛野川今在_ニ仁多郡與_ニ能義郡_一之堺)其葛野山之在_ニ二郡之堺_一也、東南與_ニ鳥上峰_一麓相近矣、然則可_レ知_ニ伊志尾川之源不_レ遠_ニ于鳥上之峰_一焉、故其以_ニ眞髮觸奇稻田媛_一遷_ニ置於簸河之上_一而長養者、

以_ニ近接_ニ其堺_一也、(案谷重遠曰、今訪_ニ安藝國_一、不_レ聞_ニ有_ニ可愛川_一者當矣、予友祝利萬呂者安藝國之人而盡_ニ心於日本書紀_一久矣、雖_レ求_ニ可愛之河于安藝國_一、卒_レ不_レ得_ニ其蹤_一、又求_ニ有_ニ雲藝二國接壤之地_一否、亦無_レ得_レ之矣云、予信_ニ其說_一、故不_ニ復求_ニ諸藝州_一、專求_ニ諸雲州_一而得_ニ其舊跡_一也)と有るは此傳の異説ならず、却りて正しき傳なる事を確に見認めたる説なれば、實に謂れたる言にて、殊に當國の人にして地理に明るくて云へる説なり、必ず此を諸なふに足れる者なりけり、(平田翁の此説を良考として取られたるは大に佳し、且下に引ける風土記安來郷の文を引かれたるも實に然り、然れども其安來郷に天降り坐せる事を新羅國より渡り來坐せる御事に合せたるは、此第四一書をのみ一向に立てたる説にして此大神の御天降の先後に就て心す可き事の有るに思の及ばざりし者にて、全くは難取くなむ有りける)然るに、此に地神本紀に、到_ニ出雲國簸之河上_一與_ニ安藝國可愛之河上_一在鳥上峰_一矣、素戔嗚尊到_ニ於出雲國簸之河上_一名鳥髮地_一と所見たり、此は共に紀記二典に出でたる事なるを、此をも捨てず彼をも捨てじと勉めて一に合せたる者にして、右の文の如くにては何れを其とも捉ふ可き處無きに似たりと雖も、又此に味はふ可き所なむ有りける、其は右の出雲國簸之河上は此正書第一一書を取る者なり、次なる安藝國可愛之河上所在鳥上峰は此第二一書と第四一書とを合せて續けたる者なり、終の出雲國簸之河上名鳥髮地は古事記より抄出したる事云ふも更なり、然るに右の鳥上峰を安藝國可愛之河上と云ふ事は、殊に大なる異説と云ふ者ながらに、又其謂れ無しとは決めて云ふべからずなむ有りける、其可愛之河と云ふは、出雲風土記に意宇郡長江山、郡家東南五十里(有_ニ水精_一)と有る是山に屬きて流る_ニ川なりと聞えたり、然して其下流即ち伯太川なる可くや、同記に、伯太川源出_ニ仁多與_ニ意宇二郡堺葛野山_一、

流ニ經母理楯縫安來三郷入ニ于海(有ニ年魚伊久比)と見えれば、其水源異なるが如しと雖も、大河は衆流の會ひて成れる者なりければ何れよりと云はむも難無きを、其葛野山最奥まりたる所なるを以て此を水源と立つるにこそ有りけれ、長江山を巡り流るゝが故に右の伯太川に可愛之河と云ふ一名も有りけむ事を知るべし、若て其長江山を郡家東南五十里と有れば、意宇郡の極際にて伯耆國と相接ける地なる事論を待たず、又仁多郡鳥上山、郡家東南三十五里、(伯耆與ニ出雲ニ之堺、有ニ鹽味葛)と有る、其仁多郡は意宇郡よりは南西に當れ、ば鳥上山と長江山とは共に並びて兩國の堺なる事云ふも更なり、右の二水考證に、其葛野山之在ニ二郡之堺也、東南與ニ鳥上山峰ニ麓相近矣、然則可レ知ニ伊志尾川之源不遠ニ鳥上山之峰ニ焉と有るにも合へれば、鳥髮之峰を可愛之河上と云ふも謂れざる事には非ず、風土記は當國にて書せるが故に事實を過またざるを、京にて記せる書には其許の差は有るべき事ながら、右の地神本紀も然る善本の有るを取れるなる可ければ、其安藝國可愛之河は正しく出雲國なる事を徵す文と成りて却て異説には非ず、又此一書を正す明文とも成れるなむ實に神祇の恩賜には有りける、(簸字歎に作れるを今改めて引けり、但右の意宇と仁多と二郡堺と云へるも、二水考證に云へるが如く今は能義と意宇の堺と成れ、ば、右の可愛之河も即ち能義郡なる事云ふも更なり、)若て是に彼處有神、名曰脚摩手摩、其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳と有るは、殊に甚じき異説にて有りけり、正書に上に有一老公與ニ老婆と有りて、下に吾是國神、號脚摩乳、妻號手摩乳と見え、古事記も右と同じく老夫與ニ老女二人在而(中略)故其老夫答言(中略)僕名謂ニ足名椎、妻名謂ニ手名椎と見えて正しく夫妻の名なるを、脚摩手摩を合せて一神の名と爲る事甚其謂れ無き者なり、又其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳と有

るも愈以て心得ぬ事にて、正書に、乃相與遵合而生兒大己貴神、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神と有りて、此後に素戔嗚大神奇稻田姬命と稻田宮に住ませ給ひ、御兒大己貴神を令レ生給へる後に其御兒を傳き參らす事に就きて賜ふ所にして、其老夫婦二神に互る稱なるを、此よりは遙に後に賜へる號を前に廻らして妻神一神の名と爲るは、殊に有るまじき僻傳なる者なり、(但右の二神に互る稻田宮主神と此とは別なりと云はむか、然れども上の第一一書にも二神に係けて稻田宮主簀狹之八箇耳女子と見え、傳の趣は少々異なりと雖も、古事記に、於是喚ニ其足名椎神告言、汝者任ニ我宮之首、且負ニ名號稻田宮主須賀之八耳神と有るに妻神の名は出されずながらに、其夫妻二神の稱なる事は此の正書に合せて自然著明き者なるをや、)次に、此神正妊身、夫妻共愁乃告ニ素戔嗚尊曰、我生兒雖多、每生輒有ニ八岐大蛇來吞、不レ得ニ一存、今吾且産、恐亦見吞、是以哀傷と有る中にも異説有り、此神正妊身と云ひ、吾且産と云ひ、又此後に至ニ産時と云ふ事の見えたるは、共に疑はしき事なり、正書に、置ニ一少女撫而哭之(中略)今此少童且臨被レ吞、無レ由ニ脱免、故以哀傷と有りて、已に長と成れる趣なるに甚も異なる傳説にて有りけり、次の第三一書には素戔嗚尊欲レ幸ニ奇稻田媛而乞之と有るは、已に嫁ぐ可き頃ほひにも至れる如き書され狀にて、其は餘りに過ぎたりとも云ふべからむを、此には未だ生れ出でざる以前より老夫婦の其心遣ひ爲る趣なれど、決めて然は有るまじき事誰も知れるが如し、右の如くにては其脚摩乳、手摩乳と云ふも今正に吞まれなむと爲るが愛ほしくて頭より後より其少女を搔撫で傳づき居たるに因れる名なりけむにも合はずなむ、(古事記も正書と同じければ、右の此一書に限りたる一傳なりつらむを、此をも彼をも皆がらに撰捨てられずて、

此には載せられたる者ところ、素戔嗚尊乃教之曰、汝可_レ以_レ衆菓釀_レ酒八甕と有るは希らしき傳なり、此事に合せて第三、一書に素戔嗚尊乃計釀_レ毒酒と云ふ事の有るに依りて、私記に衆菓是取_レ集惡味毒菓_レ而釀_レ之など云ふ説も有る事なれども、此には論も有る事にて、始より大蛇を酔ひ伏せしめて斬らせ給はむ神策の御在し坐しけるなれば、毒ならざる酒の毒に成れるなり、然れば、毒字を止めて唯此の本文の如く衆菓を以て酒を釀すと云ふ事、甚々床しき傳なる者なり、唯此一書の愛たき事は、草薙劍の事を此今在_レ尾張國吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也と書され、次に其斷_レ蛇劍號曰_レ蛇之鹿正、此今在_レ石上_レ也と有る二と、上なる安藝國可愛之川上の事に衆菓を以て酒を釀る事に合せて此四條なむ佗には無き事にて實に賜物には有りける、(但其草薙劍の事と斷_レ蛇劍の事は第三、一書にも有りて、互に精しきと鹿きとは有れども相照し合せて大いに得る所有る者なり、鹿忽に見る事無かれ、) ○安藝國は夜須岐能久邇と訓むべき事、上に引ける鳥上二水考證の説にて明らかなる者なり、出雲風土記に、意宇郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十歩、神須佐乃鳥命、天壁立廻坐之、爾時來_レ坐此處_レ而詔、吾御心者安平成詔、故云_レ安來_レ也と有る是なり、此文に天壁立と有るは、皇太神宮祈年月次等祭詞に、皇神乃見_レ霧_レ坐四方國者、天乃壁立極、國乃退立限と所見たる是にて、謂ゆる上天の遠涯を云ふ事、已に祝詞講義に注し、又姓氏錄に所見たる天壁立命の御名に就きて云ふべき事有りて、傳一、二に委しく注せるが如し、然れば此は其素戔嗚大神の高天原より天降り御在し坐し著かせ給へる御時の事なるを、此第四、一書に、降_レ到於新羅國_レ(中略)東渡_レ出雲國簸川上所_レ在鳥上之峰_レと有ると一に混_レせて、先づ新羅國に天降り給ひ其より此地に渡り來坐せる者と思ふは甚く誤れる者なり、此大神の御天降の事二度なるを、其先な

るは謂ゆる八百萬神に被_レ逐て天降り給へるなり、此時に其五十猛命等を率る又樹種を將下らせ給ひて大八洲國を青山と成し給へるにて、其は新羅より渡り給へるなり、次度には皇太神の御許に先の御過を悔て_{マカリマフ}辭見に參上らせ給へるにて、此度には三女神をも御伴にて天降らせ給へるなるが、五十猛神も其同列には御在し坐すべからむを、然るにても此は天上より天翔り國翔りして此安來郷には御在し坐し著かせ給へりけむ事、右の天壁立廻坐之の文にて明らかなる者なり、(其兩度の御天降の御事を先づ能く明らめざれば、此簸川の故事を説くには滯る所有りて説き得ざる者多からむかし、其由傳二十卷に始めて云ひ、又二十一卷の首にも委しく云へり、披き見て其味を知るべし) 此時の御詔に吾御心安平成詔と有るは、其安く平らかに成らせ給ふ可き所以有りて詔ひ給ふ所にして、唯土地山川の形勝を愛で給ふと云ふにも非ず、又豫て所思看す大業を悉くに果させ御在し坐せると云ふにも非ず、又遙々に上天より天降り著かせ給ひて御心の落居させ給ふと云ふにも非ず、其安平成詔と云ふには何れか其に當る事の無くては必ず詔ふまじき御言なる者なり、故情其由來を攻ふるに、上章第三、一書に見えたる其時の御辭見に、請_レ姉照_レ臨天國_レ自可_レ平安_レ、且吾以_レ清心_レ所_レ生兒等亦奉_レ於姉_レ、已而復還降焉と有る、此御時に五男神を奉らせ給ひ、其に就きて三女神を賜りて率て降り坐し、此國に留り住ませ御在し坐して謂ゆる御妻間の御事など御在し坐して其御兒神を令_レ生給ひ、二柱御祖神の事依し奉らせ給へる御契違へさせ給はず治め給ふ可き時運に至らせ給へりければ、何と無く御心の安く平らけく御在し坐し初めたるを以て其御言を宣まひ舉げさせ給へるが故に此の地名とは成れりける者なり、(此より後に吾御心清々しと詔へるは、其八岐大蛇を退治させ給ひ、彼の草薙御劍を得させ御在し坐して天神の御許に奉らせ給ひ、

其奇稻田姬命と御合ひ坐すべく御心の隈々しき所の除こり盡させ給へる御言なるに合せ思ふ可し、○可愛之川上は、八洲起元章第一一書に可愛此云_レ哀と有る哀の訓にて、江之川と云ふ事なる可し、其は風土記に意序郡長江山、郡家東南五十里（有_二水精_一）と有るは、江山と云ふに長の言を冠せたる者にて、其江之川は長江之川の長字の省かりたると聞ゆれば、同じ地名なる事曉られたり、楮上にも引ける伯太川、源出_二仁多與_一意字_二二郡塚葛野山_一、流_二經_一母理楯縫安來三郷入_二于海_一（有_二年魚伊久比_一）と有る、此伯太川を二水考證に伯耆太川に作りて可愛之川是なる由に云へるは然る言にて、此水流の母理郷を經と云ふに思ひ合せらるゝ事は、母理郷、郡家東南三十九里一百九十步、所_レ造_二天_一下_二大神大穴持命_一、越八國平陽而還坐時、來_二坐_一長江山而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所_レ知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云_二文理_一（神龜三年改_二字母理_一）と有る、長江山は右に見えたる郡家東南五十里と有れば、其地より母理郷は西北に當りて凡十里程の麓と聞ゆ、然れば伯太川の水源を葛野山と云ふも、其長江山も近き地ならむを、其長江山よりの水も共に流れ入るを以て其方を主として今の安來郷迄を係けて其河名を江之川とは云ひけむを、其全體に取りて云ふ時は伯太川にて、其上流を後に伊志尾川と云ひ、凡てを伯耆大川と云ふ事と成りて、古に可愛之川と云ひし舊名は亡せたりける者なるにこそ、（但神武天皇甲寅年御紀に、十有二月丙辰朔壬午至_二安藝國_一居_二于埃宮_一と有ると、此の安藝國可愛之川とは相似たる言なりとて、古より人の混ぶる事なるが彼の地は古事記に於_二阿岐國之多祁理宮_一七年坐と有りて、神名式に安藝國安藝郡多家神社名神大と有る處にて、今府中と云へる地是なれば、右の安來郷とは南北凡五十里餘も隔れ_レば更に由無し、又通證に一説を録して云はく、山縣

郡戸河内村有_二十方山_一、攝_二雲石二州_一甚峻高、有_二石窟_一相傳、太古大蛇居_レ之、至今雲霧濛々、風雨不時、同郡有_二可愛淵_一而源出_二十方山_一、多_二奇石_一惟巖、疑此と有れども、然る大蛇の居處にては有りけめども、此可愛之川にては非ざる者なり、○彼處有_レ神の彼處は、右に謂ゆる可愛之川上なる地を指せるにて、上に引ける地神本紀に安藝國可愛之河上在_二鳥上峰_一と云へる是なり、已に論め云へるが如く、此老夫婦二神の所在はしも正書第一一書に出雲國簸之川上と有り、古事記にも出雲國之肥河上在_二鳥髮地_一と見え、又此第四一書には出雲國簸川上所在_二鳥上之峰_一と有る、其鳥上地はしも風土記に仁多郡鳥上山、郡家東南三十五里（伯耆與_二出雲_一之堺、有_二鹽味葛_一）と有りて、其出雲郡條に、出雲大川、源自_二伯耆與_一出雲二國堺鳥上山_一流、出_二仁多郡橫田村_一、即經_二橫田三處三澤布勢等四郷_一出_二大原郡堺引沼村_一、即經_二來次斐伊屋代神原等四郷_一出_二出雲郡堺多義村_一、經_二河内出雲二郷_一北流更折、西流即經_二伊努杵築二郷_一入_二神門水海_一、此則所謂斐伊河下也、（中略）自_二河口_一至_二河上橫田村_一之間五郡、百姓便_レ河而居と見えたる、如_レ此く斐伊河の水源なる者から仁多と意字とは相接ける地にし有りければ、其鳥上山の片方は意字郡に係りたる可き地の狀なるを以て、安藝國可愛之河上鳥髮地とも云はれざるには非ざり、然れば此時の事實を今摠云はむには、素戔嗚大神天より先づ安來に降り坐し、其より可愛之川謂ゆる伯太川を水の任に上り給ひ、鳥髮地なる其老夫婦二神の許に至り坐し、其より彼の大蛇を簸之川上にて退治させ給へる運びとなむ見えたりける、（樋河上天淵記に、經_二大原郡福武莊_一到_二八頭坂麓長者原_一、但有_二老翁姬_一云々と有る事なるが、其に就きて少か云ふべき事の有りて、已に傳二十一卷に云へり、見合す可し、）○脚摩、手摩は、正書に國神號脚摩乳、妻號手摩乳と有るが如く夫妻二神の名なるを、其乳字を略

き續けて夫神一柱の名と爲るは誤なる事、上に已に云へるが如し、但此は舊讀に従ひて阿志那豆氏那豆と訓みて有るべし、○其妻名曰稻田宮主饗狹之八箇耳を此妻神一柱の名と爲るは異なる説なる事上に已に云ひ、其名義の委しき事は傳二十一、二十二に説きたりき、○在妊身は波良米理と訓めり、此言に當て書かれたる所々は、天孫降臨章に、即一夜而有娠(中略)雖復天神何能一夜之間令人有娠乎、汝所懷者必非我子歟、其第二一書に、則一夜有身(中略)妾孕天孫之子、第五一書に、即一夜有身(中略)天神能令一夜有娠、第六一書に、一夜而有身、又海宮遊行章第七一書に、妾已有娠也、仲哀天皇八年御紀に、唯今皇后始之有胎、其子有獲焉、應神天皇御紀に、初天皇在孕而天神地祇授三韓、雄略天皇元年御紀に、臣聞易產腹者、以禪觸體即便懷娠など所見たる、同言にして字遣の異なるのみなり、(又胎字を波良牟とも波良基母流とも訓めるも右に同じ、詩格注に孕而未生曰胎と有り、言義は腹聚なる可し、今一は腹隱なるなり、但通證に、波羅牟は腹生也、韻瑞娠通作身、詩大任有身と云へる、腹生の方勝れりや、(源氏竹川に「七月より孕み給ひにけり云々」と見え、又稻芒などの穂を含む事にも云へり、蜻蛉日記中上に、「數多若田の生ひたりしを云々」「植させしかば孕みて水引かせなど爲しかど云々」夫木九に「夏深し孕みにけりな蓑芒、下這纏ふ葛の帯して」十一に「秋風に孕む薄の有る野邊は、移しの露や色に惑へる」など有なり、)○夫妻は、八洲起元章に爲夫婦と有るも、共に袁登賣と訓めるは、已に傳四に注せるが如く、夫人、婦人と云ふ言の約れるにて、俗に此を賣袁登と云ふは婦夫人なるに異ならず、長寬勸文の一本に此文を引けるには妻字を婦に作れるは誤なり、右に其妻と有るにて著るし、○共愁は、下なる是以哀傷に對ふ所なり、正書に、有「一」老公與「老婆」、中間置「一」少女、

撫而哭之と有るに當れる所なり、○我兒雖多は、四神出生章に吾息雖多と有るに同じ、此は正書に往時吾兒有「八箇少女」と有るを大凡に云へるなり、次に不「得」一存と有るに合せて曉る可し、雖多と云ふ言の例は、萬葉三(三八丁)に、高山者、左波爾雖有と有り、○每生は、宇牟多毘基登爾と訓めるに依るべし、即ち生度每爾の意なり、正書には、毎年爲「八岐大蛇」所吞と有るは、已に長と成れる少女の有るを毎年に吞まるゝを、此には其妻神の開胎を知りて其產生す度毎にと云ふ意なる故に右の每生の字を被用たるなり、(斯る所は宇牟基登爾と云ひて古言の狀なりけれども、私記に宇牟太比期止爾と有れば、已くより然訓み來れる者なりけり、)○不「得」一存の存字、官板には伊邪流と訓めれども、金澤本には麻多伎と訓めり、其方や然る可からむ、天孫臨章第二一書に、假使天孫不「斥」妾而御者、生兒永壽有「如」磐石之常存と有る常存を、官本に麻多加良麻志、金澤本に麻多加良牟と訓み、次に、吾所娠是若陀神之子者必不幸矣是實天孫之子者必當全「生」と有りて、此には不幸字を其反に用ひて全生字に對へ、麻多久と伊伎多麻幣の言を重ねたり、又此と同じ事を其第五一書に、妾所娠若非「天神」之胤者必亡、是若天神之胤者無「所」害と作れて、右の不幸を亡字に、全生を無「所」害に換へて書されたるも、其義の歸むく所相異ならざるが故なり、又景行天皇十七年御紀思邦歌に、異能知能、摩會「神」務比苦破、多々彌許莚、弊遇利能夜摩能、志邏伽之餓延場、于受珥左勢許能固と有る、此大御歌を古事記同段には倭建命の御歌として、麻會「神」務を麻多「神」牟に、志邏伽之餓延場を久麻加志賀波袁に、許能固を會能古に換へたるが、其摩會「神」務は將眞幸なり、麻多「神」牟は將全にて、其義相通ふが故なり、萬葉四(三十一丁)に、吾命之、將全幸限、忘目八、彌日每者、念益十方、十二(六丁)に、荒玉之、年

緒長、如此戀者、信吾命、全有目八方、十五(三十三丁)に、伊能知乎之、麻多久之安良婆、安里伎奴能、安里且能知爾毛、安波射良米也母、(一云安里且能乃知毛)なども有り、(右等を以て麻多久は麻佐伎久に大凡相近きを知るべし、存字をも全字をも作る、何れもその意なるなり) ○且産は、古字麻牟登須と訓めり、海宮遊行章第三、一書に、妾今夜當産、請勿臨之、第七、一書に、天孫之胤豈可産於海中乎、故當産時、必就君處、第八、一書に、先是豐玉姬出來當産時、請皇孫曰云々など、當産と作れたる字も訓も共に等しき者なり、又其正書及古事記同段には此と同じく産の一字をも古字牟と訓めり、仁徳天皇五十年御紀於茨田堤鷹産之と有る、其事を問はせる大御歌に、阿耨豆辭莽、椰莽等能區珥々、簡利古武等、儼波企箇輸椰と有るに、其答歌にも、阿企菟辭摩、椰莽等能俱珥々、簡利古武等、和例破積箇儒と有る、この二の古武は子生にて、即ち産字に當れるものなり、(右の且字は、此にては當字と同じ意に用ひられたるなり、詩鷄鳴曰會且歸矣と有り、呂氏春秋音律篇注に且將也と云へり) ○恐亦見吞は、亦吞禮那牟袁淤會理と訓むべし、諸本共に恐字を始に讀みて淤會良久波云々と云ふは、漢籍風にして古に例無き事なり、此は其子の亦吞まれむ事を悚懼るゝ義なれば、恐字後に廻して訓むべくこそ、雄略天皇五年御紀、繼體天皇前紀などに、失色を淤會理阿夜麻流と訓めり、此言の例なり、(其漢文訓の恐字をも伊勢貞丈説に淤會良久波と訓むは誤なり、字多賀布良久波と訓むべし、字彙に、欺用切、疑也、慮也、臆度也と有りと云へり、然れども將來を危ぶむ意なれば、訓み來れる任に猶有りなむ) ○是以哀傷は、正書に、今此少童且臨被吞、無由脱免、故以哀傷と有ると同意なり、傳二十一に云へりき、○可下以衆菓釀酒八甕とは、正書に釀八醞酒と有る事實を委しく云へ

るなり、次なる第三、一書に釀毒酒と云ふは、其衆菓を以て八醞酒を釀れる、其に飲み酔ひて大蛇の殺され奉れる謂に依りて毒字を冠たる者にして皆共に一物を云ふなり、偕此衆菓は、第五、一書に夫須噉八十木種皆能播生と有る是にて、素戔嗚大神の初度天降り御在し坐しける時に、五十猛命と共に國內悉く殖生し置しを始めて此に用ひさせ給へるなる由、已に傳二十一に註せるが如し、菓字、古事記八田間大室段に牟久木實と有るを又唯に木實と書され、玉垣宮段に登岐士玖能迦玖能木實と有るなどは、此の言の任に目易く書かれたりし者なり、應神天皇十九年御紀に取山菓食と有るをも然訓めり、和名抄に、菓唐韻云、説文木上曰果、(字或作菓、日本紀私記云古乃美、俗云久太毛乃) 地上曰蕨(力果和名久佐久太毛乃) 漢書注張晏曰、有核曰菓、無核曰蕨、(核見菓具) 應劭曰、木實曰菓、草實曰蕨と見えたり、(此は、之字を中に置ければ、伎能美と云ふべきを轉じて許能美と云ふ例なり、久太母能は木津物と云ふ義なるにや、偕説文を見合するに、木上曰果地上曰蕨を、在木曰果、在地曰蕨と作きて、下に又有穀曰果、無穀曰蕨の八字有りて今本と異なり) 以衆菓釀酒と云ふ事を、私記に、問何故必用菓釀酒乎、答是衆菓是取集惡味毒菓而釀之、以其醉人尤甚之故也と云へるを始として、纂疏にも其説に依らせ給ひて、採惡毒之菓而爲酒也と注させ給へれども、強に惡味の毒菓なるまじかりけめども、其を以て八醞酒に釀したるが其嚴酷しきに依りて八岐大蛇の甚く吞み酔て殺され奉れるにこそ有りけれ、其酒毒を以て殺させ給ふ可き本よりの神策にては御在し坐さざりければ、右等は次の一書なる釀毒酒と有るに泥みたる説には有らめども、彼も一の傳なりける事を得知らざるにて甚味氣無し、偕傳二十一に引ける記傳に八鹽折之酒、書紀に八醞酒と書けり、醞は釀

酒也とも久醸也とも字書に注せり、又和名抄に、説文云、酎三重醸酒也、(漢語抄云豆久利加倍世流佐介) 西京雜記云、正且作酒、八月成、名曰酎酒、一名九醞と有り、借此を夜志本哀理と云ふ所由は、私記に、或説、一度醸熟、絞取其汁、棄其糟、更用其酒爲汁、亦更醸之、如此八度、是爲純醞之酒也、謂之鹽者、以其汁八度絞返故也、今世示謂一度便爲鹽也、謂之折者以其八度折返故也、是古老之説也と有るが如く、正書の八醞酒は數度折返せる酒なるに就きて思寄れらくは、薩摩人に聞くに彼の國は暖地にて菓實多き事穀物に亞げり、是を以て桃にても杏にても何に在れ菓實を以て麴カムチヤレと成して常の酒の如く醸り、其より燒酎カウサケを取りて用に備ふる事常なりと云へば、此時の八醞酒も菓實を以て其如く折返し醸れる故に毒酒とも云ふ計りなる嚴酷しき酒出來りし者ところ、(右は予去年七月彼の國に到りて親しく聞き自も其酎酒を試みたる事なるが、猶甘薯サツマイモを以ても醸る由なり、此は外國より傳へたる事ならめども、此大神の天下を悉くに廻り坐して大九州の悉を作らせ給へれば、此に始まる事の彼に傳はり遣れるは、皇大御國は瑞穂國と云ひて萬國に比類無き稻穀の美しき國なるに依りて其法の亡たるにこそ有りけめ、然れば此は大蛇を退治させ給はむ爲に設け給へるならめども、上古と雖も常の事には非ずけむ、) ○酒八醞は、佐祁夜波良と訓めり、山城風土記に、造八尋屋、堅八戸扉、釀八腹酒と有り、此は正書に作假廢八間、各置一口槽と有るに當りて、甕八口に酒を醸せるを云ふなり、熱田縁起に、作假廢八間、一面開八戸、各置槽、盛酒待之(中略)有大蛇、頭尾各有八岐(中略)及至得酒氣、八戸分頭、飲醉而睡と有る如く、其八頭を八戸に分れて令吞醉む料なるにて、此八は彌の意ならず、數の八なる事云ふも更なり、甕に腹と云ふは、祈年祭詞に、甕間高

知、甕腹滿並、汁シ爾ニ爾ニ稱辭竟奉、春日祭詞に、御酒者甕上高知、甕腹滿並、大忌祭山口神又風神祭詞に、御酒者甕間高知、甕腹滿並、平野祭又久度古開及遷却崇神詞に、御酒者甕戸高知、甕腹滿並、鎮火祭道饗祭鎮御魂齋戸祭詞に、御酒者甕邊高知、甕腹滿並など見たる、甕間、甕戸、甕邊と作る共に甕間と訓みて、意は甕上の字の如くにて、其は酒を盛る甕の高くして外へも著明く見ゆる計りなるを高知と云ひ、又此甕腹滿並とは横へたく腹の廣がりたる酒を滿せて並備ふるを云ふ古言にて、此なるも酒八腹の義なるなり、和名抄瓦器類に、甕本朝式云甕(美加、今案音長、一音伏、見唐韻)辨色立成云大甕(和名同上)と見え、又甕楊雄方言云自關而東甕謂之甕(烏貢反、字亦作瓮、覺音烏莖反、亦作罍、和名毛太非)と有り、(萬葉三卷大宰帥大伴卿讚酒歌十三首の中に、中々二、人跡不有者、酒壺二、成而師鴨、酒二染嘗と有る酒壺も、右の甕を云はれたる者なめり、) ○吾當爲汝殺蛇は、海宮遊行章に、鹽土老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂、吾當爲汝計之と有るを、古事記にも爾鹽椎神云、我爲汝命作善議と有るに事趣も語勢も相類たる所にて、此は彼の八岐大蛇はしも素戔嗚大神には御仇と申すには非されども、其老夫婦二神を憐まして其爲に其大蛇を殺してむと詔ひ給へるなり、下文に其斷蛇劍號曰蛇之龜正と有るを、口訣に龜正を阿羅正哉也と云へるが如く、此時の御言違はせ給はずして、彼の大蛇を事も無く退治させ給へる驗の見えける由の稱なるをも思ひ合す可し、) ○二神隨教設酒は、右に素戔嗚尊乃教之曰、汝可ニ以ニ衆菓ニ釀ニ酒ニ八ニ醞ニと有るに應ヒ所ナるガ故ニ設ニ酒ニとは書せるにこそ有りけれ、此は甚く事略れて記されたる所にし有りければ、此設字に力有りて凡てに係れるにて、正書に、乃釀八醞酒、并作假廢八間、

各置一口槽、盛酒以待之也と有る此等の事共の整ひ備はれるを云ふなり、古事記にも其文有りて、結句に故隨告而如レ此設備待之時云々と有る此設備に同じきを、此時の事謀の主たる者は酒なりし故に其を主として設レ酒とは有るにて、其餘の事共は此に屬けて聞くべき者なりけり、（是我が古文を読むの法なり、唯一途に設レ酒の二字にのみ心を委ぬる時は、其時の凡ての形迹を曉らむに更に手著無からむ者ぞ、）○至産時は、古字牟時爾至理氏と訓めり、借金澤本には中之字有りて産之時と有り、然れども海宮遊行章に、逮臨産時、請曰妾産時、幸勿以看之、其第七一書に孕月已滿、産期方急（中略）妾方産、請勿臨之、第八一書に、當産時、請皇孫曰云々と見え、古事記二女段に今臨産時、是天神之子私不可産、故請（中略）以土塗塞、而方産時、以火著其殿而産也、其海宮段に、凡佗國人者臨産時、以本國之形産生と所見たる如く、孕月已に満ちて其産期に臨めるを云ふなり、（右の例何れも之字無ければ、金澤本に有るは却りて行れるにて、唯に産時と有るなむ然る可かりける、故に今は本の任に改めず）○必彼大蛇當戸將吞兒焉、口訣に不違先也と注せるは必字に就て云へるなり、延佳説に大蛇産む度毎に子を吞みしかば、此度も必として來る意なりと云へるは然る言にて、上なる二神の言に、我生兒雖多、輒有八岐大蛇來吞、不得一存と申せる如く、此迄の八箇少女はしも其産時を伺ひて必ず大蛇の吞盡す事にて有りしが、此度も其如く生兒を吞まむとして産屋の戸を指して來れるとなり、借當とは其標的と成る所に直に指し來るを云ふ言にて、彼の景行天皇四十年御紀に、至膽吹山、山神化大蛇當道と有る當字是なり、猶古事記八十神段に、汝將爲者浴此海鹽當風吹而伏高山尾上と有る當の類も右に同じく、風に當る火に當ると云ふも、風に向ひ火に向ふ事にて適

當の義なり、萬葉八（十九丁）に、春野爾、安佐留鳩乃、妻戀爾、已我當乎、人爾令知管、九（十二丁）に、妹當、茂刈晉、十（二十七丁）に、夜不去將見、妹當者、十一（六丁）に、妹當、遠見者、又（二十三丁）我妹子我、家當乎、不止振四二、又（四十八丁）妹之當乃、瀬社因目、十一（二十一丁）に、君之當、見乍母將居、十八（十五丁）に、伎美我安多里乎、敝太豆多里家禮など有るは、人の居所を標的として云ふにて本同言なり、此を以て此の當戸の義をも解くべき者なり、（凡て物に當ると云ひ、目當と云ひ、揣がふと云ひ、引當と云ひ、充行ふと云ひ、凡て當某又は某當と云ふ語の類は皆此一類なり、）○將吞兒は、其大蛇來りて産屋にて兒の生れ出づるを待ち著けて然爲むと爲るなり、是即ち素戔鳴大神の密策を施し行ひ給ふの期にして、云はゞ此を餌にして此にては引出し給へるに當る所なり、然れども實には正書に所見たるが如く奇稻田姬命は已に生長らせ御在し坐しけるなるを、此に産屋の事と爲るは甚く異なる傳なる者から、何れにしても然る惟物を受け合ひて殺し給はむと爲させ給ふ大神の御稜威なむ恐しとも何とも云へば更なる御事なりける、○素戔鳴尊勅蛇曰の勅蛇を、私記に遠呂知爾加太利且、又倍美爾加太利且と訓めり、此所は其大蛇の産屋にて生れ出でたる兒を吞まむとして戸外に來り伺へるに御言詔して、其一途なる念を外へ移し給へる神策になむ御在し坐しける、然る巨塊なる妖物の見入りたる其邪念を令去ざる時は、假使大蛇をば殺したりとも永く執念の留りて其兒に害有らむ事を豫めに所知看ての御計らひなる者なりけらし、（今思ひ出づる任に書き著く、熊澤淡庵が武將感狀記に、妖蛇慕女子事、筑前の博多に富榮えたる商家の女子殊色有り、十四五歳の頃より三尺許の蛇來て其傍を離れず、之を殺し捨つれば其者の歸らざる以前に蛇又來る、坐する時は前に輪作りて女の方を見て舌を出

し身を動かす事無し、行く時は一尺許後より這ひて遅速は女の歩むに従へり、父母深く之を憂ふれども爲む方無し、女は之を苦しみて青み瘦せぬ、十七八に成れども嫁す可き様無し、時に道元和尙入唐の志にて博多に到りて風待する間に、彼の商家崇き僧なりと聞きて其旅亭に行きて、爾々の事の候、阿波禮御覽せられて法力を以て止らるゝ道も候はゞ御慈悲を仰せ候へと云へば、道元法力を以て止むべき覺は無し、然れども希有の事なる間見置かばやと思ふは奈何と問はれけるに、元より望む所なりと云ひて頓て其母彼女と共に來る、聞きしに違はず、道元情見て、長生は入らざる事なり、此僧が前の相を越えて歸られよ、子細有り云はれければ、其母承りぬとて先に立てば、其女其の次に歩み、蛇女に隨ひて行く、蛇相を越す時道元扇の要を以て蛇の尾を痛む程強く押へらるれば、首にて尾を押へたる要を喰むと戻る所を、黒衣の下より髮剃を以て蛇の首を斬りて之を殺す、母も女も驚きければ按の如く蛇終に復來らず、蛇の念を別物に移して女に著く心を轉ぜしが故なり」と云へり、此一小蛇の引を此に譬ふるは如何なる事ながら、然る意味も此に無きには非ずてなむ）○汝是可畏之神、私記に、可畏之神、加之古支加美奈利と有り、此は此素戔嗚大神はしも二柱御祖神の珍子と御在し坐し、天照太神の御弟に渡らせ給へれば、掛まくも甚も可畏き大神に渡らせ給へども、其夫婦二神の爲に彼の八岐大蛇を斬り殺し給はむとしては、衆菓を以て饗れる八醞酒を進めて平げさせ給はむ御謀の御在し坐すが故に、尋常の國神の如く卑下らせ給ひて此御言を詔ひ給ひ、姑く彼小女を吞まむと指し來れる念を外に移さしめ、其醉ひ睡らむ處を伺ひて謀伐たせ給はむ御結構にこそは御在し坐しけらし、第三、一書に見えたる其老夫婦の言に、彼大蛇每頭各有石松、西脇有山、甚可畏矣と申せるに因りて、更に御言に發はし給へる御事と

なむ見えたりける、傳二十一に云へるが如く、此は嚴忌き妖蛇の巨塊なれば格別なる事には有れども、其余にも例有り、欽明天皇前紀に秦大津父が言を載せて、臣向伊勢商價來還、山逢二狼、相鬪汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神而行、儻逢獵士、見禽尤速、乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命と有るは、狼を指して汝是貴神と云へるなり、其六年御紀に膳臣巴提優が小兒の亡ける時に、天曉始求有冥連跡、臣乃帶刀擲甲、尋至巖岫、拔刀曰、敬受絲綸、劬勞陸海、櫛風沐雨、籍艸班荊者、爲愛其子、令紹父業也、惟汝威神、愛子一也、今夜兒亡、追蹤覓至、不覺亡命、欲報故來、既而其虎進前開口欲噬、巴提優忽申左手、執其虎舌、右手刺殺、剝取其皮、還と有る、此は虎に對ひて、汝威神と云へるにて、萬葉十六(三十丁)に、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺と詠みて有が如く、人に其皮を剥ぎ取らるゝ程の物ながら其可畏き威有るを以て神とは云へるなり、(此の可畏之神は、常に神と皇との御事に掛麻久毛恐伎云々と申し奉り、又古事記朝倉宮段に天皇於是惶畏而自恐我大神と一事主神に申し給へる類は更なり、欽命天皇九年御紀百濟國より奏言に伏願可畏天皇と有る本注に、西蕃皆稱日本天皇爲可畏天皇と有るなどは、實に尊く貴き御上に申し奉れるなれば、此は其とは異にて、可畏み崇敬ふ可からざる者に其時に當りて然詔ひ給ひて其心を傲らしめ、此方を卑下らせ給へる狀に持成させ給へる大神の神策になむ有りける、此の可畏の字は通證に引ける春秋傳、君子在位可畏、又後漢耿恭傳、漢兵眞可畏也と有るを用ひさせ給へる也、) 偕右の蛇又は狼或は虎をしも可畏之神と云ふは本よりの事にて記傳三(七丁)に「人ならぬ物には雷は常に鳴神神鳴など云へば更にも云はず、龍樹靈狐などの類も勝れて靈しき物に

て可畏ければ神なり」と云はれたるが如くにて、神武天皇戊午年御紀に進至熊野荒坂津（亦名丹敷浦）因誅丹敷戸畔者時、神吐毒氣、人物咸瘞と有るを、古事記には到熊野村之時、大熊鬚鬣出入即失と見え、其序に化熊と有れば、其丹敷戸畔の化れるながら其熊を神とは云へるなり、又景行天皇二十七年御紀に、日本武尊の到吉備以渡穴海、其處有惡神、則殺之、亦比至難波殺柏濟之惡神と有るは、水獸又は蛇蝎の類を神とは云へるなり、其四十年の下に、然日本武尊披烟凌霧、遙經大山、既逮于峰而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、（中略）至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊不知主神化蛇之謂是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎（下略）と有るなど、古事記とは少異同も有りとも雖も、その主神は主神として其化れる眼前の狀を以て鹿をも蛇をも神とは爲るなり、又推古天皇二十六年御紀に是年遣河邊臣於安藝國令造船、至山覓木材、便得好材以名將伐時、有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶、多祭幣帛遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案劍曰、雷神無犯人夫當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂不得犯河邊臣、即化少魚以挾樹枝、即取魚焚之と云ふ事も見ゆ、如此く上古には眞の神には非ずと雖も然る神々しく可畏き威の有る物をば皆神とは云ひけらし、（但皇極天皇七年御紀に、東國不盡河邊人大生部多、勸祭蟲於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少、由是加勤捨民家財寶陳酒陳菜六畜於路側而使呼曰、新富入來、都鄙之人取常世蟲置於清座、歌舞求福、棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝惡民所惑、打大

生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳舉曳俱屢、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母、此蟲者常生橘樹、或生蔓椒、其長四寸餘、其大如頭指許、其色綠而有黑點、其貌全似養蠶と有るは、巫覡の妖言を設けて尋常の小蟲の人の知らざるを幸に常世神と號けたるなれば、押し並めての例には非ず、○敢不饗乎は、敢氏阿閉世邪良米夜登詔給比氏と訓み附くべし、饗の義は已に傳十二に云へり、此は大蛇に汝は可畏き神に在れば憚り多けれども饗を進めて持賞さむと詔り給へるなり、此敢字に甚く力を入れて見る可し、（敢字は傳十三卷に説けるが如く、字書に進爲也と注して、憚らず強て物事を成す言なれば、此も其如くにて憚る可きを犯す義なり、○以八甕酒、金澤本には八字を脱せり、若始より然書き來れるならむには美加能佐邪又は母多比能佐邪など此は訓むべくや、然れども上に已に八字有り、正書に及至得酒、頭各一槽飲と作かれ、熱田緣起に八戸分頭飲と有れば、猶八甕酒と有るなむ甚勝れりける、○每口は、正書に其大蛇の狀を云へるに頭尾各有八岐と記され、古事記に身一有八頭八尾と書せる、其八頭の爲に八甕酒を醸し給へるを、各彼の八戸の假腹に各一頭を入れしめ其口毎に一甕酒を充し給へるを云ふなり、○沃入、口訣に沃濯也と注せれば、舊きに從ひて曾々岐入給布と訓むべし、然るに私記に每口沃入と有る下に久知期止爾以伊留と書し、金澤本にも沃入を以伊禮給布と訓めるは射入の義なる可し、儲萬葉三（二十七丁）に、白雲母、伊去波伐加利など云ふ發言の伊を助字の如く思ふ人も有れども、其は射字の義にして、弓を射るなど云ふ射に等しく其適當と成る所有りて一途に往くを云ふなるに同じく、此なるも其大蛇の咽喉に通徹し入れ給へる義を以て以伊留と訓む習の有るなる可し、（其餘にも古書中に多く伊立す伊隠る伊添ふなど多く云へ

るも射立す射隠る射添ふの義なるにて、何れも右に云へる如くなれば、此も射入の言にぞ有りぬべき。又曾々岐伊流と云ふ時は水にて物を濯ぐが如く沃ぎ懸けて口中に送るを云ふなり、今も口漱など云ふも右に同じ、萬葉五(三十七丁)に、鹹鹽遠、灌知布何其等久と有る灌是にて、須々久又曾々久など同言なる事、已に傳八に云へるが如し、○飲酒而は、佐祁袁能美氏なり、萬葉三(三十一丁)に、賢跡、物言從者、酒飲而、醉哭爲師、益有良之、又、夜光、玉跡言十方、飲酒而、情乎遣爾、豈若目八目、(一云八方)又、默然居而、賢良爲者、飲酒而、醉泣爲爾、尙不如來など有りて、古に酒を久卒とは云はざりし事已に先師の説の如し、○拔劍は、正書及熱田縁起共に乃拔所帶十握劍と有る劍是なり、此下に其斷蛇劍號曰蛇之龜正と有るは此時の御事に依りて其號と成れるなり、又第三、一書に蛇韓劍之劍と有るは其形容を以て云ひ、第四、一書に天蠅斫之劍と有るは、古語拾遺に大蛇謂之羽羽と有ると等しくして、一は其劍の長を云ひ、一は其徳を以て號け、一は其形に就きて云ひ、一は此大蛇を斬り給へる由に依れる稱なるを、此は下に其事を委曲に記さるゝ故に此には唯に拔劍とは書かれたるらし、○至斬尾時は、第三、一書の如く斬頭斬腹其斬尾之時など云ふべきを、此は其至字を以て頭より腹に漸々に斬り下せる事を知らせたる者なり、正書に寸斬其蛇至尾と云ふも其有意は同じきながら、其は頭とも腹とも云はず上より寸斬る由なるに、此は第三、一書に合ひて委しき書し様と云ふべし、(凡て物は委曲しく書しても意の足はざる所有る物なるを、此文は龜きに過ぎたる如くにして其事を中々に詳に爲り) ○少缺の缺字、加部伎と訓む事傳二十一に云へるが如し、此字金澤本には許煩流と訓み、又正書なるも加久と讀みて其左に許煩流と有れば、次の第三、一書なるには其訓を注さずと雖も右と同じ

かる可ければ此は許煩流と訓みつ、此は今も俗に遍く云ふ事ながら古言と通ひて壤字の義なり、仁德天皇四年御紀に、宮垣崩而不造、茅茨壞以不膏、萬葉八(三十九丁)に、秋田苺、借廬毛未壞者、十一(二十七丁)に、小懇田之、板田乃橋乃、壞者など見え、花の散るをも水の覆るをも許煩流と云ふなどに同じ、(其は自然の方より云ふなるを、人爲にしては許煩多牟、許煩知、許煩都、許煩氏など活く事誰も知れるが如し) ○割而視之は、佐志佐伎氏美會那波須禮婆と訓むべし、事は傳二十一に注せり、○劍在尾中は、正書に割割製其尾視之、中有劍と有ると同じ事に文章の異なるのみ、此は第四、一書にも尾中有一神劍と見えたり、○是號草薙劍、正書に此所謂草薙劍也と有るは其下に至日本武皇子、改名曰草薙劍と云ふ本注も有りて其は世に聞えたる草薙劍と云ふ事なるを、此にては其時已に草薙劍と號けられたる如くして、日本武尊の御時に至りて出來れる後名を始に擧げて書されたる事とも聞えざるは如何にぞや、然れば此の號字甚謂れ無き書様なり、口訣に號草薙劍者、日本武皇子東征之時、詣伊勢、大倭姫命授神劍、至駿河國、賊徒野放火、劍自拔出、草薙仗四方、故皇子遁火災以名之と有るは、紀記の趣を切め云へるにて、實に此説の如くなむ有りける、此草薙劍と云ふ事に就きて己が云は將欲き限は傳廿一に委しく注せれば其所に就きて曉る可し、第四、一書に此今所謂草薙劍矣と有る、此今の二字は殊に心を用ひられたる者と見えて甚目易かりけるを、此と第三、一書に名爲草薙劍と書されたるには、然る一傳もや有ると人の惑ひつ可き事共なり、(已く駿河風土記鳥渡郡草薙神社條に、香具山日記と云ふを引けるに、叢雲劍或稱草薙、依雲氣有叢雲名、草薙別名也、草者生無主之地、此葦原自天孫降臨無草薙之神專其國、輝然焉如繁草逢利鎌拂其枝葉、故天孫降臨

之後有_ニ草薙之號_一など云ふ據無き説有れば心爲_レべき事になむ、○此今在は、第三_一書に此劍昔在_ニ素戔鳴尊許_一、今在_ニ於尾張國_一也と有ると同じ事なるを、片方を略かれたる者にして、右の昔在_ニ字_一に對へて書れたる如く有_レ意_レして讀む可き所なるなり、○尾張國大八洲記に風土記殘編國尾張國者經_レ世穗會積古之所_ニ領行_一也、神日本磐余彥天皇東征之時、討_ニ伏湯貴首人_一、歸化之場、海部佩室臣奉_レ射_ニ天皇_一、天種子命以_ニ三角石弓及玉太羽矢_一射_ニ殺佩室臣_一、討_ニ終於海部氏姓_一、因_レ此號_ニ其國_一謂_ニ於波里乃國_一、謂_ニ尾張_一者昔之訛也と見えたる、是尾張の名義を注せる古傳なる可きが、此佗に見合す可き事は古書に且ても載せずと雖も、強て此を説きたらむには穗會積古以下の人名は神武天皇御紀に謂ゆる邑有_レ君、村有_レ長、各自分_レ疆用相凌躐と有る類を云ふなる可し、此天皇東征之時と云ふは、彼の甲寅年の東征とは別にて、此天皇の御宇に猶東國の地は未だ玉澤に霑ほはざりしかば、更に御親征の御政御在し坐しけむを、却りて正史には漏れて其國に傳へたりと爲む、湯貴首人は、天孫本紀に、饒速日命孫宇摩志麻治命子彥湯支命（亦名木開足尼）此命葛城高丘宮御宇天皇御世、元爲_ニ足尼_一、次爲_ニ食國_一大夫、奉_レ齋_ニ大神_一と有る此人にて、其父宇摩志麻治命は既に歸伏ひ奉りしかども、此彥湯支命は佗國に在りつる故に後の東征の時に歸伏ひ申されしなる可し、海部佩室臣は其彥湯支命の從者なりけむが、迷_ニ圖_一を守りて改意無かりし故に天皇を射奉りけむを、天種子命此を射殺して其骨族を悉くに退治られしなる可くや、三角石弓は謂ゆる石弩なり、善相公の意見封事に、見_ニ本朝戎器_一、強弩爲_レ神、其爲_レ用也、短_ニ於逐擊_一、長_ニ於守禦_一、古語相傳云、此器神功皇后奇巧妙思、別所_ニ製作_一也と有るは、已く其製の有りけるに猶巧を加へさせ給ふなる可きか、玉太羽矢は鳴箭_ニの事_一と聞ゆ、於波里は大張にて其石弩を強く張りて射殺し

たるが目覺しき武功にて、當昔世に其聞え高かりしかば、終に大張國と云ふ事に成れりし者と所見たり、然るに上に討_ニ終_一と有るに見合する故に、其於波里を終_ニの事_一と思ふめれ共、終は袁波理にて假名違へれば諸ひ難し、弓に張と云ふは常の事なれば、大張とも何どかは云はれざる可き、謂_ニ尾張_一者昔之訛也と云へるを以て大の於の小的の袁に易れる事なむ知るべかりける、然れば此説其國名の本據と聞えたり、（猶思ひ合す可きは神名式に上野國群馬郡椿名神社、本國神名帳に正一位榛名大明神と書し、今も榛名山と云へれば、椿は榛_ニ字_一を誤れる事論を待たず、榛名山嚴殿寺縁起を見るに、中殿彥湯支命亦名元湯彥命、東相殿饒速日命、西相殿宇摩志麻治命と有るは偽にも非ざる可し、然るに、神名式に尾張國愛市郡針名神社、本國神名帳に従三位針名天神と有る是なり、天孫本紀を見るに、大明命十三世孫尾綱根命子尾張針名根連と云ふ有るを、姓氏錄左京神別下天孫に、檜前舍人連大明命十四世孫波利那乃連公之後也と有りて世數合へれば同人にて尾張連の同族たり、若て右の天火明命と申すは饒速日命にて、天香語山命の流は尾張連なり、宇摩志麻治命の流は物部氏にて其末異なりと雖も、同じ饒速日命の裔にて親しく骨族なれば其彥湯支命に所由無きには非ざる也、又神名式に備前國御野郡尾針神社尾治針名眞若比女神社、此は其尾張國より出でたるなり、拾芥抄に延暦十二年備前國造_ニ陽明門_一、若犬甘氏と有るを、姓氏錄河内國神別天孫に若犬養宿禰火明命十六世孫尻調根命之後也と有る調を一本綱に作り、右に引ける天孫本紀に十三世孫尾綱根命妹尾綱眞若刀婢命と有れば、右は三を六に誤り尾綱を尻調に偽れる者なりけり、猶此綱根命の事は下なる尾張祝部の所に云ふべし、又通證に引ける松下見林説に、尾張國草薙劍出_レ自_ニ大蛇_一而留_ニ此國_一、故名と云へるは尾針と云ふ事とにや、然れども大蛇の尾より出でたるのみこそ

有りけれ、其實は此御劔はしも本より天照太神の御物にて、已に天石窟隱の御時に天目一箇命の鍛冶し仕奉られし眞の御劔なる事、已に傳十七、二十一に注せるが如くなれば協はず、又近頃其説を非として彼の尾羽張の切りて尾張と成れる由に云へれども其も僻事なり、寛平熱田縁起に、倭武尊促^ニ駕還^ニ著宮酢姫宅^ニ、于^レ時獻^ニ大饌^ニ、宮酢姫手捧^ニ玉盞^ニ、以獻、彼姫所^レ著衣裾染^ニ於月水^ニ、倭武尊覽^レ之、即歌曰、^{麻蘇義、乎波理乃夜麻等、許知其知能、夜麻乃迦比由、}（下略）と有るは、此時日本武尊其劔を携へて歸來給ふと申す迄にて、未だ鎮り奉らざる以前に已く國名には如何は成りぬ可き、又此景行天皇四十年御紀に、日本武尊向^ニ東之歲^ニ、停^ニ尾津濱^ニ而進食、是時解^ニ一劔^ニ置^ニ於松下^ニ、遂忘而去、至^ニ於此^ニ劔猶存、故歌曰云々と有る、此事古事記にも、到^ニ坐尾津前一松之許^ニ、先御食之時、所^レ忘^ニ其地^ニ、御刀不^レ失猶有、爾御歌曰、^{袁波理邇、多陀邇牟迦幣流、袁都能佐岐那流、比登都麻都、阿勢袁、}（下略）と有るは、已に袁波理と云ふ地の有るに就きて歌はせるなり、彼の宮簀媛の許に御劔を置きては來坐しつれども、其は御別の御時に殘し留め給へるのみこそ有りけれ、未だ幾許も非ざれば、其を以て國名とは如何は號く可き、然れば尾張と云ふ名已に在りて、其草薙劔に由らざる事此を以て知るべし、又神名式に山田郡尾張神社、本國神名帳に從三位尾張天神一本尾張田に作り、又一本に針に作り、天野信景が集説に、今在^ニ春日井郡味岡莊小針村^ニ、此社祭^ニ天香語山命^ニ、本州中央之地也、蓋國名起^ニ於此處^ニ、尾張其實小墾也と云へるは、續紀に、神護景雲二年十二月甲子、尾張國山田郡人從六位下小治田連藥等八人、賜^ニ姓尾張宿禰^ニと見え、萬葉十三（二十一丁）に、小治田之、年魚道之水乎なども有る此に因れる説にて甚尤なる事なり、又秦鼎も尾張蓋邑村名、即小治田義、今有^ニ高治、平治、小治等村^ニと云へれば其小墾と云へるなむ甚宜し

かりける、（右に云へる風土記の説とは異なりと雖も此方近きや、後人其佳しきを取るべし、又通證に玉木某説を載せたるに、或謂一國之地形、智多郡張^ニ出南海^ニ而爲^ニ國尾^ニ、故名、蓋此劔而留在^ニ尾張國^ニ、亦自然之妙契也と有り、國尾の張出たる説奇らし、此に就きて神武天皇御紀に高尾張邑と云ふ有り、此は大和國葛上郡の地名なるが、其は謂ゆる高天山の山尾の張出でたるに因れる名と聞えたり、天孫本紀に葛城尾治置姫と云ふ人名有るも其地なり、然れば國尾の張出づるに取りて尾張と號たらむも知るべからず、右に挙げたる袁波理邇多陀邇牟迦幣流の御歌にも合へる心ちす、其は尾張を知多郡と見る時は、尾津は其に向へる伊勢國桑名郡なりければ此を尾出と云ひ、彼を尾張と云ふにて同義なるにこそ、○吾湯市村は、景行天皇五十一年御紀に年魚市郡と有り、但當昔未だ郡名の御定は非ざれども、後に云ふ所を始に及ぼして例の書されたる者なり、熱田縁起に、倭武尊於^ニ甲斐酒折宮^ニ、有^ニ戀宮酢姫^ニ、即歌曰、^{阿由知何多、比加彌阿彌古波、和例許牟止、止古佐留良牟也、阿波禮阿彌古乎と有る是なり、萬葉三（十九丁）に、櫻田部、鶴鳴渡、年魚市方、鹽干二家良進、鶴鳴渡、七（十四丁）に、年魚市方、鹽干家良思、知多乃浦爾、朝榜舟毛、奧爾依所見、十三（十一丁）に小治田之、年魚道之水乎、問無會、人者挹云、時自久會、人者飲云（下略）など有るが如く古くは阿由知と云ひけるなり、和名抄郡名に尾張國愛智（阿伊知）と有るは音便なり、（同抄近江國郡名に愛智を衣知と有るは阿由知の言の切れるには非ざるか、名義は今更に考ふるに由無し、）○熱田は、神名式に尾張國愛智郡熱田神社（名神大）本國神名帳に正一位勳一等熱田大神宮（一本作^ニ大名神^ニ）と有る是なり、此神宮の御事は已に傳二十一に註し奉れるを、猶其委しき事は二十四に云ふべし、寛平縁起に、已而倭武尊奄忽遷化之後、宮酢姫不^レ違^ニ平日之約^ニ、}

獨守御床安置神劍、光彩亞日、靈驗著聞、若有禱請之人、則應感同於影響、於是宮酢姬會集新舊相議曰、我身衰耄、昏曉難期、事須未暎之前占社奉遷神劍、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒倒水田中、光焰不消水田尙熱、仍號熱田社、所見たる、是其熱田と云ふ郷名の起原なり、然るに尾張風土記に、熱田社者昔日本武命(中略)即謂宮酢姬曰、此劍神氣宜奉齋之、爲吾形影、因以立社熱田、郷爲名也と有るは本末違へるに似たり、右の楓樹の焼けて水田に仆れたる事に因りて熱田と云ふ地名とも成り社號とも成り、終に廣がりて郷名とは成れりけるにこそ、此事に就きて説有り、傳十九を見るべし、和名抄郷名には愛智郡厚田に作れり、(此熱田を字に就きて後に設けたる者の如く思ふは非なり、凡て地名などは唯假初の事より起れる者なれば右の縁起の説は難レ捨かり、其上厚田の厚の何の義とか爲る、膏腴の地を然云ふ例をも見ず、又薄田と云ふ事も聞かざればなり、又春の深山路弘安三年十一月十八日の下に、「熱田宮は昔日本武尊東を平げ給ひし時、夷野に火を掛けて尊を焼き殺さむと爲ける時、大なる桂木焼けて仆たりけるに、田中の水熱く成りたりしより熱田と云ふ也、其時天速切之劍にて草を薙て遁れ給ひしかば其劍を草薙劍と申しき、其劍を此御社に祀ひて侍れば一速き神にて御坐し坐すなり云々」と有りて此にては熱田の號を彼の野火に遇ひ給ひし時の御事となり、然れども此は其二を一に合せ傳へたりし者にて誤なる事論を待たず)○祝部は侍在の義にて神社に侍らふ人を云ふ稱なり、此は甚古くより有る職と聞えて神武天皇己未年御紀に、和珥坂下有居勢祝者、臆見長柄丘岬有猪祝者と有るは、巨勢神又猪は借字にて井神に仕ふる神部なりしなる可し、仲哀天皇八年御紀崗浦神崇有る所に、天皇則禱祈之、以挾抄者倭國菟田人伊賀彦爲祝、令祭則船得進

と有るも、御禱祈は外に在りて御親しく此を爲給ひ、其神には近く祝を附置かせ給ひて其祭祀を主らしめ給へる、此を以て波布理の侍在なる事を知るべし、神功皇后元年御紀に、小竹祝與天野祝共爲善友、履仲天皇五年御紀に、天皇狩于淡路島(中略)居島、伊井諾神託祝曰云云、欽明天皇十七年御紀に、昔在天皇大泊瀬之世(中略)命神祇伯受策於神祇、祝者迺託神語報曰云云と有るを始めとして猶此彼有り、又古事記伊邪河宮段に、近淡海之御上祝以伊都久天之御影神、又玉垣宮段に、若坐出雲之石碕之會宮葦原色許男大神以伊都玖祝大廷乎と有る、此二は伊都久祝と續けるなり、萬葉四(四十八丁)に、味酒、三輪之祝我、忌杉、手觸之罪敷、君二遇難寸、十(五十八丁)に、祝部等之、齋經社之、黃葉毛、標繩越而、落云物乎、十九(三十六丁)に、住吉爾、伊都久祝之、神言等、行得毛來等毛、舶波早家無など見えたり、此等を彙めて思ふに、先づ神を齋奉るを職として其神託をも受け奉り、人に神の御心を傳へて誠しむるを以て任と爲る事と所見たり、職員令神祇官祝部義解に、謂爲祭主贊辭者也、其祝者國司於神戶中簡定、即申太政官、若無戶人者通取庶人也と所見たり、然れども上古より有來る止事無き御社の祝者はしも、然る可き由緒有りて仕へ奉れるなれば神戸を取れるには非ず、(此祝字は、神祇令神祇官中臣宣祝詞の義解に謂宣者布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞宣聞百官、故曰宣祝詞也と有るを用ひられたる者なり、欽明天皇二十三年御紀に馬飼首歌依が罪有りける時、其子を母の請に依りて付祝人使作神奴、乃依母請許沒神奴と有る、其神奴は其祝人に屬く賤しき者を云ふ) 楮神より其祝を乞ひ給ふ事は、其御許に令侍て令祭給はむとの御事にて、崇神天皇七年御紀に、是夜夢有貴人、對立殿戶、自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意

也、若以吾兒大田田根子令祭吾者、則立平矣(中略)即以大田田根子爲祭大物主大神之主と有る、是即ち右に引ける萬葉に謂ゆる三輪之祝の始祖なり、又尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子生七歳而不語、乃後皇后夢有神告曰、吾多其國之神名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考に(下略)と有るも、其祭を主る祝人を請はせ給へるなり、又肥前風土記基肆郡姬社郷條に、昔者此川之西有荒神、行路之人多被殺害、半凌半殺于時ト求祟由、兆云、令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社、若合願者不起荒心、覓珂是古令祭神社と見えたるも右に同じ、此等を以ても波布理は侍在にて君側在る人を侍者と云ふ意味に同じき事を曉りつ可き者なりかし、(但、祝詞式に神主祝部と並べ云ひて猶其上に神主の職有り、其神主と云ふは上古に政事を取る程の人を云ひて國造縣主の類是なる由、已に祝詞講義に注せるが如し、祝部は其國務には拘はらず、唯祭祀禱請の事のみ預る、故に神に親昵しき謂を以て云ふ稱と見えたり、右に引ける文共を以て味ふ可し) ○熱田祝部と云ふは、寛平緣起に、凡奉祀神劍於此國、總緣宮酢姫與建稻種公也、宮酢姫下世之後、建祠崇祭之、號火上姉子天神、其祠在愛智郡火上邑、以海部氏爲祝、海部是尾張氏之別姓也、稻種公者火明命十二代之孫、尾張國造乎止與命之子、母尾張大印岐之女眞敷刀婢命也、(參考云一本無自尾張至命也二十四字)實尾張氏之祖也、因茲明神爲尾張氏神、僂以尾張氏人補神主祝部等職也と見えたる是なり、右の水上姉子天神は、已に引ける緣起に、倭武尊於甲斐酒折宮、有戀宮酢姫、即歌曰、阿由知何多、比加彌阿彌古波と有るにて其宮酢姫命なる事は知られたり、神名式に愛智郡火上姉子神社と有る是なり、本國神名帳には正二位火上姉子明神と有り、此御神の

事又傳二十四にも注すべし、舊記には仲哀天皇四乙亥年始御鎮座と見え、鎮座記にも、氷上宮二座宮養媛命豐浦宮御宇祭之、至廣野姬天皇御宇奉遷火高、此時合祭神日本武尊也、二座御靈形御宮而一箇坐と有り、舊記に持統天皇四庚寅年氷上宮元遷今宮地と有り、此にては日本武尊はしも後に合せ祭れる如し、然れども御夫婦の御神の片方を祀らざる由無きに就きて思ふに、其今宮地なる火高に本より日本武尊の御在し坐すを、女神を氷上より此に移し奉りて、日本武尊と一所に置き奉るを云ふなる可し、以海部氏爲祝は、天孫本紀の天火明命六世孫建田背命の下に、神服連海部直丹波國造但馬國造等祖と有れば、此命より海部氏は支別たるなり、是を以て海部是尾張氏之別姓也とは云へり、(又十六世孫尾治多與志連大海部直等祖と云ふも有れども其にては非ざるなり、楮右の火上姉子は丹波國に由有るには非ざるか、和名抄郡名に丹波國氷上比加三と見え、神名式に天田郡天照玉神社御在し坐すは饒速日命に渡らせ給へるなど、思ひ合す事有りて已に傳十九卷に云へりき)火明命十二代之孫は、天孫本紀に十二世孫建稻種命と有るに合へり、但秦鼎が參考に引ける千秋家譜に依るに、尾張氏大祖神天照國彥天火明櫛玉饒速日命此初祖なり、次に天香語山命一世なり、次に天忍男命二世なり、天孫本紀には此間に天村雲命の名出て此にて一世の差有り、次に建額赤命三世なり、次に建簡草命四世なり、次に建田背命五世なり、次に建諸醉命六世なり、次に倭得玉命七世なり、次に彦與會命八世なり、次に小縫命九世なり、次に乎止與命十世なり、次に建稻隅命妹小止女命(又名宮酢媛命)十一世なりと雖も、此は古の天村雲命を除きて初祖饒速日命より數ふる故に建稻種命迄凡て十二代と成るなり、尾張國造乎止與命は、國造本紀に尾張國造志賀高穴穗朝以天別天火明命十世孫小止與命定賜國造と有りて、天孫本紀に十



一世と有るとは同じ舊事紀の中にて一世の差有るは、右に云へる千秋家譜の如き傳の異に在りけるなる可し、若て其子建稻種命は、同紀に此命邇波縣君祖大荒田女子玉姬爲妻生二男一女と有りて、尾綱根命は其子にて十三世の孫なり、然るに、緣紀に、倭武尊還日向尾張、到篠城、進食之間、稻種公倭從（一本作仗）策駿馬馳來、啓曰、稻種公入海亡沒、倭武尊乍聞悲泣曰、現哉現哉（下略）と有れば、小止與命の國造に任れ奉るより以前に已く亡せ給ひぬる故に、小止與命より尾綱根命へ謂ゆる嫡孫承祖と云ふ狀にて、其國造職を繼ぎて大神に世々仕へ奉る事には成りける者なり、（所以に緣起にも、稻種公には尾張國造とは書さずして、其父を尾張國造乎止與命と記されたりき、但其尾張國造に任れ奉れるは、成務天皇五年御紀に令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置と有る時の事にて、此よりは二十四五年後の事なれども、其以前にも然る名目こそ非ざめれ、其地の豪族にて已に國造の狀にて有りけむ事云ふも更なり、）因茲明神爲尾張氏神は、上に凡奉祀神劍於此國、總緣宮酢姬與建稻種公也と有るに應へ、中に稻種公者火明命十二代之孫（中略）實尾張氏之祖也と有るを承けて其總括の文なり、尾張氏神とは民部省式に謂ゆる定氏社と云ふ是にて、其神に由緒ある氏人を以て奉仕る神と云ふ事にて其祖神の謂には非ず、天孫本紀に、饒速日命六世孫伊香色雄命（中略）遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日命、自天受來天璽瑞寶同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家亦爲氏神崇祠爲鎮と有るも、其祖字摩志麻治命の事を云へるに、凡厥奉齋寶而祈鎮壽祚、兼崇靈劍而治護國家、如此之事裔孫相承、奉齋大神と有るに對へて氏神と云へるを合せ考ふ可し、以尾張氏人補神主祝等職也は、千秋家譜に、成務天皇六年始置諸國郡縣邑造長首渠、以小止與命定

尾張國造、專主於當國神祇矣、國造國作國司之初亦曰神主と有る是なるが、此中に甚愛たき事なむ有りける、其國造の當國の神祇を主とると云ふ事は國務の第一にして、神事と公事と相別たす仕へ奉れる古の狀にて、朝貴の大臣と雖も然り、天孫本紀字摩志麻治命其子彥由支命の條々に、爲申食國政大夫奉齋大神と有りて、天下の政務をも執り申す程の人は悉に然有りしなりけり、次に國造を國作の義と爲るは如何なれども、亦曰神主と云ふ事甚々愛たし、然るは續紀に、大寶二年二月戊戌朔庚戌、是日爲班大幣、馳驛追諸國國造等入京と有る、大幣とは四時祭祀に謂ゆる二月祈年祭を云ふなり、其詞に集侍神主祝部等諸と有るを以て其國造に當る事を見る可く、又靈龜二年二月丁巳出雲國國造外正七位上出雲臣果安齋畢奏神賀詞（中略）從果安至祝部一百一十餘人進位賜錄各有差と有る、此を以て國造果安は神主に當る事自餘の祝部に對へ見ても知らるゝなり、延暦十七年三月の太政官符國造兼帶神主と有るは正しく此を云ふなり、承和十四年三月七日太政官符に、望請依太政官去弘仁二年九月二十三日同三年五月三日兩度符旨、永停止公役專勤神事者也と有りて、此より以來は神主祝部は國務の公役に預らず唯神社の祭祀にのみ仕へ奉る事と成りて、漸次に神世の古儀は廢絶したる者になむ有りける、（然して上にも引ける職員令神祇官祝部義解に、其祝者國司於神戶中簡定、即申太政官、若無戶人者、通取庶人也と云ひ、民部省式に、凡諸社神主禰宜祝者擇八位以上及六十以上堪事者補之、雖元來定氏之社並神戶百姓、而盡八位及六十以上、然後及壯年白丁即免課役と有るが如く、神主祝部と雖も公事には預らざるが故に神戶の百姓を以て定め申さるゝ事とは成れるなり、右に定氏社と有るは上に謂ゆる尾張氏人の熱田神宮に仕へ奉り、物部氏人の石上神宮を齋き奉るは

更なり、又大神大物主神社を其御末の大神朝臣を以て祭らしめ、春日祭神社を其天兒屋命の裔なる中臣朝臣をして齋
かしめらるゝ類を云ふなり、○所掌は、都加佐杼理麻都流と訓むべし、即ち祭神の主と爲りて仕へ奉るを云ふは然
る物にて、常には所祭と云ふを、其は唯神靈を祭祀の方のみに云ひて、此に所掌と云ふは神寶の事に係る所に
置かるゝ御紀の文法なり、垂仁天皇二十六年御紀に、勅物部十市根大連曰（中略）汝親行于出雲宜檢校定其國之
神寶、則十市根大連校定神寶而分明奏言之、仍令掌神寶也と有る是なり、又三十九年十月五十瓊敷命居於茅渟菟
砥川上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上部、亦名曰裸伴、藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命傳主石上神
宮之神寶と見えたる、傳主は令掌なる事前後に引ける文に見合せて知るべし、又八十七年春二月丁亥朔辛卯、五
十瓊敷命謂妹大中姫曰、我老也、不能掌神寶、自今以後汝主焉、大中姫命辭曰（中略）然遂大中姫命授物部十
千根大連而令治、故物部連等至于今治石上神寶、是其緣也と有るも上に同じ、（其主字を天孫降臨章第二一書に
又當主汝祭祀者天穗日命是也と有るは、祭祀の事を掌るにて其は神寶の事には非ざるなり、又右に掌字に對へ
て治字を書かれたるは、古事記國作段に、是時有光海依來之神、其神言、能治我前者云々、爾大國主神曰、然者
治奉之狀奈何、答言、吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也と有るが如く、神を齋く事を治と
云へるなり、此治を掌に換へて記されたるを合せて其神寶を主る神主と爲て齋き奉る事を云ふ事知るべきなり、○
蛇之龜正、私記に龜匡阿良未左と有り、口訣に、斷蛇以貴而云阿羅正哉也と注し、纂疏には、蛇之龜正者斬蛇十
握劍之名、言劍氣龜也と説かせ給へるに就て今思ふに、蛇之は、第三一書なる蛇韓鋤之劍なども同じく、此言の上に

置けるは其斷蛇の事に就きて後より置ける言にして本よりの稱には非ず、其十握劍の銳利に依りて龜正劍と號け、其
形容に就きて韓鋤劍と云ふなむ始よりの稱なる可き、皆龜正の言義は右の口訣の説甚なむ善かりける、其は阿良は阿
那と同じく歎辭なる事、傳十七に云へるにて心得べし、古語拾遺に事之甚切皆稱阿那と有る此と同言なり、麻佐は
正哉にて、瑞珠盟約章第三一書に、素戔嗚尊其誓言驗有りて男御子を生み坐せる所に、則稱之曰正哉吾勝と有る御
言を揚げさせ給へるに實に此は同じく有りけり、先に吾當爲汝殺蛇と御言擧げ爲させ給へるに違はせ給はず、然
計り可畏き大蛇を事も無く退治させ御在し坐して、其尾中より神々しき御劍をさへに得させ給へれば、阿良正哉と已
尊も揚言給ふ可く、又其二神よりも阿良正哉と指歎き感け奉りけむが、即ち其功成り坐せる十握劍の名とは自然に成
りて傳はる可き勢なるも亦自然の事なる可し、（然れば龜は借字にて有りけり、右の纂疏に劍氣龜也との御説も然る
事ながら、其にては荒勝の意と成りて却りて慷慨の意薄きに似たり、斯るに古史に此を蛇之龜玉と文を成して、其徵
に、「元書に正と有るを玉と作るは二十二社注式に引けるに依れり、」と云はれたれども、其は決して誤寫なり、今諸
本共に御紀と同じく龜正と有るからは從ひ難し、且其大蛇を斬らむと爲させ給ふ此方に屬きてこそ荒玉とは云ふべか
りけれ、上に蛇之と有れば、其斬られ奉る御劍に荒魂の屬きたりと云ふ事にや、返々も疑がはし、其上に私記には龜
匡に作れ、ば然る木も有りける者をや、○今在石上也は、古語拾遺にも其天十握劍を其名天羽羽斬今在石上神
宮と有り、第三一書に、其素戔嗚尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也と有ると全く一事とは聞えず、然るに、口訣に
石上大和國山邊郡石上坐布都御魂神社、一説備前國赤坂郡石上布都魂神社と書して二説を載せるに必ず所以有るべ

し、此大和國石上は、天孫本紀に、宇摩志麻治命、先獻天璽寶亦堅神楯以齋矣、謂五十櫛亦云今木、刺繞於布都主劍大神奉齋殿内、即藏天璽瑞寶以爲天皇鎮祭(下略)と見えたる、其は神武天皇御世の事なり、其伊香色雄命條に、磯城瑞籬宮御宇天皇御世(中略)遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日命、自天受來天璽瑞寶同共藏、號石上大神と有る、是れ其の石上神宮に謂ゆる部靈神劍と十種神寶とを祀祭らるゝ始なり、其後も御世々々の天皇等天下に止事無き神寶とだに云へば先づ此石上神宮に齋ひ置かせ奉給ふ事、世々の御史を以て見奉り知る可し、斯れば此蛇之鹿正も其始草薙御劍と共に天上に奉らせ給へるを、天神御子の御天降の御時に天璽と共に天降らせ給へるか、又は饒速日命の十種神寶を將下らせ給ひける中に蛇比禮などの有るを以て思ふに、其時に携へ御在し坐しけむを、彼の天璽の如く主々しき神寶ならざりしかば、其二町に置ける故に自然に其傳説は亡なひたりしかども、石上にては往古より其十種神寶と共に合せて祭り來れるか、又は左の細書に云へるが如く往古より出雲に傳はれるを崇神天皇御世に京に召上られてより其神宮にて祀來れるにも有らむか、然思ひ合せらるゝ事は神名式に大和國山邊郡出雲建雄神社と云ふ有りて、右の石上坐布留御魂神社(竝名神大、月次相嘗新嘗)には第一攝神なり、若て其出雲は此大神の御在し坐しける本國の稱を取れるにて、其建雄神と申すなむ亦の御名にて御在し坐しければ、此劍を納め祭られし以來稱へ奉り來る事と所思たり、其は傳二十一に云へる尾張國本國神名帳に、知多郡從三位武雄神社を此大神と申す説有り、又三代實錄貞觀三年に備後國天照麻良建雄神、同八年に播磨國速風武雄神と出でたるなど、皆此素戔嗚大神なる可きに思ひ合せて曉る可し、記傳九(三十四丁)に、「石上は一書に吉備神部許とも有るから備前國赤

坂郡石上布都之魂神社是なりと云へり、實に一應は誰も然思はるれど、熟思へば然に非ず、其故は然しも名高き倭なるを置きて、吉備なるを唯に石上とは云ひてむや、若し吉備のならば必ず吉備石上などこそ云ふべけれ、然れば猶倭の石上なる可し、舊書紀に崇神天皇六十年に出雲大神宮に藏れる神寶を召し上げて見給ふ事有り、垂仁天皇二十六年に物部十市根大連に詔りて出雲の神寶を檢校しめ、仍て神寶を掌らしむ、又は十七年の文に同人石上の神寶を掌る事見ゆ、然れば須佐之男命の御劍出雲神宮に藏れりしを、右の崇神、垂仁天皇の御時など餘の神寶と共に京に召上げ給ひて其時よりや石上には納められけむ、備後に所以有りて備前國へ遷し奉りしなるべし、其時倭の本宮の名を取りて彼方にも石上布都之魂神社とは申すならむ、斯れば書紀又拾遺などに在石上と云へるは初め倭に在りし時の傳へ、在吉備と云へるは遷し給ひて後の傳なる可し(採要)と有るは實に然る言なり、(故に思ふに、其出雲と冠ぶらせたるは、崇神天皇六十年御紀に、詔群臣曰、武日照命一云武夷鳥一云天夷鳥從天將來神寶藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部遠祖武諸隅而使獻と有れば、是の時迄出雲國に傳はれりしを奉れるにや、此人は天孫本紀に饒速日命八世孫物部武諸隅連公と有りて右の事を載せ、奏復命之時、乃爲大連、奉齋神宮と見えたる、此神宮と申すは即ち石上大神に御在し坐せば、此時に右の蛇之鹿正をも出雲より上せて此神宮には收られけむ事決くこそ、)然るを、第三一書に今在吉備神部許也と有るは大和國石上より後に遷されたるにて、神名式に備前國赤坂郡石上布都之魂神社と有る是なるが、此時の斷蛇の劍はしも蛇之鹿正又は蛇之韓鋤劍又は天蠅斫之劍と云ふ名こそは有りけれ、本より部靈と云ふ稱の有るべくも非ざりけるを、後に此御劍を此に移し鎮められたれば、其本宮の號を用ひたりけむ

事右に引ける記傳の説の如し、偕此を素戔嗚大神の御名を以て其社に稱へ申さる可きに、然らぬは其大和なる本宮の名を其任に移されたるにて、此にても布都之魂神社とこそは申せりけれ、此は祭神の稱にも又劍號にも非ざる者なり、偕此に今在石上と云ふは大和の方の事なるが、其劍を故有りて其吉備國には移されたりしより唯其御劍のみを留め祭られて、別に出雲建雄神社は祀はれたりし者とこそ所思ゆる事なりけれ、然るに記傳に載せられたる備前の石上社傳に、「神劍は昔大和の石上へ遷し奉りて此社には座し坐さず」と云へりと有るを以て思ふに、其始出雲より京に召し上させ御在し坐して彼の石上神宮に納め給へるを、其後に吉備神部の許に遷し奉れるより本宮には唯御靈のみを留祭られけるに、又故有りて再び石上に遷し奉れるを以て、此にも今在石上と書され、此より後に出来る古語拾遺にも今在石上神宮とは傳へたりし者なる可からむを、猶委しき事は記傳の説を引きて傳廿四に至りて其事を云ふべし、(右の出雲建雄神社は石上神宮の南門内に在り、然るに世人此崇神天皇六十年御紀歌に見えたる伊頭毛多鷄流が事と思ふは甚く誤れり、彼は古事記日代宮段に出雲建と有りて、建は多祁流なり、此に建雄と有るとは言異にて別なる者をや、)

是後以稻田宮主簀狹之八箇耳生兒。眞髮觸奇稻田媛。遷置於出雲國簸川上而長養焉。然後素戔嗚尊以爲妃而所生兒之六世孫。是曰大已貴命。大已貴此云於褒阿娜武智。

上件は彼の大蛇を退治させ御在し坐して草薙劍を得させ給へる事の較略なり、此に是後と有るは其事竟りて後の御所置を云ふ處なるが、亦意を加へて聞く可き事なむ有りける、然るは正書に劍を得させ給へる後の所に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と見え、第四一書にも、素戔嗚尊曰、此不可以吾私用也、乃遣世孫天之膏根神上奉於天と有る、此御政は其大蛇を退治させ御在し坐しける即の事にて、其處に於て直に行はせ給へる由、已に傳二十一に註せる如くなれば、此に是後と有るなむ其御時の事に係りたる事なりける、(右の天之膏根神を五世孫と云ふは誤なる由、傳二十二卷に注せりき、此御事を遙に後なる如く云ふめる説は、凡て此時の事に暗きが故なり、) 若て其奇稻田媛命を遷置於出雲國簸川上而長養焉と有るは、上に下り於安藝國可愛之川上と有る謂ゆる其鳥髮地にて其女神をば生めるが、其より稻田宮に移せる事を云ふと所見たり、正書に、然後行覓將婚之處、遂に出雲之清地焉、乃言曰、吾心清淨之、於彼處建宮と有る此に當る可し、然るは右の清地は風土記に謂ゆる大原郡須我山にて、郡家東北一十九里一百八十歩と有れども、簸川も當郡斐伊郷を經るに就きて名る所なれば、唯大凡に云ふ時は川上と云ひて違へる地理に非ざればなり、(同記に、斐伊川、郡家正西五十七歩、西流入出雲郡多義村と見え、又出雲郡出雲大川源自伯耆與出雲二國堺上山流、出仁多郡横田村、即經横田、三處、三澤、布勢等四郷、出大原郡堺引沼村、即經來次、斐伊、屋代、神原等四郷、出出雲郡堺多義村、經河内、出雲二郷、北流更折西流、即經伊努、杵築二郷、入神門水海、此則所謂斐伊河下也云々、自河口至河上横田村之間五郡百姓便河而居と有る、此を以て見る時は其出雲郡に至りて斐伊河下なれば、其に對へて大原郡以上は河上にて、獨り横

田村のみを云ふには非ざれども、其水源に就きて其地を云へれども、出雲郡より上方は何れも河上なる事云ふも更なりかし。○眞髮觸奇稻田媛は、纂疏に眞髮觸者梳之發語、奇梳同訓と有るが如し、冠辭考に「眞は此は髮を美稱たる言、奇は奇日、伊都久志、米具志など云ふに同じく愛で憐くしむ語なるを櫛の方に云ひ轉じたるなり、此は櫛は髮に觸る物なれば然冠らしむるなり」(取意)と有り、萬葉十一(二十丁)に、朝宿髮、吾者不梳、愛、君之手枕、觸義之鬼尾と有るは、手枕の髮に當れる事を云ふなれども、其梳る事を觸と云ひけむ故に其事に係けて觸とは云へるなり、又空穗物語に「其昔に舊にし物を改むる、是こそ黃楊の小櫛とは知れ」と有るも、觸を舊に云ひ係けたりし者なり、傳二十一に已に云へる如く、正書に故素戔嗚尊立化奇稻田姫爲湯津爪櫛而挿於御髻と書され、古事記にも爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而刺御美豆良と有る、此等の御事に就きて負ひ坐せる御名にて、奇稻田媛命と申すも、神名式に能登國能登郡久志伊奈太伎比賣神社と有る其れ即ち御本名にて、櫛髻姫命と申す義なるが故に、自然に眞髮觸の發語を冠て稱へ奉り來る事にこそは有るべけれ、(冠辭考に「彼薦枕高御產栖日神、天疎向津姫命などの如く神名にも冠辭を置くは上代の文の狀なり、古事記、日本紀に斯る類の語共多きは、甚古代の文の有りつるを取りて書し故と所見たり、此に依りても甚上代の語の雅びかなりしを知るべし」と云はれたるは實に然る言になむ有りける。)○遷置於出雲國簸川上而は、上に云へるが如く安藝國可愛之川上なる鳥髮地より稻田宮に遷し置けるを云ふなり、其稻田宮と云ふは古事記に謂ゆる須賀宮にて、大原郡須我山御室山の間在りつらむ事傳二十二に註せるが如し、遷置は、宇都志須惠氏と訓みて移居の字の義なり、須宇とは人をして其處に令在るを云ふなり、

萬葉六(十四丁)に、野上者、跡見居置而、御山者、射目立渡と有る是なり、(但此事を山陽道の安藝國より出雲國の簸川上に遷し置ける由に云へるは甚妄なる事、上に委しく辨へたる條々を以て明らむ可し。)○長養は日足す謂なる事、傳十三に注せるが如し、○爲妃は、妃字を美賣と訓める御妻の義にて、正妃を牟加比賣と訓める對なり、私記には女止之且と訓めり、爲妻の意にて理は然る事ながら外の例に違へり、楮此妃の例は、天孫降臨章第一一書に、以思兼神妹幡幡豐秋津姫命配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃(下略)第二一書に、以高皇產靈尊之女號萬幡姫配天忍穗耳尊爲妃(下略)第七一書に、高皇產靈尊兒萬幡姫兒玉依姬命、此神爲天忍骨命妃と有る、此三は同じ事にして書され狀の少か異なるのみなるが、古事記を見るに、御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命と有れば正妃の例なり、神皇承運章に、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姬爲妃と有る、此は海神の御女に渡らせ給へれば、正妃に渡らせ給ふ可くなむ有りければ、神代の御事は後の例とも全くは合せ難き故に其より以來を推すに、神武天皇前御紀に、娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃と有るに、己未年九月壬午朔己巳納媛踏躡五十鈴媛命以爲正妃、辛酉年春正月庚辰朔(中略)尊正妃爲皇后と有りて正妃と妃とを別たれたり、孝靈天皇二年御紀に、立細媛命爲皇后(中略)妃倭國香媛(下略)孝元天皇七年御紀に、立鬱色讚命爲皇后(中略)妃伊香色讚命(中略)次妃河内青玉繫女埴安媛(下略)開化天皇六年御紀に、立伊香色讚命爲皇后(中略)先是天皇約丹波竹野媛爲妃(中略)次妃和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛(下略)崇神天皇元年御紀に、立御間城姬爲皇后(中略)又妃紀伊國荒河戸畔女遠津年魚眼眼妙媛(中略)次妃尾張大海媛(下略)と有りて、何れも如此くなれば悉く擧ぐるに遑ず、若は皇后は其正妃を以て立

てらるゝ事、前後に引けるに合せ見るべし、宣化天皇元年御紀に、立^{オホ}前^{ミムカヒ}正^{ミマカヒ}妃^{ミマカヒ}億計^{ヒコト}天皇女橘仲皇女^{ミマカヒ}爲^シ皇后^{ミマカヒ}(中略)前庶妃^{サキノミマカヒ}大河内稚子媛^{オホカハノコノミマカヒ}(下略)天武天皇元年御紀に、納^{ウケ}天命^{タケノミコト}開別^{ヒラキ}天皇女菟野皇女^{ウノノミマカヒ}爲^シ正妃^{ミマカヒ}と有りて、同二年に、立^{オホ}正^{ミマカヒ}妃^{ミマカヒ}爲^シ皇后^{ミマカヒ}(中略)先納^{サキニウケ}皇后^{ミマカヒ}姉^{イモ}大田皇女^{オホノタノミマカヒ}爲^シ妃^{ミマカヒ}と有るも正妃^{ミマカヒ}と妃^{ミマカヒ}を對^{カウ}へたるに殊^{マタ}に庶妃^{サキノミマカヒ}とさへ書かれたり、履仲天皇元年御紀に、立^{オホ}葦田宿禰^{アシノタノスネ}之女^{メノ}黑媛^{クロノヒメ}爲^シ皇妃^{ミマカヒ}と有るは、美賣^{ミヤ}と訓みたれば正妃^{ミマカヒ}の例には非ざると見ゆ、然れば右の皇字は天皇に係れるにて其も唯の妃^{ミマカヒ}なるなりけらし、雄略天皇七年御紀に、便欲^{マコト}自求^{ミコト}稚媛^{コノヒメ}爲^シ女御^{メノミマカヒ}と見え、又履仲天皇六年御紀に、喚^{コト}鯉魚磯別王^{イサノイソノミコ}之女^{メノ}太姫^{オホノヒメ}郎^ノ高鶴^{タカニ}郎^ノ姫^ノ納^{ウケ}於^ニ后宮^{ミマカヒ}並^ニ爲^シ嬪^{ヒメ}、用^ヨ明天皇元年御紀に、立^{オホ}蘇我大臣^{スロノミヤ}稻目^{イナ}宿禰^{スネ}女^{メノ}石寸^{イシサネ}名^ナ爲^シ嬪^{ヒメ}など有りて、妃^{ミマカヒ}をも庶妃^{サキノミマカヒ}をも女御^{メノミマカヒ}をも嬪^{ヒメ}をも皆美賣^{ミヤ}に用ひて正妃^{ミマカヒ}又は皇后^{ミマカヒ}に別たれたる御紀の文法なり、(後宮職員令を見るに、妃^{ミマカヒ}二員右四品以上、夫人三員右三位以上、嬪^{ヒメ}四員右五位以上と有り、古の唱は皆美賣なれども字を以て書き別けたる者なり、)然れども此に奇稻田媛命の御事を素戔嗚尊^{スセノミコ}以^テ爲^シ妃^{ミマカヒ}と有りたればとて後の妃夫人の倫にては如何は御在し坐さむ、已に正書に、乃相與^ニ遵合^ニ而生^シ兒^ヲ大己貴^{オホノミコ}神^ノ、因^リ勅^シ之^ヲ曰^ク、吾兒^{オノミコ}宮首^{ミヤノウヂ}者^{ナリ}其脚^{ミヤノウヂ}摩乳^{マノウチ}手^ノ摩乳^{マノウチ}也、故^ニ賜^シ號^ヲ於^ニ二神^ニ、曰^ク稻田宮主^{イナノミヤノミコ}神^ノと有りて、此女神の御父母二神を以て其御兒大己貴神の傳に參らせられたる事は申すも更なるが、其負せ給へるに稻田宮の名を以て寄せ給へるは、其奇稻田媛命に起れる宮號なるが上に、第一一書に乃於^ニ奇御戸^{キミコト}起^リ而^テ有^ル奇御戸^{キミコト}は隱處^{カクレ}の義にして、古に夫婦相隱りて妹妹の語らひを爲す身屋の稱にて、並ての事には有りけめども、此は二柱御祖神に始まりて此大神に起れる御事にし御在し坐しければ、殊に止事無き御契なむ御在し坐しけらし、此清地に到らせ御在し坐して吾心^{オノココロ}清清^{スガ}之^ノ御言^{ミコトノコト}を擧げさせ御在し坐して、御子には天

下を所造給ふ大國主神を生み奉らせ給へる程の御事にし御在し坐せば、此大神に幸れ奉れる女神も猶此餘にも御在し坐せれども、實の嫡后^{ウチノカミ}と申し奉れるは此奇稻田媛命に渡らせ給ふ御事申すも更なりかし、若て傳二十一にも云へるが如く、神名式に出雲國意宇郡熊野坐神社(名神大)と有るは此大神にて御在し坐すを、其並びに前神社^{サキノカミヤ}とて御在し坐すなむ此女神に渡らせ給ふ可くなむ有りければ、後の事を以て申さむには謂ゆる正妃^{ミマカヒ}と坐し又皇后^{ミマカヒ}にて渡らせ給ふ御事、今更に申さむも事舊にたる心ちぞ爲める、(此大神には已に天上より伴ひ給へる后神坐して、其は五十猛命などの御母にて渡らせ給ふ大夜女命にて、同郡山狹神社同社坐久志美氣濃神社に坐せる是なり、又古事記に見えたる大山津見神の御女神大市比賣命に御合ひ坐せるは稻荷神社に並び坐せり、右の奇稻田媛命を正妃と立つる時は其餘は妃嬪かと思へども然に非ざれば、後の定めを以て強ふべきには非ざるぞかし、)○所^ニ生兒^ヲは、第一一書に、乃於^ニ奇御戸^{キミコト}爲起^リ而生兒^ヲ號清之湯山主三名狹漏彥八島篠(下略)と有る是なり、古事記には、故其櫛名田比賣以久美度邇起而所^ニ生神^ヲ、名謂^フ八島士奴美神^{ヤシノノミカミ}と有りて、其より六世孫の名を署せり、其事委しくは傳二十二卷に注せれば今云ふ限に非ず、○兒之六世孫は、其八島篠神より數ふるにて、第一一書に五世孫と有るは、其を除きて數ふるなれば共に同じ事る由、且右の五世も此六世も共に傳の誤なるにて、實には大己貴命は素戔嗚大神奇稻田媛命二柱の奇御戸に起て令^レ生給へる所にして、其八島篠神と申すは此亦名に御在し坐す由、共に傳二十二に已に論らひ注せるを見て曉る可き者なり、○大己貴此云^ニ於^ニ褒姒^{ホシ}娜^ナ武智^{ヒコ}は、傳二十一に已に注せり、已字は音志なり、已說文已也、四月陽氣已出、陰氣已藏、萬物皆成^ニ文章^ヲ、故已爲^シ蛇象形^ヲと有る是なり、已にも非ず又已にも非ず、書き僻むる事勿れ、

日本書紀傳 二十四之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十四 寶劍出現章

一書曰。素戔嗚尊欲幸奇稻田媛而乞之脚摩乳手摩乳。對曰請先
 殺彼蛇然後幸者宜也。彼大蛇每頭各有石松。兩脇有山甚可畏矣。
 將何以殺之。素戔嗚尊乃計釀毒酒以飲之。蛇醉而睡。素戔
 嗚尊乃以蛇韓鋤之劍。斬頭斬腹其斬尾之時劍及少缺。故裂尾而
 看。即別有一劍焉。名爲草薙劍。此劍昔在素戔嗚尊許。今在於
 尾張國也。其素戔嗚尊斷蛇之劍今在吉備神部許也。其斬蛇之地
 則出雲簸之川上山是也。

是素戔嗚大神出雲國に御在し坐して彼の八岐大蛇を退治させ御在し坐しける御事の異説のみにして、其得させ給へる

神劍の所在と斬り給へる御劍の行方とを記して佗事無き者なれば、正書及佗一書の闕を補ひ其考據には備ふ可し、其一條を以て全しと爲す者は本より非ざるなり、然れば前に事を加へ後に意を補ひて全篇の旨趣をなむ曉る可かりける、此中大蛇の象形を書されたるに、毎頭各有石松兩脇有山と有る一章は、佗には且ても云はざる事にして、正書に、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬、松栢生於背上、而蔓延於八丘八谷之間と有るに合せ讀みて其妖蛇の状をも實に想像り識らる可ければ、甚奇らしき傳にては有りけり、此一ぞ此傳の殊に勝れたる所なりける、其次に乃計釀毒酒、以飲之と有るは、正書に八醞酒と云ふは其酒を製熟するの事に依りて號る所なれば其委しき状は知るべからざるを、第二一書に至りて可_レ以_レ衆菓釀酒八醞の文有りて、此時の酒は尋常のとは別にて、衆菓を集めて酎酒と成し給ひ其を折り返して八醞酒と成せる事なむ甚詳には見えたりける、然るに此に毒酒と有るは、其能を云ふに似て實に協へるに似たりと雖も、此は唯八醞酒に酔ひ伏しめて其所を斬らせ給はむとの神策にて、大神の御名に負せる健く速き御所爲なむ此に在る所なりける、若始より其酒を毒物に仕立て兵刃の威を用ひさせ給はずして殺させ給ふとならば、斯許り可畏き大神に御在し坐す物を、如何なる毒惡の酒をも物爲させ給ひて居ながら其仆れむ期を待たせ給ふ可かりけめども、然る女々しく新ましき御計らひの心御在し坐すべき神性にては御在し坐さざりしかば、此は已にも云へる如く此酎酒の嚴酷なるが爲に大蛇は其所に伏せて斬られ奉れりしかば、毒ならぬ物の毒となりたる意味こそは有りけれ、始より設けさせ給はざりし御事なめれば、此毒と云ふ字なむ甚心憂き思ひぞするや、(此時に酒を進めて其大蛇を斬り給へりし神策はしも、神武天皇戊午年御紀に、既而餘黨猶繁、其情難測、乃願勅道臣命、汝宜帥大來

目部、作大室於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘於忍坂、而選我猛卒、與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後吾則起歌、汝等聞我歌聲、則一時刺虜、已而坐定、酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉云々、俱拔其頭椎劍、一時殺虜、無復噍類と有ると事の狀の似たる事にて、饗を設けて虜の心を怠らしめ謀り伐たむと爲させ給へるなれば毒酒には非ざりけり、又蛇韓鋤之劍の名も愛たし、此外には蛇之龜正と云ひ、天蠅斫之劍と云ひ、古語拾遺に天羽々斬劍と云ふ類は、共に其蛇を斬らせ給へる由に依りて號る所なり、正書に十握劍と有るは其劍の長大なる事に係りて例の名には非ず、此に韓鋤と云ふは其劍の兩刃にして尖れる形に因れる稱にて、上古の製様を想ふに足れりと謂つ可くなむ有りける、又此末に、其素戔鳴尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也と有るは殊に奇らし、已に第三一書には此今在石上也と書され、古語拾遺にも今在石上神宮とは傳へたる、其は神名式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社(名神大月次相管新嘗)と有る是にて、右の石上は大和なるにこそ有りけれ、若此傳の無からましかば彼の備前國赤坂郡石上布都之魂神社に此御劍の其始納まれる由は知られざらましを、然るにても甚も愛たき事なりかし、(但右の今在石上と云ふには論も有る事にて、傳廿三卷に已に云へるが如く其實は神名式に山邊郡出雲建雄神社是なり、即ち石上神宮の門内に御在し坐す神なり、)右は此一書の大較なり、偕此素戔鳴大神の御兒神等の御事、御紀には天より帥て降り給へる五十猛命、大屋津姬命、楓津姬姬命と三柱と此顯國にて令生給へるは、大己貴神亦名清之湯山主三名狹漏彥八島篠神唯一神を載せられたるのみにて、其餘の神等の御事は皆がら略かれたるは、御紀は凡て其緯の方は佗書に委任て敢て其事を云はず、唯皇統の天津日繼の御方の經なる方を主と爲らるゝに就きて

は、其大己貴神の御事なども其因に依りて記されたる程の御有意なりければ此には物爲られざりける者と所見たり、然るを幸に古事記に陀御兒神等の傳存るは實に神祇の恩賜と云ふ者なりけり、故に今も其記に委任て有りぬ可き事にて有れども、予此御紀の傳を仕へ奉るに就きては此方にのみ力を盡す事事も更なれば、後世に我迹を踏む者の有りなむに、彼の記を取りも見ざる如き徒の出で來りて予が志を失はむ事、正に今世に古事記を讀む輩の御紀を屑とも爲すして、鈴屋大人の心に違へるが如くなる可きを懼れて時々彼の記を抄録して傳する事なむ多在るを、其中に甚止事無きなむ已に傳二十一にも引ける彼の記に、又娶大山津見神之女名神大市比賣生子大年神、次宇迦之御魂神(二柱)と見えたる、此二柱の御事は條々に云へるを、又其御子神等の傳は、其下に上件大年神之子、自大國御魂神以下大土神以前并十六神と有ると、其次に上件羽山戸神之子、自若山昨神以下若室葛根神以前并八神と有る、此二件二十四神の御事をも事の因に注し奉る可きなり、又此記記に漏れ給ひて出雲風土記に遺れる御兒神猶有り、意字、大原二郡に青幡佐久古命、島根郡に都留伎日子命、國忍別命、秋鹿郡に磐坂日子命衝杵等乎而留比古命、楯縫郡に宇乃治比古命、神門郡に八野若日女命、和加須世理比賣命などの御名出でたるは、何れも御父素戔嗚大神の御功業を助け奉らせ給へる甚少縁なるまじき列の神に渡らせ給へる狀なれば、其も併せて此下に採り拾ひ説きてむとす、(猶出雲郡伊努郷の下に、國引坐意美豆努命御子赤奈伊努意保須美比古佐倭氣命と申すも其御子に御在し坐して、其は瑞珠盟約章第三一書に謂ゆる熊野大隅命に渡らせ給ひ、其に就きて其父意美豆努命と申すは即ち素戔嗚尊の御事に渡らせ給ふ由、已に傳十三卷、十六卷に云へれば此には除きつ、又楯縫郡、大原郡に出でたる宇之治比古命も其御子な

る可き事、其御祖須我禰命は即ち此の奇稻田姬命と聞ゆるを以て知られたり、其事傳二十一卷又二十二卷に云へれば除きつ、○欲幸奇稻田媛の欲幸は、私記には米左牟止之且と有れども欲字に力を入れて此は米佐麻久淤毛富志氏と訓むべし、幸字を米須と訓む例は、傳二十九天孫降臨章に鹿葦津姫の事を皇孫因而幸之、一夜而有娠と有り、此を其第二一書に、皇孫謂姊爲醜不御而罷、妹有國色、引而幸之と有りて、御を米須と訓み、幸之を美登阿多幣麻須と訓める、即ち共身與坐なる由已に傳四に云へるが如く、又此下に引けるには與字を阿多波須と訓めるに合せ思ふ可きなり、海宮遊行章に、彥火々出見尊、因娶海神女豐玉姬と有る、此には娶字を訓めり、垂仁天皇十五年御紀に喚丹波五女、納於披庭と有る、此には喚は米須なり、納は米志伊流なり、景行天皇四年御紀に、茲國有佳人、曰弟媛(中略)天皇則留而通之(中略)今不勝皇命之威、暫納帷幕之中と有るは、此には通は米須、納は米佐禮麻草流なり、應神天皇御紀十一年に、日向國有孀子、名髮長媛云々、是國色之秀者、天皇悅之、心裏欲覓、其十三年に天皇遣專使、以徵髮長媛云々、是以天皇宴于後宮之日、始喚髮長媛云々と有る、此には覓をも徵をも米須と訓めり、又仁德天皇二十二年御紀に、天皇語皇后曰、納八田皇女、將爲妃云々、其三十年に、天皇伺皇后不在而、娶八田皇女、納於宮中、時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女而大恨之と有るには、娶をも合をも米志都と訓みたり、又雄略天皇元年御紀に、然朕與一霄而娠、產女殊常、由是生疑、大連曰、然則一霄喚幾廻乎、天皇曰七廻喚之、大連曰、此娘子以身意奉與一霄、安輒生疑(下略)と有る、此與は右に幸之と有るに同じく、又米須に喚字を書かれたるなどを推し亘して知るべきなり、偕此言はしも常に女に婚ふ事を與婆布と云ふを、其方を

卑^レ下めて米須と云ふなり、萬葉二(二十五丁)天皇崩之時太后御作歌に、八隅知之、我大王之、暮去者、召賜良之、明來者、問賜良志、神岳乃、山之黃葉乎、今日毛鴨、問給麻思、明日毛鴨、召賜萬旨、其山乎、振放見乍、暮去者、綾哀、明來者、裏佐備晚、荒妙乃、衣之袖者、乾時文無と有る、此御歌の召賜も右なると同じく帷幕^{オホカ}の中に納れ奉る事を云ひ、問賜は御許に侍らはせ給ひて御言語御在し坐し、御事を黃葉に寄せて詠ませ給へるにて、御夫婦の御愛情を盡させ給へる者にて感け奉るも猶餘有りてなむ、(但右の召も已に御夫婦の御語らひ御在し坐す上の常を宣へるなれば、右に擧げたる例共の始めて嫁ぐを云ふとは異なるが如しと雖も、始めて召さるゝも常に喚さるゝも事に於て同じければ、同言にして同義なる事云ふも更なりかし、通證にも幸召也、蔡邑云御之親愛者曰幸と有り、)○乞之は許比多麻比伎と訓むべし、正書に、素戔鳴尊勅曰、若然者汝當^レ以^レ女奉^レ吾耶、古事記に、爾速須佐之男命詔^レ其老夫、是汝之女者、奉^レ於^レ吾^レ哉と有るに當りて、乞之は即ち求め給ふ義なり、古事記日向宮段に、爾詔吾欲^レ目^レ合汝^レ奈何、答曰僕不^レ得^レ白、僕父大山津見神將^レ白、故乞^レ遣其父大山津見神^レと有る乞此に同じ、此は其婚はむと爲る女に戀ふるとは異にて、其父の許に乞はせ給へるなれば乞と戀と本同言にして其活用の狀同じからざる事、已に先達の説定まれるが如し、(求むる意の乞字は詞八衢にて、四段活にて許波布、許比、許布、許閉と活らき、人を戀の戀は中二段活にて許比、許布、許布流、許布禮と活用けるものなり、)○脚摩乳手摩乳對曰、請先殺^レ彼蛇^レ然後幸者宜也、此にては彼二神より大蛇を退治させ給へらむことを請ひ奉れる趣にて、第二一書に吾當^レ爲^レ汝殺^レ蛇^レと有りて、大神の御方より進め詔り給へるに異なり、今何れか宜けむと考ふるに、正書なる二神の言に、所^レ以^レ哭^レ者、往時吾兒有^レ

八箇少女^レ毎年爲^レ八岐大蛇^レ所^レ吞、今此少童且臨^レ被^レ吞、無^レ由^レ脱免、故以^レ哀傷と有りて、其大蛇には及絶たる事として手を束ねて唯泣に哭き居たるなめり、次に、素戔鳴尊勅曰、若然者當^レ以^レ女奉^レ吾耶と有るは、此女をだに吾に奉らば其因を以て大蛇を退治させ給はむと云ふ意を含め給へる御言なり、次に對曰、隨^レ勅奉^レ矣と見えたる、此所の文事の略きに過ぎたる可し、古事記に、恐亦不^レ覺^レ御名、爾答詔、吾者天照太御神之伊呂勢者也、故今自^レ天降坐也、爾足名稚手名稚神白、然坐者恐立奉と有る、此は唯其女神を奉るのみの御對には非ざる可し、其故は、第二一書に見えたる如く、汝の爲に蛇を殺してむとは詔り給へる物の其老夫婦の心には如何危ぶみ奉らざらむ、其女神を乞ひ給ふに就きて御名を問ひ奉れるに、掛まくも甚も可畏き此大神に御在し坐せば必定其大蛇を退治させ給ふ可き御事を心に知りて應へ奉れる者なりけらし、(然れば此は其とは實に異なる傳の如しと雖も、甚く事を約めたる者と見ゆれば然のみ難とは云ふまじきにや、)○幸者は、此にては已に嫁ぎ給ふ可き程に長ならせ給へる趣なり、第二一書は此とは異にて其大蛇の事を語り申せる頃間には有^レ身^レせる時の事なるは餘りなるを、此にては又其長なるに過ぎたり、正書には少童と有りて大神の往々后神と爲させ給はむ御心坐すに依りてこそは其父母に乞ひ給へりけれ、未婚の御事などは此にては思ほし寄せ給はざりつる者なれば甚正實に協へる者なり、此も其有意は有りながらに文を簡古に物爲られたる故に然る細かなる事までには行き亘らぬが如くなむ見ゆめる、○宜也は、私記に與介牟と有り、然る事なり、古事記國生段に、伊邪那岐命云云、而以^レ爲^レ生^レ成國土^レ奈何、伊邪那美命答曰、然善と有るに語勢の相似たる所なり、記傳四(二十三丁)に、然善は斯訶余耶牟と訓むべし、男神の詔り給へる事を諾ひたる御答なり、(中略)余耶牟は善加良

牟と云ふに同じ古言なり、天智天皇御紀の童謡に多拖尼之曳鶴武と有り」と云はれたり、借此は上に欲レ幸ニ奇稻田媛而乞之と有るを諾ひ奉りて答へ申せる言にて、正書に隨レ勅奉矣と見え、古事記にも爾足名椎手名椎神白、然坐者恐立奉と有と同旨なる所なり、(但此所の訓與介牟と讀み切りては言續かず、右の古事記に倣ひて、其下に麻衰志伎の言をなむ添ふべかりける)○每頭各は、正書に頭尾各有八岐と有る其八岐なるを云へるなり、已に口訣に每頭八岐之謂と云へり、此に每頭に各石松有りと云ひ、兩脇に山有りと云ひて、其尾の事を云ふなるは、尾方にも頭と等しく石松の有りけるにや、下に、斬頭斬腹其斬尾と三段に云へるを照し考ふ可くなむ有りける、是即ち古文の餘韻を識るの法なり、○有石松は、下に有山と句を分けて書されたれども、石松は共に山に在る者なり、山は其石松を載せて聳え立る者にし有れば別事には非ざる可し、正書に松栢生於背上と書され、古事記にも身一有八頭八尾、亦其身生蘿及檜榲と云へる類、共に山無くして何れの處にか松栢は生ひ出でむ、其大蛇の皮を割きて檜榲などの深山木はしも如何してかも生ひ出づる理の有らむ、然る大蛇の巨魁なるが故に頭中尾共に山を戴き載せて曳き歩きし形狀を云ふなる事、次なる兩脇有山の下に云ふを合せて知るべし、(又先に思寄らくは、右の石松と云ふは、古事記に謂ゆる蘿類にて、本草和名に、卷栢、和名伊波久美、一名以波古介、石葦、和名以波乃加波、一名以波之、一名以波久佐など云ふ類にて、西國邊にて石松と云ふ物は是なりと思ひしかども、其にては下に兩脇有山と云ふに事打合はずとなむ有りければ其説は今捨てき)石松の石は、諸本共に伊波富と訓みて、和名抄に巖和名伊八保と見え、字鏡に礪大伊波保と有る是にて甚く深山の狀なり、松も里に多き物なれども深山は殊更なる物にて右に同じ、萬葉十四(二十

五丁)に、伊波保呂乃、蘇比能和可麻都と詠める、呂は助辭、巖之傍之若松にて、是石松を並び云へる例なり、十二(三丁)に、磯上、生小松を、或本歌曰、巖上爾、立小松、又、(二十二丁)神左備而、巖爾生、松根之と有る類は其巖上に立つるを云ふなれば此石松とは異なり、猶三(四十六丁)に、高山乃、石穗乃上爾、伊座都流香物、又、高山之、石穗乃上爾、君之臥有、六(二十八丁)に、巖成、常磐爾座、又、(四十四丁)春去者、岡邊裳繁爾、巖者、花開乎呼理、又、巖者、山下耀、錦成、花咲乎呼理、九(十二丁)に、御食向、南淵山之、巖者、十一(十一丁)に、見渡、三室山、石穗菅、十九(三十三丁)に、奈泥之故波、秋咲物乎、君宅之、雪巖爾、左家理家流可母、又、雪島、巖爾殖有、奈泥之故波、二十(四十七丁)に、高山乃、伊波保爾於布流、須我乃根能と有りて、何れも崔嵬く嶮岨しき狀に云へるを以て、此の石字を巖の如く訓めるに古人の深く意を用ひられたるを知るべし、(猶和名抄に、磐大石也、音盤、和名以波と有る、此に秀出るの義を以て富の言の从へるなり、爾雅に山厓之高曰巖と見えたる即ち此義に近し)○兩脇は、布多都能加多波良爾と訓めり、古言なり、垂仁天皇七年御紀に、則斷折當麻蹶連之脇骨、亦踏折其腰而殺之と見え、和名抄に、脇助(和名、加太波良保禰)身傍之間也、肋(和名、太須介乃保禰)と有りて共に加多波良と有る即ち傍腹の義なり、又和伎とも訓むべし、同抄に、腋(和名、和伎)肘腋也脇(亦作肘又與脅同)腋下也と有る此肘腋にて、其よりは上方なれども其下方に係けて和伎と云ふも常なり、凡て和伎と云ふは物の片邊なる所を云ふ稱にし有りければ右の傍も同義に歸めり、(俗に片腹痛と云ふ事の有るも脇痛と云ふ事なり、萬葉二卷に、鳥穗自物、腋挾持と有るを、或本歌曰の方には、男自物、脇挿持と作れる、是れ即ち脇字をも和伎と訓むべき證なり)○有山

は、其大蛇の背上より兩脇へ、又八頭より八尾へ係けて大なる山を戴き持てるを云ふなり、即ち正書に松栢生於背上一と有るに此兩脇有山を合せて知るべく、又右に松栢と有るを此に每頭各有石松と有るを合せて、其有石松と有るは有山の義なるを曉る可く、若して其八頭に各山有り背上に山有り兩脇に山有る上は、其八尾に互りて悉く山有りて、上は巖石有り松栢立ち檜楡茂り苔蘿生して實に深山幽谷とも謂つ可き狀なりけむ事を知るべし、正書に蔓延於八丘八谷之間と書され、古事記にも其長度三谿八谷峽八尾と有るを以て其長さを度る可く、此に兩脇有山と有るを以て其幅さを思ふ可く、又此に二神の其狀を語りて甚可畏と申し、素戔鳴大神の其大蛇に對はせ給ひて汝是可畏之神と勅給へるを以て、實に非常なる妖蛇なりけむ事を思ふ可くなむ有りける、(又其古事記に謂ゆる蘿は、和名抄に、苔、和名古介、水衣也と云ひ、蘿日本紀私記云、蘿比加介女蘿也、又松蘿、一名女蘿、和名萬豆乃古介、一云佐流乎加世と有りて、何れも深山幽邃の地に生える物なり、是亦右の松栢檜楡の幾年か年序を経つらむ事を知る可き爲に然る物名は出せりと所見たり、) ○甚可畏也は、其甚じき狀を云ふなり、第二一書に素戔鳴大神の大蛇に勅り給へる御言を載せたるに、汝是可畏之神と詔り給へる御言は、此に老夫婦二神の如此く申せるを御心に持して詔り給へる事、已に傳二十三に云へるが如し、此言の例共は雄略天皇御紀五年に、天皇按獵于葛城山(中略)俄而見逐嘖猪、從草中暴出、逐人、獨徒緣樹大懼と有る其歌に、斯々能、宇多枳舸斯固彌、倭我尼尋能哀利志と有りて古事記も右に同じく、又其七年三諸岳神の形を見行さむと詔り給ふ所に、螺贖答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺々目精赫々、天皇畏懼目不見、却入殿中、使放於岳と見えたる、一は嘖猪を

可畏み、一は大蛇を可畏み坐せるなり、凡て可畏み敬ひ奉る御上に申すは常なれば除きて、仁德天皇十六年御紀歌に以播區娜輸、伽之古俱等母と有る、此は發語なるが、釋に巖石自嶺下澗之時、人何不恐懼、仍欲言恐悚、之發語引此辭乎と有るが如し、又萬葉七(四十丁)に、山邊庭、薩雄乃禰良比、恐跡、小牡鹿鳴成、十(三十丁)に、雲隱、小島神之、恐者、又、(三十二丁)磐疊、恐山常、知乍毛、又、奥山之、於石蘿生、恐常、十一(十四丁)に、隱口乃、豐泊瀨道者、常滑乃、恐道會、十三(三十一丁)に、惶八、神之渡者、吹風母、和者不吹、立浪母、蹠不立跡、十五(二十五丁)に、和多都美能、可之故伎美知乎、也須家口母、奈久奈夜美伎氏、伊麻太爾母、毛奈久由可牟登、二十(三十七丁)に、海原乃、可之古伎美知乎など有る、何れも恐懼の意に云へる者にて皆上の例なり、(偕此に二神其大蛇の事を委曲に語り申して、結句に甚可畏也と申せる語勢、恰も古事記海神宮段に其婢等天神御子の御有狀を其大神に申して、結句に益我主而甚貴と申せるに相似たり、) ○何以殺之は、私記に以加爾之底加己呂之太萬波牟と有り、猶上を以加爾之底加毛と訓むべきなり、萬葉三(四十二丁)に、朝爾食爾、欲見其玉乎、如何爲鴨、從手不離有牟、十一(三十六丁)に、大船乃、絕多經海爾、重石下、何如爲鴨、吾戀將止と有る、共に其疑ふ所由を人に問ひ係くる辭なれば、加と云ふも加毛と云ふも同義ながら、毛の嘆息の言を加ふる時は大いに其語に力有りて慥なればなり、(同じ事ながら五卷貧窮問答歌に、此時者、何可爾之都々可、汝代者和多流と有るは爲乍哉の義にて、此にては必加と云ひて加毛とは云はれざる所なるなり、) ○計は波加良比氏と訓むは、此は寶鏡開始章に計其可禱之方と有る計と同じことにて、凡そ事の設を成し置きてその度に當る可く備ふるを云ふなり、海宮遊行章に、老翁曰、勿復憂、吾當

爲汝計之と見え、古事記にも我爲汝命作善議と有る善議を、餘伎許登婆加理世武と記傳に訓まれたる是なり、武烈天皇前紀に、太子甫知鮪會得影媛、悉覺父子不敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連宅、會兵計策の計策は更なり、猶事機をも方便をも慮をも許登婆加利と訓まれたる所々有り、萬葉四(五十四丁)に、吾妹子乎、次相見六、事許爲與、十二(七丁)に、玉手次、不懸將忘、言量欲、又、(八丁)暫毛、心安目六、事許爲與、又、(十二丁)事計、吉爲吾兄子、十三(三丁)に、事計、夢爾令見社と有るなども此計の上に事と言との言の加はれる者なり、(又御紀に制度の字を波加理許登に用ひられ、又文選に程字を波加理と訓み、和名抄に權衡に波加利の名有るも右に同じ、倍波加良比は波加理の意の緩やかなるなり) ○毒酒は、阿志伎佐郎と訓めり、毒字を然訓めるは、神武天皇戊午年御紀に、進至熊野荒坂津(亦名丹敷浦)因誅丹敷戸畔者時、神吐毒氣、人物咸瘞、仁德天皇五十五年御紀に、是後蝦夷亦襲之、略人民、因以掘田道墓、則有大蛇、發瞋目、自墓出以啗蝦夷、悉被蛇毒而多死亡、唯一二人得免耳と所見たる是なり、大同類聚方にも阿志介毛能又阿志阿治母能と云ふ事有り、即ち毒氣物又毒味物の義なり、倍此毒酒はしも傳二十三に云へるが如く、第二書に謂ゆる衆菓を以て酒を醸し給ふ事を、私記に、問何故必用菓醸酒哉、答是取集惡味毒菓而醸之、以其醉人尤甚之故也と見えたる惡味毒菓と云ふは、後人の此一書に合せ云へる推量にして、始より然る毒物を以て製らせ給ふには非らずと雖も、其酒を以て度々に造り返せるが故に右に其醉人尤甚と云ふ八醞の酎酒とこそは成れるなりけり、本より其毒に中りて自ら斃るゝを待たせ給ふには非ず、其酔て睡れるを伺ひて屠殺させ給はむとの神策にて御在し坐す事、諸の傳々を参考ふれば甚著明かりける由、已に此

卷首に委しく論定めたるが如し、(然れば此に阿志伎佐郎と云へるは、彼の大同類聚方に謂ゆる阿志阿治の類にて、唯其酎酒と成りて味の嚴酷しきを云ふ事なるを、更に毒字を此に當られたるが爲に大いに眞を失ふ事なり、心爲て讀む可くこそ) ○飲之は、令飲給則の如く訓むべし、正書なる飲酔而睡は大蛇の自ら飲みて酔へるなり、第二書に毎レ口沃入と有るは、此と同じく其大蛇に飲みしむる所なる是なり、○酔而睡は正書に同じ、傳二十一に注せり、素戔鳴尊此四字金澤本には無し、○蛇韓鋤之劍は、蛇は第二書に謂ゆる蛇之龜正の蛇之に同じく、此大蛇を斬り屠らせ給へる故事に因りて上に冠せ云へるにて、韓鋤と云ふなむ形容に依りて著けたる名なりけらし、倍私記に韓鋤劍を加良左支乃津美乎と有るは今加良佐比と訓むに違へり、左支は鋤の音轉なる可きが、劍を都美と云ふ事心得難し、釋に、私記曰、問韓鋤之意如何、答其形似鋤故名之、今世之須岐也、先師說云、加良須岐敷と有り、須岐は和名抄農耕具に鋤(和名、須岐)去穢助苗也と見え、加良須岐は犁(和名、加良須岐)墾田器也と有る是なり、纂疏にも此を以て韓鋤猶言犁也、劍形類犁而斬蛇、故曰蛇韓鋤と注させ給へり、今思ふに鋤に似たるも犁に類たるも加良須岐とこそは云ふべかりけれ、然るに加良佐比と云ふに故由の無くてやはと猶考ふるに、其犁の下に(耒鏡佐伎下字見造作具)と有りて、此は謂ゆる其犁鋒を云ふなり、此より及ぼして其造作具を見るに、鏡(漢語抄云、加奈布久之)犁鐵又土具也と有りて、此鐵穗申と云ふ事にて其芒鋒を以て名る所なり、若て又農耕具に縛(漢語抄云、佐比都惠)鋤屬也、釋名云、縛迫地去草也と有るは鋤杖と云ふ事なり、是即ち右の犁にも鋤にも佐比と云ふ稱の有る證なり、(然れば私記に加良左支と有るは右に出せる耒鏡を佐伎と云ふ其を取れるなりけり、又鏡を加奈布久之と

云ふも右の犁又鋤の尖鋒の狀を云へるなれば又此に相協へり、(借古事記海神宮段に、其知邇將返之時、解所佩之紐小刀著其頸而返、故其一尋和邇者於今謂佐比持神也と有るを見れば、小刀を佐比と云ふに似たりと雖も、大刀に吳の眞鋤と云へれば其のみにも限らざりけり、又神武天皇戊午年御紀に稻飯命の御事を乃拔劍入海化爲劍持神と見えたる外にも播磨風土記に、揖保郡佐比岡、所以名佐比者、出雲之大神在於神尾山、此神出雲國人經過此處、十人之中留五人、五人之中留三人、故出雲國人作佐比祭於此岡、遂不和受、所以然者、比古神先來、比賣神後來、此男神不能鎮而行去之、所以女神怨怒也、然後河內國茨田郡枚方里、漢人來至居此山邊、而敬祭之、僅得和鎮、因此神在、名曰神尾山、又作佐比祭處、即號佐比岡など見えて、此は唯劍を佐比と云ふが如し、推古天皇二十年御紀の大御歌に、多智奈羅磨、句禮能摩差比は吳之眞鋤なり、私記に良劍之名也と云へるは此の韓鋤にその意同じ、然れどもその佐比と云ふは如何なる義なりとも猶詳ならざりけり、故に思ふに、右の縛を佐比都惠と云ひて鋤屬也と有るを合すれば、佐比は、崇神天皇六十年御紀歌に、椰句毛多菟、伊頭毛多鷄流餓、波鷄流多知、菟頭邇佐波磨積、佐微那辭耳阿波禮と有る佐微は眞身にて、尋常の劍身を云ふ如くなれども然らず、佐微も佐比も共に眞身なるが、其片又なるに別ちて兩又なるを云ふ稱なりけり、其兩又なる劍鋒と犁又鋤と相似たるを以て劍の佐比より及ぼして却りて縛などの名には成れるなりけり、然るに上古より漸次に其兩又なるは廢れて片又なるのみ多く成り以て往つるから、何時と無く劍の佐比は云はずして、犁又鋤の稱のみの如く成れるにこそは有めれ、然して此に韓鋤とも號けたるは、尋常の劍よりは兩又共に殊に左右へ廣がりて實の犁にも見紛ふ可く其形の似たる爲なる事云

ふも更なり、口訣に蛇韓鋤者劍狀似韓鋤鋒と有るをも合せて熟思ふ可くこそ、(借又、右の末鑊を佐伎と云ふも劍鋒の兩又なるが如きを以て云ひ、鑊を加奈布久之と云ふも俗に富具世と云ふ物なるが、竹筥の狀したる物にて、其も劍鋒にも鋤鋒にも似たる物なるをも考へ合す可し、然るを新井君美説に佐比を小刀の名なりと云へるは、唯古事記をのみ見て廣く考へざるなり) ○斬頭斬腹其斬尾は、右に毎頭各有石松、兩脇有山と有るに見合す可き事上に云へるが如し、借又此に意を補ひて見る可き事なむ有りける、彼の石松有り山有りと云へる其物を共に斬らせ給へるには非じかし、何れへか驟離ち遣り給ひけめども今其傳を亡なひたる者なる可くや、已に天孫降臨章に所見たる味耜高彥根神の彼の喪屋を斫し給へるに此即落而爲山と有る物を、況てや背上に巖石有り松栢有り檜楡茂り苔蘿生ふる程の山なりける物を、何れにか碎き散りて別に數箇の山岳と成りけむ事更に疑を容るべからずなむ有りける、(但今其所在を知るべからずと雖も、若くは仁多郡鳥上山の邊に在る大山小山の中の何れにか有るべからずを更に求むるに由無し、其鳥髮地に堺を接へたる伯耆備後安藝國などに土人の傳は非じか、纂疏に下なる籓之川上山是也と有るに就きて所斬之蛇化之也、上云蛇兩脇有山、蓋即此山乎と云ふ御説の有るも尤々しき事なるを思ふ可くなむ) ○別有二劍の別は右の蛇韓鋤之劍に對へて置ける字也、一劍を阿夜志伎都留岐と訓める事、正書に比登都能都留岐と訓めるとは異なるは、此に限りて然る習有る事と所思たり、然るは正書には上に一劍と云ひて下には神劍也、吾何敢私以安乎と有るを以て一劍をば字の如く訓み、第四一書には有一神劍と有るも一の下に神劍也の言有るに依りて比登都なるを、此は別字は右等の一字に當る故に一劍を神劍と同じく訓み來る者と所見たり、○昔在素戔嗚

尊許は、正書に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と有るが如く、得させ給へる即天上に奉らせ給へる趣なれども、暫間にては御許に置させ給へる事は、第四一書に此不可私用也、乃遣五世孫天之嘗根神上奉於天と有る用字と此安字にて所知たり、然れ共此の文の狀を思ふに、右に天之嘗根神を遣し給ふと有る其神を五世孫と云ふ僻傳の有る爲に、此大神より四世の間は御許に置させ給へる者と中古の誰やし人か然思ひ寄せて書せる傳なりけめども、傳二十四に論云へるが如く、實には其神は天より帥て降り坐しつる五十猛神の御事にて御在し坐せば、其御許に在りし程は決めて暫時の事にて有りけり、(此を四世迄も長く御許に留めさせ給ふとしては、此大神の天照太神の御爲に露も私の御行狀御在し坐さざる赤心を覆ひ奉る事にて甚可畏し、然れども此大神の得させ給へる御劍なれば、本より昔に素戔嗚尊許とは云ひつ可き事なり) ○今在於尾張國也は、第二一書に、此今在尾張國吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也と有りて、即ち神名式に尾張國愛市郡熱田神社(名神大)と見えたる是なり、此所に御遷幸の御事は正書に出でたる草薙劍の御事を説き奉る因に傳二十一に註しつれども、其御鎮座の較略を今註し奉らむには、景行天皇四十年御紀に、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮寶媛而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮寶媛家而徒行之と有る是始なり、古事記にも、故爾御合而以其御刀之草那薙劍置其美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神幸行と所見たり、其委しき事は寛平熱田縁起に、倭武尊淹留之間、夜中入廁、廁邊有二桑樹、解所帶劍掛於桑枝、出廁、忘劍還入寢殿、到曉驚寤、欲取掛桑之劍、滿樹照耀、光采射人、然不憚神光取劍持歸、告姬以桑樹放光之狀、答曰、此樹舊無怪異、自知劍光、默然寢息、

其後語宮辭姬曰、我歸京華、必迎汝身、即解劍授曰、寶持此劍爲我床守、時近習之人大伴建日臣諫曰、此不可留、何者承聞前程氣吹山有暴惡神、若非劍氣、何除毒害、倭武尊高言曰、縱有彼暴神、舉足蹴殺、留劍上道と有り、風土記にも、熱田社者、昔日本武命巡歷東國還時、娶尾張連等遠祖宮辭媛命、宿於其家、夜頃向廁、以隨身劍掛於桑木、遺之入殿、乃驚更往取之有光如神、不把握之、即謂宮寶媛曰、此劍神氣宜奉齋之爲吾形影、因以立社熱田郷爲名也と有り、然れば、此神劍を此に留めさせ御在し坐しけるは、日本武尊京華に歸赴かせ給ふとして其御形影として賜ひ置かしとなりけり、鎮座記に此年を四十一年の事と爲るは實に然る可し、御紀の結めに是歲天皇踐祚四十三年焉と有るは、其御葬の御事など竟たる所に云へるなれば、其も四十一年に當る可からむ事云ふも更なり、(但鎮座記に、四十一年、王入坐尾張姓家時、天神教曰、汝還都而可送吾劍者復此國、思此地者神風伊勢國之内玉垣國也云云、此以此劍者宜留此國、若此訓有疑者、懸劍於木明實證、而當知有神光照滿樹人者是驗矣、或果知有光初驚賜と有るは右の縁起風土記等に異なり、此に天神の御教甚疑はし、若此訓有疑者云々は殊に疑はし、此は日本武尊の廁に入り坐すと桑枝に掛けさせ給ひて忘れ置かしにこそは有りけれ、天神の御訓の是非を試み給ふならぬ證は、忘劍還入寢殿、到曉驚寤と有るにて著ければ、此は其事を神に爲むと巧みて作り設けたりし者なりけり、又鎮座記に、一日王曰、還都迎汝小止女、答曰、必哉、未知虛實、王仍解劍授曰、持此劍爲吾床之守、以可待之、時吉備武彦曰、是不可留、何乎徧伏而還都後送神劍、宜敬祭、王不用と有るは此時の狀然ぞ有りけむかし、但還都後送神劍宜敬祭の文は、上なる汝還都而可送吾劍

者復此國と有るに合せりし者ながら、此に御劍を留めさせ給へるは、其宮酢媛命を迎へ取り給ふ迄の御形見の意なれば、然計り深く道理を云ふ所には非ず、其より氣吹山に御在し坐して神氣に瘞給へりければ、御病み坐せる所の古事記に到能煩野之時、思國以歌曰(中略)此時御病甚急、爾御歌曰、少女袁登賣能、床登許能辨爾、我和賀波岐斯、都流岐能多知、其大刀曾能多知波夜、歌竟即崩と有る、此事を緣起にも載せて、渡鈴鹿河中瀬、隨逝水、(下略)と所見たり、此御歌は、先に我歸京華、必迎汝身、即解劍授曰、寶持此劍爲我床守と宮酢媛命に宣ひ授けさせ御在し坐し、御事を思ほし出させ給ひて、甚く其御劍の事に就きて又其媛の御名殘をも惜ませ給へる由の御詠言になむ御在し坐しける、秦鼎が參考本に載せたる或本に、宮寶媛命後續御歌之末曰、登許能倍爾(於床上也)和賀於保岐美能(我大君之也)許能多知乎(此大刀也)於岐多麻倍禮婆(置給有則也)岐美能(君之也)美古止乃麻爾(隨命也)志多比(慕也)麻毛利阿加米武(守崇也)登古止波爾(常石也)夜須久志津加爾(安靜也)於波瀨波(御在可恰也)許々爾麻都禮波(於此處祭則也)岐美毛(君亦也)美古止乃麻爾(隨命也)止下脫乃字、今補)多加倍奈麻志會(違勿坐也)麻毛利於波勢與(守可御在也)と有る、此歌の句法明らかならざるが故に誰も取も見ざりしは甚可惜しき事なるを以て、釋紀の例に擬ひ句毎に譯文を加へて今引けり、此は其日本武尊の御歌に應へ參らする意を以て、床上に我大君の此大刀を置き給へれば、大君の御言の隨に慕ひ守り崇め奉らむ、常石に安く靜まり御在し坐せ、阿波禮此處に齋き奉れ、は大君も御命の隨に勿違へ坐しそ、此床上に守り御在し坐すべしと云ふ意にて、此次に引ける文に、已而倭武尊奄忽遷化之後、宮酢姫不違平日之約、獨守御床、安置神劍と有るに合ひて、哀れとも憐しとも夫婦の眞情を

ば盡し究めたる歌になむ有りける、倭御歌にも媛の歌にも登許能辨と有るは、上に引ける緣起に謂ゆる寢殿を云ひて、床とは御妹妹の御語らひ御在し坐しける夜床の事なり、先是倭武尊於甲斐酒折宮、有戀宮酢姫、即歌曰、愛阿由知何多、火比加彌阿彌古波、姉和例許牟止、床止許佐留良牟也、可恰阿波禮阿彌古乎、と有る登許是なり、萬葉十八(二十三丁)に、波之吉餘之、都麻乃美許登能、許呂毛泥乃、和可禮之等吉欲、奴婆玉乃、夜床加多左里(下略)とも有るが如く、古夫の旅立する時は必ず夫婦相寢たる床を片去りて傍に守り乍も其歸るを待つ習なりしを詠めるなり、其四(三十七丁)に幾許、思異目鴨、敷和之、枕片去、夢所見來之と有るに對へて、余衣、形見爾奉、布細之、枕不離、卷而左宿座と有るは、床と云はずして共に其義なり、又十七(十五丁)に、久佐麻久良、多妣由久吉美乎、佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能弊爾、二十(十八丁)に、都々麻波受、可弊理伎麻勢登、伊波比倍乎、等許弊爾須惠且、之路多倍能、蘇田遠利加弊之、奴婆多麻乃、久路加美之伎且、奈我伎氣遠、麻知可母戀牟、波之伎都麻良波と有るも皆床上を守りて齋へる狀なり、況て此は甚も止事無き天神の御璽の大御劍を齋ひ置かせさせ御在し坐しければ、此は殊更なる御事に御在し坐しけるぞかし、(其十五卷雪連宅滿死去之時歌に、須賣呂伎能、等保能朝廷等、可良國爾、和多流和我世波、伊敏妣等能、伊波比麻多禰可、多太未可母、安夜麻知之家牟、安吉佐良婆、可敏里麻佐牟等、多良知禰能、波々爾麻于之且、等伎毛須疑、都奇母倍奴禮婆、今日可許牟、明日可蒙許武登、伊敏比等波、麻知故布良牟爾、等保能久爾、伊麻太毛都可受、也麻等乎毛、登保久左可里且、伊波我禰乃、安良伎之麻禰爾、夜杼里須流君と有る、家人の齋ひ待ねかと云ひ、結句に宿り爲る君と有るを以て、右の二歌の如く床上に忌籠を居えて祭る事を云ふなり、此等をも

傍證に備へて思ふ可くこそ、偕右の比加彌阿彌古は神名式に愛智郡火上姉子神社と有る是なる由、傳二十三卷に注せるが如し、鎮座記に、氷上宮二座宮寶媛命豐浦宮御宇祭之、至廣野姬天皇奉遷火高、此時合祭神日本武尊也、二座御靈形御宮一箇坐と有り、舊記には仲哀天皇四乙亥年始御鎮座と見ゆ、又縁起に、已而倭武尊奄忽遷化之後、宮酢姫不違平日之約、獨守御床、安置神劍、光彩亞日、靈驗著聞、若有禱請之人、則應感同於影響、於是宮酢姫會集新舊、相議曰、我身衰耄昏曉難期、事須未暝之前奉遷神劍、衆議感之定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、光焰不銷、水田尙熱、仍號熱田社と所見たる、不違平日之約は、上に引ける文に、即解劍授曰、寶持此劍爲我床守と有る是なり、若て此は宮酢媛命其床上を放ち奉りて神宮を營み造り神劍を奉り遷る始なるが、右に我身衰耄昏曉難期と有るは甚く年老たる状なれども、此は其日本武尊の崩り坐しより心勞れ身衰られたりけるならめども未だ壯年の時なりけらし、鎮座記に、四十三年（一云四十九年己未）至經營大宮、又媛曰、合祭素戔嗚神、分二種寶物、宜奉藏土之御宮木之御宮、又卜定宮地者、以大神之勅造宮之制者、宮柱太立、高天原樽風高知、奉遷熱田皇大神也と所見たる是にて、日本武尊の升遐は景行天皇四十三年癸丑なれば、其年已に此神宮を取り建つべきに非ざれば一云の方正説にて其四十九年己未にぞ有るべき、然れば、其媛の日本武尊に納れ奉れる四十一年を十六七の頃と見ても其四十九年には僅に二十四歳なりし時にこそ、右に謂ゆる熱田の名義は已に傳二十三に註せりき、偕成務天皇四十九年も同じく己未なれば右に我身衰耄昏曉難期と云ふに合へる如く、其にては八十餘の老女なれば其言實に相應へる心ちなむ爲るを、猶其日本武尊の御在し坐さるるに何時迄も床上に置きて守る可

きに非ざれば、神社は已く景行天皇御世に始まりけむ事申すも更なり、右に二種寶物と云へるは、古事記に、故受命罷行之時、參入伊勢太御神宮、拜神朝廷（中略）時、倭比賣命賜草那藝劍、亦賜御囊而詔、若有急事解茲囊口と有る是にて、縁起にも、倭姫命感其心授一神劍曰、努々力々莫離於身又賜一囊曰、若有急事、解斯囊口、倭武尊拜領劍囊行と見えたり、故に此一神劍と一囊と合せて二種の神寶の御事なり、其を鎮座記に大足彥忍代別天皇四十年令詔皇子降東國時、天神語皇女曰、神在高天原、親之、東不安、故有令平者、必可來、以吾劍可與、無所向虜矣、果詣王、皇女取劍與囊授曰、慎莫怠也、（一云此燧後天火徹燧名之、俗號燧袋、付大小刀其緣也）と書せる此神託の事はしも、先には予も信なはざりしかども、熟思ふに實に愛たき傳にて有りけり、其は草薙劍はしも甚も可畏き天璽にて御在し坐し、又其御燧はしも彼の八咫鏡の御缺にて御在し坐す事傳十九に註せる如くにて、共に伊勢太神宮の御許を放ち奉る可からざる由縁の御物なり、然れば右に天神と有るは皇太神の御事に御在し坐して、當昔東國に背叛く者多かりければ征伐の御使として皇子尊を遣はし給へらむに、授け賜ふ可き神託の如此く御在し坐せる上ならでは其御燧の御心にも任せ給はざる可きは然る物にて、其若急事有らば斯囊を開かせ給ふ可き由を仰せ含めさせ給へるなどは、必ず慥なる神託の御在し坐せるに本著かせ給へるなる可き事何かは疑ひ奉らむ、然れば此は紀記にも補は將欲き程の事にこそは有りけれ、傳廿一にも註せるが如く、後世と成りて良も爲れば論旨に違ひ朝廷に背く輩の出来るは多くは東國なるに、此神劍の此に御在し坐して然る防禦を成して靜め御在し坐すなむ實に天照太神の御心なりける、然る時は此天神の御諭はしも彼神武天皇戊午年御紀に、天照太神謂

武甕雷神曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響焉、宜更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劍、則國將自平矣、天照太神曰諾、時武甕雷神登謂高倉曰、予劍號曰部靈（下略）と見え、古事記にも、天照太神高木神二柱神之命以、召建御雷神而詔、葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理、我之御子等不平坐良志、其葦原中國者專汝所言向之國、故汝建御雷神可降と有る其時の佛なる者なり、今より後も天地と日月と共に常在なる御世の間には然る禍々しき事も必ず出来まじとは云ふ可からざれども、熱田大神の此に若て御在し坐す限は唯天神御子の大御稜威なむ衰へさせ御在しまじかりける、（若る所以にや依れりけむ、世の甚く亂れたりける程には天神御子の大御稜威を以ても治めさせ給ふ可き御力なむ及ばせ給はざりけるを、然る時には名將勇士を出し給へるに、織田、豊臣の二氏は其尾張國より起り、家康の參河國より出でたるは更なり、當今諸國の大名など多く其二國より起り出て、天下の亂を靜め武徳を輝かして朝廷の藩屏と爲て仕へ奉る事皆偶然に非ず、此大神の御靈に憑れる事右に出せる鎮座記の文を以て知るべし、此神宮の東國の首と有る尾張國に鎮り坐す幽契の委しき事は已に傳二十一卷に註せるが如し、）祭神の御事は右の二種神寶を熱田大神と稱へ奉りて、即ち天照太神に渡らせ給ふ事今更に申し奉る限に非ずと雖も、縁起に正二位熱田大神者以神劍爲主、本名叢雲劍、後改名草薙劍、其祠立於尾張國愛智郡と有りて、下に彼の兼川上の御事を書して、此正書の如く素戔鳴尊曰、是神劍也、何敢私秘藏乎、獻於天照太神也と有るにて明らかなり、故に鎮座記にも熱田皇太神一座（在尾張國吾湯市郡江崎松崎島千竈郷）伊弉諾尊御子謂大日靈貴、鎮坐于伊勢國之名、號天照坐皇太神、鎮坐于尾張國之名、號熱田皇太神、土用殿坐御正體者瓊矛（瓊者玉也、矛者草薙劍也）

于正殿坐神璽者御筥也と有るが如く、祭神は天照太神にて一座に渡らせ給へれども、土用殿の方に草薙劍を鎮め奉りて御靈形は離ちて別に正殿に御在し坐す由なり、但其瓊者玉也、矛者草薙劍也と云へるは心得ず、瓊矛と字を續くる時は彼の天瓊戈などの如く一種の物名なり、然して矛と劍とは同物に非ざるを一に云へる事も如何、故に思ふに、右の瓊は其草薙御劍の御裝束の玉なりけむが相副ひて一に在るを以て然る物と必得て瓊矛とは記し傳へたるなり、太神宮式神寶二十一種の中に玉纏横刀一柄（柄長七寸、鞘長二尺六寸）柄頭横著銅塗金、長三寸八分（片端廣一寸五分、片端廣一寸）頭頂著朴鑽一旬（徑一寸五分、玉纏十三町四面、有五色玉）著五色組、長一丈、阿志須惠組四尺、柄著句金、長二尺（著鈴八口琥碧玉二枚）金鈿形一隻（長各六寸、廣二寸五分）著緒紫組長六尺、袋一口（表大量綱綿裏緋綾帛各長七尺）と有る、此は甚上代のならざれども其形狀を思ふ可き料に抄き出たるなり、然して正殿に坐す御璽と云ふは其二種寶物の一なる御燦袋にて謂ゆる天火徹是なる事、上にも引ける鎮座記に皇女取劍與囊授と有るにて著明きを、又云はく、四十三年（一云四十九年己未）至經營大宮、又媛曰合祭素戔鳴神、分二種寶物、宜奉藏土之御筥木之御筥と所見たる、此時に天照太神に素戔鳴尊を合せ祭られしは、其草薙劍に抱りて少縁ならぬ御幽契の御在し坐すに依れる事、傳二十一に註せるが如し、此土之御筥と云ふは後代に朽ち損はれざる爲に陶器を作りて其草薙劍を盛奉れるにて、後世に土用殿と申すも其に依る事にぞ有るべかりける、又木之御筥と云ふは尋常の御箱ならめども、右に土之と云ふが故に殊更に木之と並べ稱なりけり、若て此は于正殿坐神璽者御筥也と有る其にて御囊になむ渡らせ給ふ可かりける、其は下に云へるが如く八劍神社はしも當宮の別社に渡らせ給へ

るに、其攝社に徹神社皇太神御靈形御宮而坐と有るは天火徹に由有り、霧神社素戔嗚尊御靈形御宮而坐と有る、霧は天叢雲の謂に近くして草薙劍に由有り、此二を以て愈思を定むるに至れり、鴨長明が海道記に熱田宮は素戔嗚尊なる由云へるも、當昔草薙劍の御事に就を人皆其大神の宮と思へるなめり、抑此天火徹の御躰はしも、傳十九に註せるが如く寶鏡開始章第二一書に、是時以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、此即伊勢崇祕之太神也と見えたる、其御缺にて謂ゆる八頭花崎の一片に御在し坐せば、殊に天照太神の御靈として正殿に持ち齋き奉る事實に其謂れ有る御事になむ渡らせ給へりける、(然るは草薙劍はしも皇太神の御靈とは申しながら素戔嗚大神にも係れるを、此御躰はしも右の由來に依れば皇太神のみの御靈に御在し坐す御事を思ふ可し、傳鎮座記日割御子神社の下に一云燧而坐と云へるは此天火徹なるに似たり、然れども上件に云へる如く、二種神寶として草薙劍と並ばせ給へる上無き神寶の本宮を離れて然る別社に御在し坐すと云ふ理無ければ、其は燧石などにて、同じく倭姫命より賜はれる物ながら顯國の物なれば別に社を定めて祀り給へりけむ事、傳十九卷に註せるが如し、傳右の土用殿を本に都知牟祢能美阿良可と訓めるは土御筈之御殿と申す事にて、謂ゆる土之御宮を納め奉れる謂なる可し、然るを神道者流の言に土金相生の義なりなどと附會の僻説を立るは云ふにも足らざる者なりけり、又秦鼎が頭書に應永二十六年遷宮記作渡用殿ニカ似是と云へれ共、其は土用を渡用に同音を以て通はし書けるなれば其説も如何、)然れば熱田大神と齋き奉らせ給へる主神はしも天照皇太神に御在し坐して、素戔嗚大神をも合せ祭り奉れる事著し、故に鎮座記に一御前神社二座と有りて皇太神荒魂、天照坐大日靈尊合祭素戔嗚尊と有りて共に二大神の荒魂を竝べ祀れる由なり、又八劍神社を集説に素

戔嗚尊和魂也と云へるに、鎮座記に西皇太神素戔嗚尊と有れば、此も二大神の和魂を竝べ祭らるゝなりけり、故に此本宮は其二大神の御靈の全體を祀り奉れるにて、彼の草薙劍はしも、此二大神の神實に御在し坐す中にも其神劍には二大神共に係りて、其大御正統に渡らせ給へる天津日繼の御靈にて御在し坐す御事申すも更なるが、彼の天火徹はしも専ら皇太神のみにぞ係れりける、故に鎮座記に熱田皇太神一座(中略)合祭神一座素戔嗚尊(御靈形御宮而坐)相殿神三座(御靈形各御宮而坐) 日本武尊、宮簀媛命、建稻種命凡有五神、次第如上、同床設別高座、以西爲上、于東次第焉、元是二座也、至于淨御原朝加三座、但相殿之内一機床別界矣と有るが如く、宮簀媛命の始めて齋き奉られしは二座に御在し坐して、其餘の三座は天武天皇の大世より祭り加へられし趣なり、故に思ふに此草薙劍はしも、日本武尊の吾形影として宮簀媛命に賜ふ所なれば、本より其御靈も副へて御在し坐すべき御事申すも更なりと雖も、其本體の御靈を申す時は二大神の御靈にして、日本武尊は唯其を授け坐しのみこそ有りけれ、其御靈とは申し難き事なり、然らば鎮座記に、水上宮二座宮簀媛命豐浦宮御宇祭之、此時合祭神日本武尊也と有れば、此二神は其より移し祭られしなる可し、又建稻種命は別社に今彦神社建稻種命と有る其より移し祀へるなどにこそ、但其日本武尊を水上宮に合せ祭れるは持統天皇御世とも云へれば、元は別社なりつるを一に合せたるを云ふなる可ければ此所に妨げ無し、参考に、承和十四年三月七日太政官符、亦有神體五體語、蓋是其一牀卑者蓋稻種命所座敷と云へるは然る言になむ、又鎮座記に、前件神體崇正殿、正體鎮土用殿、是以示無開御扉、設別殿、渡天浮橋、奉移五神、獻四時祭、故名其所曰渡殿、五座御前各有神靈之御飾矣と有る、神體と云ふは右の五神の御靈形御宮而坐

と有るにて謂ゆる木之御宮是なり、正體鎮_ニ土用殿と有るは彼の草薙劍に御在し坐して即ち土之御宮是なり、是以示_レ無_レ開_ニ御扉と云ふは、彼の御正體は殊に重く貴き天璽に御在し坐すが、御扉を開き奉ることを禁止して別殿を設け渡_レ殿を架して別に安置し奉る由にて、其別殿即ち右に謂ゆる正殿是なり、如此く正殿と土用殿とを別にして神體と正體との御座所を異に爲られたるは淨御原朝よりの御定なる可き事、下に云へるを見て知るべきなり、(然るは、上に引ける鎮座記に、至_レ經_ニ營大宮、又媛曰合_ニ祭素戔鳴神、分_ニ二種寶物、宜_レ奉_レ藏_ニ土之御宮木之御宮と有りて、其藏奉る御宮をこそは別に物爲られたりけれ、御殿を二に造られたる趣にては無きを思ふ可し、縁起の趣にても漸く此時其媛の守れる御床を放ちて別に社を定められたるのみの事と見えたる者をや、偕此祭神を頭注に、大宮日本武尊、東素戔鳴尊、西宮簀媛命今水上明神是也、西伊弉並尊、北倉稻命、中央天照太神以上六座と云へるは異説にて更に合はず、)天智天皇七年戊辰、新羅沙門道行、盜_ニ此神劍將_レ移_ニ本國、竊祈入_ニ于神祠、取_レ劍裏_ニ袈裟_ニ逃去、伊勢國一宿之間、神劍自脫_ニ袈裟_ニ還_ニ著本社、道行更還到練禪禱請、又裏_ニ袈裟_ニ逃_ニ到攝津國、自_ニ難波津_ニ解_レ纜歸_レ國、海中失_レ度更亦漂_ニ著難波津(中略)于時吏民驚恠、東西認求、道行中心作_レ念、若棄_ニ去此劍_ニ則將_レ免_ニ捉搦之責、乃抛_ニ棄神劍_ニ、劍不_レ離_ニ身、道行術盡力窮、拜首自首、遂當_ニ斬刑_ニと有るは、當昔佛法の盛なりし頃なるが故に僧尼と雖も輒く神社に詣て擅に練禪禱請の事をも物爲たりけむから然る妖僧に盜まれ奉りし者なりけり、其初度には伊勢より自ら脱て歸らせ給へるを、再度にも然爲させ給ふ可きを、其にても吏民の心著かまじかりけるを、今度は其神劍の御方より其身

を離れさせ給はずして妖賊を捉搦しめ後の鑿誠とは爲させ給へるなりけらし、鎮座記に、天命開別天皇七年十一月、外賊逃_ニ宮地山_ニ到_ニ筑紫時、大神靈驗賜_ニ國司女、於是奉_ニ遷_ニ大神_ニ因都坐(中略)と所見たるを合せて思ふに、其海中失_レ度と云ふは己に筑紫迄も到りけるなる可し、古語拾遺に、外賊偷逃不能_レ出境、神物靈驗以_レ此可_レ觀と見えれば、其筑紫より難波津には漂著したるなりけり、于時吏民驚恠東西認求と有るは、妖僧の纜を解く頃間にも猶得知らざりけるを、此に神劍の御在し坐さざるを以て始めて東西に認求にも未だ彼の外賊の所爲とは思はざりつるに、其漂ひ著くに至りて己に術盡き事窮まりて、自首_ニせらる_ニは、此は右に云へるが如く實に大神の御心として甚く苦しめ悩ませたまへるなりけり、此より其近江大津宮に留ませ御在し坐す御事になむ渡らせたまへりける。(右の大神靈驗賜_ニ國司女と有るは其盜み去れる事を託したまへるかと思ふに、縁起に吏民驚恠東西認求と有るに合はざれば此時京に留まり奉る可き御託なるにや、偕右の初度の伊勢より還らせたまふ事を天淵記に俄黑雲從_レ空來奪之と有るは僞なり、然る著明き事の御在し坐したらむには人も心著きて其外賊をば疾くにも追ひ却ふ可きに然らぬを思ふ可し、又同記に、又取_レ劍而到_ニ近江蒲生郡、黑雲下奪取如_レ先云々、到_ニ筑紫_ニ欲_レ歸_ニ本國_ニ云々と有りて、初中後三度と爲れども、猶縁起の方なむ其國の記録なれば正しく有るべき、偕右に引ける縁起に、更亦漂_ニ著難波浦_ニの下に、乃或託宣曰、吾是熱田神劍也、然被_レ欺_ニ妖僧_ニ、殆著_ニ新羅_ニ、初裏_ニ七條袈裟_ニ、脱出還_レ社、後裏_ニ九條袈裟_ニ、甚難_ニ解脫_ニの四十一字有り、參考に、此事恠妄、蓋妖僧託説也、可_レ削と云へるは然る事なり、鎮座記に、靈驗賜_ニ國司女と有るも右の僞託には非じか、偕此時のことを思ふに、彼の妖僧一人の巧にて容易く出來べきことにはあらず、内にもその外賊に

黨する者の有りて然る悪事をや成せりけむ、近年墨夷の通信交易のことに託けて皇國を窺へるに、奸吏俗民の私欲に耽り自家の富を希ふに至りては、彼に畏怖れて國を汚り、其傲言を信として勅に背き淺ましき事のみ多在り、然れば古とても然る妖賊を導きて負氣無き事共を成せる賊徒の有りけるにこそ、然は有れども後終に天譴の至る事を知らざるは本より蠢愚なる爲なり、若て天武天皇朱鳥元年御紀に、六月己巳朔戊寅、卜_三天皇病、崇_三草薙劍、即日送_三置于尾張國と有り、緣起にも、天淳中原瀛真人天皇朱鳥元年戊夏六月己巳朔戊寅、卜_三天皇御病、崇_三草薙劍、即勅_三有司、遷_三置于尾張國熱田社、自_レ爾以來始置_三社守七員、(一人爲_レ長、六人爲_レ列)並免_三係役と有りて、天智天皇七年戊辰より此朱鳥元年丙戌迄凡十九年の間は天津宮より淨御原宮に遷し奉りて皇宮に御在し坐しける也、鎮座記には朱鳥元年五月庚子、賜_レ可_レ奉_レ還_三神劍於尾張國_一勅_三焉、甲辰有_三神與_レ帝神約_二矣、六月戊寅卜_三帝御病、復爲_レ崇_三神劍、故即日勅而奉_レ還_三熱田宮_一焉、此時更改經_三營大宮及別宮諸神社_一矣、十二月辛巳奉_レ遷_三新宮_一と見えたる、此新宮と云ふは、此時迄正殿に謂ゆる土之御宮木之御宮共に奉齋來れるを、更に土用殿を別に造りて其草薙劍の土之御宮を藏め別られたりし事と見ゆ、此に依る時は己に此より以前に五月朔日に其勅の御在し坐しけるを、五日に至りて愈廢社を起して更に安置し奉らる可き勅約の御在し坐しけるを猶豫はせ給へりければ、六月に至りて御病し給へるなりけり、然るに其御祟に因りて即日_レ還し奉ると云ふは然速かには出來まじき事なれ共、其趣を以て先に己に還し奉る可き豫ての事無くば如何は此所には至る可き、右の如く十五年都に留まらせ給ふと雖も、其は草薙神劍のみの御事にて、外の御正體は外賊の心懸け奉る可きに非ざれば元より神宮を動かせ給はざれば、常の如く祭り奉りけむを、此に其神劍の還

幸らせ給ふに就きての用心と見えて、緣起に社守七員を置かる、由見えたるは、先に彼の妖僧が盜み奉ると云ふも其守衛無きが爲に出來れる禍事なるに依りて其分番宿直に充て給へる者なり、又鎮座記に、吾神宮異處也、故有_三賊難と有るを見るに、其より以前には唯尾張氏の氏神の狀にて有りければ、宮造なども甚々事略れたる事なりけむから、此事に懲りて其大宮造の狀も何も改りて正殿と土用殿とを別け置かる、事にも成り、又同記に、凡有_三五神、元是二座也、至_三于淨御原朝_一加_三三座_一と有るも必ず此御時に有りし御政にぞ有るべき、(右に引ける如く、御紀と緣起とは本よりにて、鎮座記にも年月日に合へるを、扶桑略記には、天武天皇朱鳥元年八月、以_三草薙劍_一送_三尾張熱田神社_一と有り、御紀を稽ふるに、八月己巳朔丁丑、爲_三天皇體不豫_一祈_三于神祇_一と所見たる、其事と混ひたるにや、又鎮座記に五月己酉於_三磐戸前_一庭燎、會_三宮人_一、汲_三神酒_一、噓樂而神祭、故舉_レ馨扇、其感應_レ天、果還座焉と云ふ事有り、己酉は四日なり、右に擧げたるが如く、己に還座の勅有りし故に本國にても其祭を行へるなり、但彼の妖僧が神劍を持ち去りてより以來十五年都に留り坐し、程には己に神宮も絶えたるが如くなりしにや、同記一御前神社の下に一云清御原御宇、姑安_三神劍_一、因_レ此號_一一御前神社、宮中第一攝神也と云へるを以て考ふ可し、但此社を其日本武尊の供奉に仕へ奉られし大伴武日命なりと云へども、鎮座記にては皇太神素戔鳴尊二大神の荒魂神にて御在し坐す由なれば、後に合せ祭りて三座と成されしならむか、此より後も朝廷の御會釋なむ猶正しき事を得ざりけらし、古語拾遺所_レ遺十一條を陳ねられたる其最第一に、至_三大寶年中_一初有_三記文_一、神祇之簿猶無_三明案_一、望秩之禮、未_レ制_三其式_一、至_三天平年中_一、勘造神帳、中臣專_レ權取捨、有_レ由者小記皆列、無_レ緣者大社猶廢、敷奏施行、當時獨步諸社封稅總入_三一門_一、起

自天降_レ泊_レ乎東征_一、扈從群神名顯_二國史_一、或承_二皇天之嚴命_一、爲_二寶器之鎮衛_一、或遇_二昌運之洪啓_一、助_二神器之大造_一、然則至於錄_レ功酬_レ庸須應_二同預_レ祀典_一、或未_レ入_二班幣之例_一、猶懷_二秘介推之恨_一、況復草薙神劍者、尤是天璽自_二日本武尊凱旋之年_一、留在_二尾張熱田社_一、外賊偷逃不能_レ出境、神物靈驗以_レ此可_レ觀、然則奉_レ幣之日、可_レ同致_レ敬而久代闕如不_レ脩_二其禮_一、所_レ遺一也と有るは上文に、至_二於纏向日代朝_一、令_二日本武尊征討東夷_一、仍_レ枉_レ道詣_二伊勢神宮_一、辭_二見倭姬命_一、以_二草薙劍_一授_二日本武尊_一而教曰、慎無_レ怠也、日本武尊既平_二東虜_一、還至_二尾張國_一、(中略)其草薙劍今在_二尾張國熱田社_一、未_レ叙_二禮典_一也と書されたる其に應へたる者なり、彼の御天降の初天璽として共に天降らせ給ひ、瑞籬朝に至る迄天皇の大殿の内に齋はれさせ御在し坐しけるを、其神威を畏ませ給ひて彼の八咫鏡と共に出し奉らせ給ひ、垂仁天皇二十五年に伊勢國五十鈴宮に鎮り坐してより以降景行天皇四十年迄凡百十五年一所に御在し坐しけるを放ち奉られしかば、共に掛まくも甚も可畏く、云はまくも綾に尊貴き天璽に渡らせ給ひて、天皇の御爲には無上き神寶に渡らせ給へる事申すも更なれば、伊勢神宮に亞ぎては天下に此神宮をこそは崇め敬ひ奉らる可きに、伊勢の御事に於ては形の如く禮典を脩め奉られ給へれども、熱田神宮の御事は謂れ無き諸國の神社にも後れさせ給へるなむ皇威の振はせ給はざる所以にして、神武天皇より以降景行天皇の御世頃迄は謂ゆる天璽神とも申し奉る程の御事にて御在し坐し_レかども次々に神氣の衰へさせ給ふが如くして、終には武臣に皇威を奪はれさせ御在し坐して、唯天神御子と申し奉るのみにて天下の御事に於ては少かも御心に任せ御在し坐さざる當今の形勢に成ぬるなむ専ら此大神に係る可き事、已に傳二十一にも言擧げ爲つるを猶又此に述ぶる者なり、今にも此事を所知食し別させ給ふ天神御子の御在し坐して、其禮

典を脩めさせ給ふ御力は及ばせ給はずとも、宮號をも進らせ給ひて其御崇敬を殊に爲させ給ひて、萬に伊勢に准らへ此神宮の祭祀を國家の重事に爲させ給ひ、内々にても神宮内侍所と共に且暮怠らせ給はず其神威を仰ぎ奉らせ給へらむには、皇威も久代の狀に復りて、天璽神と申し奉る古には彌増らせ御在し坐して、天下に君臣の大義行はれ、武夫猛將と雖も其皇命の威きに壓れ奉りて、磐根木立草の片葉も言止て靡伏し仰ぎ従ひ奉る可き事、鏡に懸けて見るが如し、若其上にも其大義を亂り小民を懷け憂慮に背き奉る輩の有らむには、御名に負せる草薙劍の御勢も加はりて、木根草村搔き拂ひて天下を掃き清めさせ給はむ事何かは難き事の御在し坐さむ、況てや外蕃の強虜なりとも此皇太御國をば窺ひなどして寄も近著くまじき事なるをや、右の如くにて古より以降世々に朝憲の衰へさせ御在し坐して、上に聰明の君主御在し坐しても下に酷吏有りて朝典を用ひず、俗士小民を懷けて仁義の名を盜み、國を異賊に汚りて朝命に悖り、天下の忠臣は駕に網して獄舎に繋かれ、犬戎の賊虜は馬に跨りて市中を東にし西にし、君臣の大義倒返り、中外の名義遂に武人の爲に亂られ給ひけるぞかし、世の學者復古と云へば唯中昔の弊風を逐ふのみに心を用ふるから天津神隨なる大御手振には似てしも有らぬ者にて、其も五十歩百歩の定めなれば害有りて益無くなむ有りける、萬に古の迹を尋ねて神代の古義に復し給はざるには、心苛れのみして志を天下に立つる吾輩も亦祕かに介推の恨を懷かさる事を得ずてなむ、(此は深く心有りて言擧奉る事ぞ、今にも天神御子を輕蔑しめ奉り、欲しき任に傲を究め、唯一家の爲に天下の大事をも忘るゝ程の俗吏の所置は云ふにも足らざる事ながら、其甚しきに至る迄は天神も姑く縦し置かせ給ふと雖も、鎌倉の三代にて亡び、北條の九代にて絶え、足利の十三代にて衰へたるなむ宜き誠なりける、鎌倉。

足利の驕僭に於ては古の蘇我氏などには幾許も劣らざりけり、(上に擧げたる鎮座記に、大足彦忍代別天皇四十年令、詔皇子降東國時、天神語皇女曰、神在高天原、親之、東不安、故有令平者必可來、以吾劍可與無所向虜矣と有る神託の趣をも思ふ可し、)右の如くにて伊勢と熱田とは同神同體に渡らせ給へれども、宮號などは奉らせ御坐し坐さずして諸社と共に已く神階の沙汰有りけり、後紀に、弘仁十三年六月庚辰、尾張國熱田神奉授、從四位下と有る、此事紀略にも出でたり、此程の神階は其階級に應がひて位田を進らるゝ御定にて、神位の甲乙を朝廷より定めさせ給ふには非ずと雖も、然は云へ遺憾しき御事なり、右の所遺十一條を録して進られたる大同二年より此に至りて十六年なれども、其建議の行はれざりし事如此し、如何に淺ましき事ならずやは、續後紀に、天長十年六月壬午詔、奉授、坐尾張國從三位熱田大神正三位、納封十五戸と有りて此に至りて始めて大神と奉稱られたり、然れども此は神階の三位に及ばせ給へるを以ての事と聞ゆれば、猶禮典を未だ能く脩め給へる者とも見え、秦鼎說に、從三位當作從四位、正三位當作從三位、蓋傳寫之誤、承和十四年三月七日及嘉祥三年三月十一日太政官符拜云從三位熱田大神と云へるは然も有りぬ可き事なり、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朔辛亥尾張國熱田神正三位と有り、此に就きて或説に、天長十年正三位を進め給ひし時に位記を奉られずして此年に至りて奉られし故に正三位の重複れるならむかと云へれ共、神階を授けて位記を奉らせ給はずと云ふ事は有るべき、參考の説慥なる據有りて宜しきを得たりと云ふべし、清和天皇實錄に、貞觀元年己卯正月二十七日甲申奉授、尾張國正三位熱田神從二位と見え、引續きて、二月十七日癸卯授、尾張國從二位熱田神正二位、同十九日乙巳遣、正五位下守右中辨兼行式部少輔大

枝朝臣音人奉神位記財寶と有り、此緣起は其より後に宇多天皇寛平二年に奏進れる故に其首に正二位熱田大神とは書せるなり、大倭神社注進狀に、新國史曰、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授、五畿七道諸神三百四十座各位一階と有る其中に加はり給へらむには、此時從一位に進奉られしなりけり、又紀略に、村上天皇康保三年三月二十二日丁亥軒廊御卜、尾張國言、正一位熱田大明神自今月一日三箇日并十二日亥時、社中鳴如大鼓亂聲、同五日夜振動如大鈴、恠異也と有りて、此に至りて正一位の御事見えたり、參考に引ける園大曆貞和三年文に、朱雀天皇天慶三年正月六日壬申進天下名神位一階讓東西賊と見えれば、其時正一位に進ませ給へるなりけり、然らば其天慶三年の事は天下並ての事なれば、別に記さる可きに非ざれども、紀略は其を取りて正一位熱田大明神とは書せる者なりけり、如此く其神階の次第打合ひて外に疑を容るべき所無きを以ても實に新國史の賜物にて有けり、(但參考に右の文を載せて、下に正一位進階按園大曆在天慶三年如何、則貞觀中授正二位至天慶進一階爲正一位可知也、或證神祇寶典爲康保三年恐非也と云へれども然る可からず、其頭書に、從一位神階諸書不載之、見尊命記と云へれば、慥なる據有りて云へるにや、予未だ其書を見ざる故に今は正史の上を以て論めて云へるのみ、本國神名帳には正一位勳一等熱田大神宮、一本には大名神と見えたり、勳位の御事は外に見當らずと雖も實に賜物なり、)若て神名式には熱田神社(名神大)と載せられ、其名神祭式には熱田神社一座と有り、然りと雖も、其宮簀媛命の祀り初めたる景行天皇四十九年己未より天武天皇御世まで所祭二座なり、又其御世より三座を祭り加へられて凡て五神なる事、參考に引ける承和十四年三月七日太政官符に神體五體と有ると云へるからは本より朝廷に所知看させ御在し

坐すに、名神祭式の如くは其中より唯一神のみ禮典に預からせ給ふ如く見ゆめれ、然れども此は五神を合せて一座と爲らるゝにて、其例大和國大神大物主神社（名神大月次相嘗新嘗）は式文にては一座なれども、注進次第記に依るに所祭三座なるが如くして神に拘はらず幣數を一前の分のみ奉らるる事なれども、餘社こそは有りけめ、此神宮の御事には似氣無き御會釋なり、古語拾遺に久代闕如不脩其禮と有る、其禮典を脩めざるには非されども事略れたる御事にて、右の如く名神大社と申すのみにして、稍くに祈年國幣に預り給ふ外は月次相嘗新嘗等の重大なる御事には預らせ給はず、朝廷の御會釋に於ては甚其意を得ざる事なむ多在けるは、其事に係列へる神祇官人の緩怠實に神慮の御程も甚可畏く、天朝の御爲にも甚惡在る御事にて忠々しからざる所置共なり、鎮座記に、天武天皇朱鳥元年十一月辛巳奉遷新宮以前下之永宣旨諸祭始勤行之、故今有四時祭、祈年祭新嘗會之班幣時、奉大宮及別宮并諸社幣者賜自官庫、奉國內大小神祇幣者自國司進之、又相嘗會神約祭者以禰宜定勅使代、賜直廣貳位、以永宣旨令二人宛一年爲大使小使、竝掌月次相嘗大小祭也と有る如く、四時祭は形の如く行ふ事にて、本より朝廷の御祭なりと雖も、式文に見えたる如く止事無き列の諸社には祈年月次相嘗新嘗等の幣帛を官より頒ち進らるゝ事なるに、右の如くは自餘の國幣と云ふ物なり、又右の永宣旨と云ふも心得ず、若尋常の國幣をしも永宣旨と云はゞ其餘の諸國なるをも永宣旨と云ひて可からむや、此は國人の佗を知らざる故に其をだに此上も無き事に思へるに出でたる言にて、實に其正しきを云むには式の熱田神社を熱田神宮五座に成され、竝名神大月次相嘗新嘗の幣例にも預らせ御在し坐さしめ奉るとも、其四時祭の度々には伊勢神宮と共に御使を以て奉らせ給ふ御政を今しも起し給ふに御在し坐さ

ずしては、掛まくも可畏き天璽の御崇敬相立たず、且崇神天皇御世に鏡劍の二種共に改め造られて朝廷に留め奉らせ給ひて護身御璽と爲て持ち齋き奉らせ給ひ、神璽と申して彼の八坂瓊曲玉と共に須臾も御許を放たせ給はず、讓國の御時にも此劍璽授受の御事御在し坐して、先帝なり後帝なり此寶器を傳へ給ひて正統なり、其事御在し坐さずして私に立たせ給はむには、縱令天照太神、素戔嗚尊二大神の御末に御在し坐して正しく天神御子には紛無き御血脉の中たりとも偽帝なり、僞號ならざる事を得ず、此は御模造の御劍なるすら然り、況て此熱田神宮に御在し坐すは眞の御物なり、重き事如何許りか勝らせ給はむ、是今神皇の御爲に赤心を吐露し奉らでは得有るまじき所以なり、甚切可畏、臨時祭式に云はく、凡熱田社神稅穀者社用之外不得用、雖社用申辨官待報と有りて、此にては朝廷より萬に取賄はせ給ふ如くして甚愛たし、然れども、其次に、凡尾張熱田社毎年春秋二節、節別屈僧六十四口、轉讀金剛般若經一千卷、其布施供養以神封物充之と有りて、其神物を以て春秋の祭祀には用ひずして然る禍々しき事に用ひらるゝ神慮の程如何有らむ、甚可畏き御事なり、抑伊勢神宮の御定はしも已に齋宮寮式に忌詞有りて、其内七言と云ふに、佛稱中子、經稱染紙、塔稱阿良々岐、寺稱瓦葺、僧稱髮長、尼稱女髮長、齋稱片膳と見え、又別忌詞堂稱香燃、優婆塞稱角筭と見えたる如く、皇太神宮にては言に云ふをだに忌ませ給ふ御定なりければ、佛事を行ひて神罰を得たりし人多く、又見任を解かれたるも甚多なる事、國史家牒に載せて人の能く知る所なり、上にも云へるが如く此熱田大神はしも其同神にて渡らせ給へれば、伊勢にて嫌はせ給ふ事を熱田にて好ませ給ふと云ふ謂れ更に無き事なり、僧六十口を入れて宮中を穢し、佛經を讀ましめて神慮を怒らせ奉り、神稅を以て其事に供ふるなど、一と

して神祇の御心に戻り奉る業のみなれば、神の御守護も漸次に薄く成るべき自然の理なりかし、斯る事共の行はるゝから彼の外賊の爲に此神殿を窺はれ甚じき神物を奪ひ去られけるぞかし、却々も古語拾遺に云はれたるなむ實に然る理には有りける。○熱田大神屬社の御事は、續後紀に、承知二年十二月辛未朔壬午、尾張國日割御子神、孫若御子神、高座結御子神總三前舉預名神、竝熱田大神御兒神也と有り、抑熱田大神と申し奉るは掛まくも可畏き天璽に御在し坐して、其御魂は天照太神に渡らせ給ひて、其合祭神は素戔嗚尊に御在し坐せば、餘の三座は謂ゆる相殿御なれば、其御兒神と申し奉る時は天統の御方に取りて、即ち天忍穗耳尊次には瓊々杵尊などをこそは申し奉る可き御事なりけれ、然れども此に御兒神と申すは、其熱田大神と申し奉る神宮に就きての御事にし有れば、全く枝社の御事と聞ゆ、釋紀に、熱田社者日本武尊留其形影天叢雲劔爲此神體、可謂日本武尊垂跡也と有るに依れば、神名帳頭註に日割御子神を其第五男武彥王に、孫若御子神を第七男稚武彥王に、高座結御子神を第二子仲哀天皇に當てて違はざるに似たりと雖も、其は本末を知らざる定と云ふ者なりけり、其は上に云へるが如く、風土記に、即謂宮簀姫曰、此劔神氣宜奉齋之爲吾形影と有りて、其は日本武尊の御形見として留め置かせ給へるにこそ有りけれ、其尊の持ち齋き仕へ奉らせ給へる神劔に御在し坐して、本よりの御靈は天照太神素戔嗚尊に御在し坐せれば、日本武尊の御靈も相ひ副へて御在し坐さぬと云ふには非ざれども、其に主客の違有る事にし有りければ、熱田大神を以て日本武尊とのみは打任せて云ふべからざるなり、斯れば右の御兒神等三前の御事も外に求む可き道有る事申すも更なりかし、(即ち熱田大神宮は右の二大神と後に祭り加へられたる日本武尊宮簀媛命建稻種命とを合せて五神なる事、鎮座記を引て

註せるが如し、然るに或説に、今正殿二字相并東西、東殿曰土用御殿、奉安草薙劔、爲日本武尊和魂表也、西殿曰正御殿、配享五神、中座日本武尊、西二座素戔嗚尊、奇稻田姬命、東二座宮簀媛命、健稻種命也、古一座也、後以四神爲相殿と有るは鎮座記の旨に合はず、草薙劔を日本武尊和魂表也とは何を以て云へるにや、此は天照太神より天璽として天降し給へる御物なる事申すも更なれば、其御靈として齋き奉らずと云ふ事は有るべき、中座日本武尊と云へり、鎮座記に、熱田大神一座合祭神一座素戔嗚尊、相殿神三座日本武尊、宮簀媛命、建稻種命、凡有五神、次第如上、同狀設別高座以西爲上、于東次第焉と有りて、一に天照太神、二に素戔嗚尊、三に日本武尊、四に宮簀媛命、五に建稻種命なれば、中座には當れども主神と申すには非ざるなり、然して西二座素戔嗚尊、奇稻田姫命と有りて天照太神を漏らせる事本より誤なり、且素戔嗚尊と女神と二座に爲る事實に然有るべき事ながら、凡彦神には女神の相配ひ坐す例なれば其合祭神一座素戔嗚尊と云ふに屬けて御在し坐せるにて、別に一座には非ぬを、一座と立つる故に天照太神の御名を失ひて、日本武尊を主神の如く思ひ誤れる傳なる可し、神名式に云はく尾張國愛智郡日割御子神社(名神大)本國神名帳には正二位日割名神と有り、鎮座記には日割御子宮四座と有りて、下に日前饒穗命、栗彥命以上御靈形御宮而坐、一云燧而坐、秋津島御宇祭之と有るにも心得ぬ事多し、右の如くは日前と饒穗命と栗彥命と燧と四座と云ふにや、其日前は比佐伎なる可きが、其は下に燧而坐と有ると同體にして、上に云へる如く、八咫鏡の御缺の謂ゆる天火徹燧はしも木之御宮に藏め奉りて、正御殿に御在し坐す天照太神の御靈に渡らせ給へれば、此御社に燧と云ふは若くは燧石か、又は天火徹燧の御模造に御在し坐すを日割神と稱へ奉れるにて、此神社の

主神に御在し坐す故に御兒神と申し奉る事其謂れ有る由、已に傳十九に注せるが如し、次に饒穗命と申すは、天孫本紀饒速日命の下に亦名膽杵磯丹杵穗命と見え、栗彥命は、其兒天香語山命の下に天降名手栗彥命と有る其神にして、共に尾張連の遠祖なり、秋津島御宇祭^レ之と有るは、孝安天皇の御世に其祖神として持ち齋ける社の有りけるに、景行天皇御世に熱田神宮を祀り奉れる後其燧を此に合せ祭れるから此に主神と成りて、右の二神は相殿神の如く成りぬる者なる可し、已く傳十八、十九に注せるが如く、其饒速日命は天糠戸神に坐し、天香語山命は石凝姥神に坐して、共に彼の八咫鏡を造り奉れる神に御在し坐せば、此に並び坐す事甚謂れ有りと思ゆるはや、(頭注に日割御子神社日本武尊五男武彥王也、母吉備穴戸武姬、吉備武彥女と有れども、其は釋に此神宮を日本武尊垂跡と有るに本著て其御兒神と有るを便りに推し當てたるには非じか、又は然る社説の有るを取れるか、)又は同式に孫若御子神社(名神大)本國神名帳に従三位上孫若御子天神と所見たり、鎮座記に火玉杵尊御靈御筥而坐と有り、火玉杵は富能多麻伎と訓むる可し、釋に引ける天書に是後以^ニ天杵尊^一爲^ニ中國王^一と有るも此に近く、又神宮の古傳に豐受大神の相殿に御在し坐す瓊々杵尊の荒魂の御名を天上玉杵尊と書き、其瓊を玉と云ひ換へたるのみにて、瓊々杵と玉杵とは同じ意なりければ、此は決く其亦御名にて渡らせ給ひけり、此下に云へる八咫神社十座の第一を大耳尊と申して天忍穗耳尊の御事なるにも相協ひて甚愛たし、若て其孫若御子神社と申し奉る孫は、天照太神、素戔嗚尊の御子天忍穗耳尊に御在し坐し其御子瓊々杵尊に渡らせ給へれば、即ち其二大神の御孫にて渡らせ給ふ謂是なり、若御子と申し奉るは熱田大神の御祖神に御在し坐すに對へて若御兒神なる由なり、(楮又同例を今一つ取り出ださむには、神名式に謂ゆる越後

國蒲原郡伊夜比古神社名神大、一宮記に天香山命と有り、其御父饒速日命は右の瓊々杵尊の御兄に渡らせ給へれば其二大神の御爲には御孫なり、其御子天香山命は御曾孫に坐す故に彌彥の義を以て稱へ奉れると、此の孫若御子神社の例と等しきを思ふ可し、頭注には日本武尊七男稚武彥王也、母弟橘媛、穗積氏、忍山宿禰女と見えたれども如何有らむ、)又同式に高座結御子神社、本國神名帳には正二位高藏名神と作り、鎮座記に高藏結御子宮三座と有りて、下に國常立尊天照地照神天御柱國御柱神以上御靈形御筥而坐、日代宮御宇祭^レ之と有れども、國常立尊更に由無し、天御柱國御柱神は風神なり、何の故有るを知らず、天照地照神は天孫本紀に天照國照彥天火明櫛玉饒速日命坐と云へども、其は上なる日割御子神社に坐せば此三神共に心得ず、又一云、熱田大神與^ニ素戔嗚神^一立^レ誓生子、其三女者是素戔嗚尊之御子也と云へれども叶へりとも思えず、故に思ふに傳十九に注せるが如く、神名式に河内國高安郡天照太神高座神社二座(並大、月次新嘗、元號^ニ春日戶神^一)丹波國氷上郡高座神社、何鹿郡高藏神社は共に高倉下命に御在し坐して謂ゆる天香語山命に御在し坐す事、天孫本紀に見えたるが如し、然るに高座結と申す結字を牟須毘と訓み來る事には有れども、凡て某産靈と申す御名は各其産み生す料の物有りて其を産み生す御徳の御在し坐すに因れる事にて、火産靈神津速産靈神などの如く火を産み生し津液を産み坐せる謂是なり、然るに此の高座は謂ゆる倉庫の事なれば、其を産靈と云ふ事理に於て有るべからざる者なり、故に思ふに結字は高倉下の下字の如く訓むべきにや、然る例外には見當らざれども、續紀第一詔に、務結而、第三詔に、彌務^彌彌結^彌、第三十二詔に、勤結^勤と有るを、鈴屋大人の解に、類史詔に務^米志麻理、三代實錄詔に務志萬利と有る例證を引きて志麻理と訓まれたるに依りて強て思寄れらくは、結

字の本訓志牟なり、其略訓志なれば高倉結は高倉下と同訓なり、其御子と申すは天孫本紀に出でたる天香語山命の兒天村雲命か、又は千秋家譜に出でたる天香語山命の兒天忍男命などにもや有らむ、其は右に引ける天照太神高倉神社の下に元號春日戸神と有るに同郡春日戸社坐御子神社式に見えれば、其にても高座御子神と云ふ名は出づる事なるを合せ思ふ可くなむ、鎮座記の趣にては三座也、天孫本紀に三世孫天忍人命、天忍男命、忍日女命三柱有り、若くは其か、然れば此も尾張連の祖神ながら其神宮に取りて御兒神とも稱へつ可き御事なりかし、(天孫本紀にては、天香語山命、其子天村雲命、其子天忍男命と三世なれども、千秋家譜には天村雲命は無くして二世なる者なむ正しかる可き、右の如く考へ合せ見るに、此三社の中に一は瓊々杵尊に渡らせ給ひ、一は饒速日命、天香語山命に坐し、一は其天香語山命の御子神にして、此二社は尾張連の祖神等なり、本國に春日部郡有り、河内國に春日戸社有りて其事の打合へるを以て予が強たるには非ざる事を曉る可し、頭注には日本武尊第二子仲哀天皇と書せれども、此天皇をしも高座結御子神と申し奉る可き所由は更に且ても無き事也、) ○熱田大御神兒神右の三社の外に殊に重きは神名式に出でたる八劍神社是なり、本國神名帳に正一位八劍名神と有りて古に神階の事は見及ばずと雖も、當郡の内にて極位に進ませ御在し坐すは唯當社と本宮との二所のみ御在し坐しき、是にて殊に勝れて貴き御事をなむ思ふ可かりける、熱田尊命記に「祈年新嘗の外の諸祭は皆此社を先とし、後に大宮諸神を祭る」と云へるは、伊勢にて度會宮を先に皇太神宮を後に被祭ると等しき事にて、殊に少縁ならぬ所以有る事と見えたり、天野信景が集説に、熱田大宮南或稱下宮、和銅元年九月鎮座、素戔嗚尊和魂也、按書紀蛇頭尾各有八岐云々、斬至尾有一劍(名草薙之劍)神名

式出雲國大原郡八口神社(風土記八作_レ矢)杵築社記大原郡斐伊郷中簷川邊有杉八本、祭蛇頭、仁田郡(田作_レ多)尾原村祭蛇尾、乃石壺大明神是也(風土記未官知社石壺云々)由是見之、則八口稱頭有八岐也、八劍稱尾有八岐也、神劍出於出雲國、奉尾張國、謂此熱田上宮、和銅帝建別宮、稱下宮者、蓋有故歟、又當社所攝有八子神社、子與_レ倭訓通、疑移祭出雲國八口神、以爲頭尾配合乎、其實共崇素戔嗚尊靈德者也(下略)と云へり、此御神をしも素戔嗚尊の和魂と申し、和銅帝別宮を建て下宮と稱けさせ給へる由に云へる、此二條の古記などに有るを取りて云へる説にて、必ず受くる所なむ有るべかりける、其は鎮座記一御前神社二座と有る下に、皇太神荒魂、天照坐大日靈貴尊、合祭神素戔嗚尊、以上御靈形御筥而坐、記曰、日代宮御宇荒魂宮建之、別祭荒祭神、一云、清御原御宇姑安神劍、因_レ此號二御前神社、宮中第一攝神也と有る、此一御前を阿良美佐伎と訓みて、二大神の荒魂に御在し坐す由なり、然らば本宮は總ての御靈に坐し、一御前神社と八劍神社とは其荒魂、和魂に坐して共に二大神に係れる御事なる可くや、但八口神社は實に八岐大蛇を祀れるにも有るべし、此の八子神社を一に爲るは信け難くや侍らむ、思ふに八劍は彌劍にて眞の草薙劍の御在し坐すが上に其御模造の御劍を作られて更に別宮に被祭る稱にて、劍八口の謂には非ざる可くなむ、(卜部兼邦記に「日本武尊還御の時に奇瑞有るに依りて尾張國に大社を令造給ふ、今の熱田明神是なり、八劍宮是なり、其以後新羅國の僧日羅と云ふ者此劍を欲しがり、彼の宮に參籠日久し、可然き便宜を以て御殿を破り、已に盗み取り逃げ行くと思へば宮中を一夜程巡る許なり、夜の明けたれば不叶して劍を返し捨て、逃げぬ、此に依りて同じ寸尺に大刀を七振打たせて同殿に置給ふ以上八振なり」と云へる、此は彼の神劍の

外に作り添へたるをも合せ八劍と云ふ由と聞ゆ、然れども右の日羅は推古天皇御世の人にて僧に非ず、其は道行を誤れるなり、又天淵記には道行が初度盜める時には俄黒雲從空來奪之と云ひ、二度には到近江蒲生郡也、黒雲下奪取如先と云ひて、其三度の所に又還熱田、作八劍八枚奉代、今末社八劍宮也と云へれども、然る妖僧の作れる物を以て此下宮の神體に爲べくも非ずと雖も、右の二つ共に其事の有りしに就きて御模造の出來れる事は知らるゝなり、又鎮座記には八劍宮十座と有りて、下に、大八洲之安國知食大耳尊、西皇太神素戔嗚尊、東佐會良比坐神姫大神以上御靈形御宮而坐、右清御原朝立神約而有祈百王鎮護、是以至和銅元年始祭此宮也と有り、此說實に然る可からむ、其大耳尊と申すは、天孫降臨章第七一書に勝速日命兒天大耳尊と有りて、即ち天忍穗耳尊の御事に渡らせ給ひ、次に皇太神、素戔嗚尊二大神は其御親神に御在し坐し、又上に云へる孫若御子神とは御父子の御間にて渡らせ給へるなど旁由有る御事なり、次に佐會良比坐神と申すは大被詞に謂ゆる速佐須良比咩神の御事と聞ゆ、此は素戔嗚尊の和魂神に御在し坐す由、傳六、八に注せる如くなれば、集說に當社を素戔嗚尊和魂也と云へるにも暗に合へり、此大神は彼の神劍の御事に取ては主々しき大神に渡らせ給ふが故に、同記は御前神社二座を皇太神、素戔嗚尊とし、又内之遙拜七社の中にも素戔嗚神社坐せり、神社錄に西六社と有りて、從一位素戔嗚神社と見えたる是なり、本國神名帳には從一位素戔嗚名神と出でたり、此下に云へる如く、此八劍神社の攝神にも此大神の御在し坐すなど甚深き故有る御事と見えたり、但當社十座の數を以て合するに、被戸神四柱共に並び坐すと見えたり、如何に爲てか此四神の御在し坐すぞと云ふに、天武天皇御世に草薙劍の御崇坐し、頃に、其罪を謝申さるゝに當りて解除の御事などの御在

し坐しける故にも有るべし、次に姫大神と申し奉るは謂ゆる三女神に御在し坐して、天照太神、素戔嗚尊二大神の御誓に成り坐せる神なる由、傳十三、十六に云へる如くなれば、此にも祭らる可き御事なりかし、斯れば大耳尊、天照太神、素戔嗚尊、被戸神四柱三女神等合せて十座なる者なり、和銅元年始祭此宮と有る事は、其書入に、和銅元年九月九日戊丑、多治比真人池守爲勅使、初奉稱八劍宮と見えたる是なり、(細川玄旨法印の東國陳道記に日本武尊なる由云へり、然れども、傳二十一卷に注せるが如く本國神名帳に知多郡從三位須男名神有り、天野信景が集說に須佐村八劍宮敷と云ふは謂れたる言にて、其須男名神は素戔嗚大神に坐すが故に後に八劍宮と號けたるならむが、其にても此神社の主神を其大神と専ら古に云ひける事を知るべし、偕八劍神社の攝神三所坐せり、一は八子神社、一は徹神社、一は霧神社なり、鎮座記に八子神社五男三女神御靈形御宮而坐と有り、其五男の第一大耳尊と三女神とは本社に坐せれば重複するに似たれども、自餘の神を祭るに就きて合せ祀へるなめり、徹神社皇太神御靈形御宮而坐と有るは、上に云へるが如く正御殿に御在し坐す皇太神の御體、謂ゆる木之御宮はしも彼の御囊を藏め奉れるにて、天火徹燦其中に御在し坐せば、此にも徹神社と崇め奉りて本宮の遙社とは爲つるなめり、次に霧神社素戔嗚尊御靈形御宮而坐と有る霧は、此正書に草薙劍の御事を本名天叢雲劍蓋大蛇所居之上、常有雲氣、故以名敷と有る謂にて、此は本宮に御在し坐す素戔嗚大神の遙社にて御在し坐すなる可く思ゆ、然れば、上に云へるが如く此八劍神社は二大神の和魂に坐す事著明し、○其素戔嗚尊斷蛇之劍、第二一書に斷蛇劍と有るに之字の加はれるのみにして其訓に異なる所無し、釋記述義に引けるには斷字斬に作れり、然る本も有りけるにこそ、○吉備は、釋に或本作寸箴義同也と有

り、楮吉備は和名抄に備前（岐比乃美知乃久知）備中（吉備乃美知乃奈加）備後（吉備乃美知乃之利）と有りて三國に別れたれども、本は吉備の一國なりし事云ふも更なるが、又然別れたりしも甚古かりけり、仁徳天皇六十七年御紀に吉備中國と書され、安閑天皇二年御紀に、備後國後城屯倉、多禰屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯倉、婀娜國膽殖屯倉、膽年部屯倉、天武天皇二年御紀に備後國司と云ふ事見え、欽明天皇十七年御紀には備前兒島郡とも有れば已く前中後と三國には別れたりし者なり、但此は御紀の上を以て云ふなり、美作國は猶備前の内屬なりし故に、其十六年に使_二于吉備五郡置_一白猪屯倉と有る、通證に、倭名抄備前備中備後無_二白猪郡郷_一、續日本紀曰、美作國大庭郡人白猪臣證人と云へれば、其五郡と云ふや後に美作國とは成れりけむ、（元明天皇御紀に、和銅六年夏四月乙未割_二備前國六郡_一始置_二美作國_一と見えたり、其は此御紀の撰成りて奏上せられたる養老四年よりは八年以前の事なり、此を以て見る時は御紀は其以前に書せる任に書取られたりし者なるにて當昔の稱の任なる者なり、或説に、右の安閑天皇御紀の備後は備中の誤なるべし、備後は婀娜國品治國と言へば重ね云ふべきに非ず、右の結城は備中國後月郡後月谷に在り、多禰は同郡種村是なり、來履は同郡出部村九履に在り、今古字豆と云ふ、葉稚は小田郡大江村に在り、今波良加と云ふ、河音は後月郡江原村に在り、今加夫登と云ふ、婀娜は國造本紀に吉備穴國造と有れば別に一國なり、膽殖は備後國安那郡大江村今伊夜と云ふ地名有る是なり、膽年部は備中國小田郡出部村是なり、婀娜國は備後國安那郡にて備中國後月郡小田郡に境を接へたる地なれば古は其中にぞ有りけむ、此郡に三宅姓の人多しと云へり、）楮此八洲起元章に生_二吉備子洲_一と有るは、右に謂ゆる備前兒島郡是なり、神武天皇乙卯年御紀に、徙入_二吉備國_一起_二行宮_一以

居_レ之、是曰_二高島宮_一と有るは、神名式に謂ゆる備中國小田郡神島神社是なりと云へり、古事記黒田廬戸宮段に、大吉備津日子命、與_二若建吉備津日子命_一二柱相副而於_二針間氷河之前_一居_レ忌登、針間爲_二道口_一、以言_二向_一和吉備國也とは、後の三備と美作を合せて云ふかと思ふに、崇神天皇十年御紀四道將軍を被_レ遣る、所に吉備津彦遣_二西道_一と見えたりば、其は山陽道の總てを言向しめ給へるが、備前は京より到る始の地なるを以て大凡に云へるにて然のみ限れるに非ず、景行天皇二十七年御紀に到_二吉備_一以渡_二穴海_一と有るは、和名抄郡名に備後國安那（夜須那）と有る是にて、夜須奈は字に就きたる後の唱にて舊號阿那なり、應神天皇二十二年御紀に、天皇便自_二淡路_一轉以幸_二吉備_一遊_二于小豆島_一、庚寅亦移_二居葉田_一（葉田此云_二籬娜_一）葦守宮、時御友別參赴之（中略）因以割_二吉備國_一封_二其子等_一也、則分_二河島縣_一封_二長子稻速別_一、是下道臣之始祖也、次以_二上道縣_一封_二中子仲彦_一、是上道臣香屋臣之始祖也、次以_二三野縣_一封_二弟彦_一、是三野臣之始祖也、復以_二波區藝縣_一封_二御友別弟鴨別_一、是笠臣之始祖也、即以_二苑縣_一封_二兄浦凝別_一、是苑臣之始祖也、即以_二織部縣_一賜_二兄媛_一、是以其子孫於_二今在_二于吉備國_一、是其緣也と有る、始の幸_二吉備_一は其大名を指して云ふなり、小豆島は續紀に備前國兒島郡小豆島と有り、葉田葦守宮は和名抄郷名に備後國上道郡幡多、備中國賀夜郡足守（安之毛利）と有る是なり、河島縣は通證に疑即下道郡と云ひ、下道は同抄郡名備中國下道（之毛豆美知）と有る是なり、上道縣は郡名備前國上道（加無豆美知）香屋臣は郡名備中國賀夜と有る是なり、三野縣は郡名備前國御野（美乃）有り、波區藝縣今未詳、笠臣も郡郷名に見えず、若くは備中國小田郡に笠岡の地名有り、其れか、苑縣は郷名備前國下道郡曾能是なり、織部縣は郷名同國邑久郡服部（波止利）備中國賀夜郡服部（波止利）と有る此中何れか其なる可し、若て其結

句に於て今在_二于吉備國也と有るは、上件備前、備中を合せて然云へるなり、天武天皇元年御紀に、遣_二樟使臣磐手於吉備國、又其十一年七月に、是日信濃國吉備國並言、霜降大風と有る、此二は前とも中とも後とも知られざれども、多くは打任せて吉備國と云ふぞ備前なるが如く見えたりける、然れば此に今在_二吉備神部許也と有るは備前國を云ふと聞えたり、(故に上件に擧げたるが如く古より凡てを吉備と云ひたりけるに、應神天皇御世頃迄は三國を合せて吉備と云ひける中にも、備後は已く桐那國とも品治國とも云へりければ大名より外には云はざりけらし、仁德天皇御世に吉備中國と云へれば其程より三國とは成れりけども、國造本紀に、吉備中縣國造瑞籬朝御世神魂命十世孫明石彥定賜國造と所見たれば、其頃より其吉備國にて大凡の差別は已に出來れりしなるを、此仁德天皇御世にぞ正しく備前備中備後とは國名の定まりけども、猶其中にも凡てに係はらぬ事には上道國、下道國なども云ひ、又吉備上道國、吉備下道國とも云ひ、廣くは唯に吉備國と云ひて、後世の如くに細かなる事にては非ざりけると所見たり、) ○神部は、迦牟登母能袁と訓めり、即ち神伴男の義なり、其伴男は伴長にて其部の長々しき人を云ふ、此事天孫降臨章第二一書五部神の下に傳三十に云ふべし、偕此神部の例は、推古天皇十年御紀に、來目皇子爲_二擊新羅將軍、授_二諸神部及國造伴造等并軍衆二萬五千人(下略)と有る、此には諸と有れば總ての神祇官の人を云へる事なるが、肥前風土記に、三根郡物部郷(在_二郡西)此郷中有_二神社、名曰_二物部經津主之神也、曩者小墾田宮御宇豐御食炊屋姫天皇、令_二來目皇子爲_二將軍遣_二征伐新羅、于時皇子奉_二勅到_二於筑紫、乃遣_二物部若宮部、立_二社於此村、鎮_二祭其神、因曰_二物部郷と有る物部、若宮部此に引合へり、其物部は神號なり、若宮部ぞ其に仕へ奉れる神部にて、諸と有る其

中の一部とは聞えたる、其諸神部の事は下に云ふべし、若て持統天統五年御紀に、十一月戊辰大嘗、神祇伯中臣朝臣大島讀_二天神壽詞(中略)丁酉饗_二神祇官長上以下至_二神部等と有る神部は、次に引ける職員令神祇官なる是なり、(其若宮部に就きて思出けらくは、姓氏錄山城國神別天神に、神宮部造葛城猪石岡天降神天破命之後也、六世孫吉足日命磯城瑞籬宮御宇天皇御世、天下有_二災、因遣_二吉足日命令_二齋祭大物主神、災異即止、天皇詔曰、消_二天下災、百姓得_二福、自_二今以後可_二爲_二宮能賣神、仍賜_二姓宮能賣公、然後庚午年籍註_二神宮部造也と有るは、大物主神を齋き奉れるに因て姓神宮部造と賜ひける由なり、此を以て見るに、若宮部も其物部神社を齋き祭れる部なるを知り、其を以て此神部の職掌をも知るべくなむ、) 職員令神祇官に神部三十人と有り、然れども、其職掌を注されずと雖も、ト部二十人使部三十人の上に在り、祝詞式の首に、凡祭祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞と有りて、次に、凡四時諸祭不_レ云_二祝詞者、神部皆依_二常例宣_二之(下略)と見えたるを合せ考ふるに、此神部は中臣の氏人を云ふなり、又儀式祈年祭儀に、供神の調度の事を、神祇官忌部官一人監造、若官内無_二忌部官人、及神部之中忌部不足_二八人者、兼_二取諸司氏人充_二之と有る、此は忌部の氏人を云ふなり、神祇令神祇官中臣宣_二祝詞、忌部班_二幣帛の義解に、其中臣忌部者當司及諸司中取_二用之と有る是なり、然れども上世には其餘の諸氏の中よりも仕へ奉れると見えて、古語拾遺に、凡造_二大幣者亦須_二依_二神代之職、齋部之官率_二供作諸氏、准_二例造備、然則神祇官神部可有_二中臣齋部猿女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等氏、而今唯有_二中臣齋部等二三氏、自餘諸氏不_レ預_二考選、神裔亡散其葉將_レ絶、所_レ遺十也と見えたる、此は其天石窟段なる高皇產靈神の神議に、宜_二令_二太玉神率_二諸部神造_二幣帛と有るに本

著きて、其御天降段なる天照太神の御命に、宜_レ太玉命率_レ諸部神_ニ供奉其職_ニ如_レ天上儀、仍令_レ諸神亦與陪從_ニと有るを承け、神武天皇段に、令_レ天富命率_レ供作諸氏_ニ造_レ作大幣_トと書せる所を述べて、神代以來の故實を云はれたる者なり、然る時は神部は中臣などの祭祀に預り仕へ奉る氏は更なり、忌部以下神事に就き供作る氏々をも廣く云ふ稱なるを、令の御定出來りては神祇の被官に神部三十人と被_レ定てより、又其供作る諸氏の人をも其部に猶任れ奉る事なりしを、已に大同の頃には中臣忌部等の二三氏に成り、貞觀、延喜の頃と成りては僅に中臣、忌部の二氏に限る事とは成りにたる者なりけり、然れば纂疏に神部者掌_レ神事_ニ而有_レ其黨_ニ也と註されたる御説は、猶宜ひ足らぬ心ちぞ爲る、(大抵神部と祝部とは似たる者にして、同じく神祇に供奉する者ながら其に差別有る事なり、神部は神祇の官人にして朝廷に在りて諸社の事を行ふ者なり、祝部は諸社に在りて朝廷の神事を行ふ者なり、儀式祈年祭儀に、忌部二人、率_レ神部二人、進夾_レ案立監_レ頌_レ幣事、史以_レ次唱_レ御巫及諸神祝、各稱唯、神部執_レ幣頌_レ之と見え、又祝部の事は、職員令神祇官祝部義解に謂爲_レ祭主_ニ贊辭者也、其祝者國司於_レ神戶中_ニ簡定云々と有りて、職掌異なる者なり、思ひ混ふ可からず)○吉備神部は、右に註せる神伴男と訓む常のとは異にて迦牟倍と訓むべくして、此は必ずしも姓なりけり、其は地神本紀に、素戔嗚尊十一世孫大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世、賜_レ賀茂君姓、次大友主命、此命同朝御世、賜_レ大神君姓、次田田彦命、此命同朝御世、賜_レ神部直大神部直姓_トと有る是にて、鴨部と同じ意なるなり、其鴨と云ふも神なる義は、已に傳十三に注せるが如し、姓氏錄(攝津國神別地祇)に、鴨部祝、賀茂朝臣同祖大國主命之後也と有りて、其賀茂朝臣の部なりけり、然るに、同錄(大和國神別地祇)に賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也、大田田根

子命孫大賀茂都美命(一名大賀茂足尼)奉_レ齋_レ賀茂神社_ト也と見えたるを、大三輪神三座鎮座次第に、葛城賀茂神社(中略)大賀茂祇命承_レ勅立_レ社於葛城邑賀茂地、奉_レ齋_レ事代主命、仍賜_レ賀茂君氏_トと有りて、即ち神名式に謂ゆる大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座(竝名神大月次相嘗新嘗)是なり、然るを和名抄郷名に備前國赤坂郡葛木と有り、神名式に同郡鴨神社三座と有り、是鴨部の人の大和より移りて吉備神部たる所以なり、猶傳二十八に云ふべし、又神名式に同郡石上布都之魂神社御在し坐して、此劍の鎮り坐す由なるに、郷名は其隣なる邑久郡石上(伊曾乃加美)又同郡美和神社、赤坂郡宗形神社など御在し坐すなど、共に鴨部の祖神にして愈吉備神部の所在を知る便此に在る者なりけり、(若て神功皇后元年御紀に吉備臣祖鴨別と云ふ人名見えたり、國造本紀に、笠臣國造輕島豐明朝御世、元封_レ鴨別命、八世孫三枝臣定_レ賜國造_トと有ると同じ人なる可し、此鴨別の名も右の鴨神社の鴨より出でたる事論を待たず、然る時は、崇神天皇よりは後、神功皇后よりは以前に、已く其氏人の此地に移り住ひぬるなめり)○今在_レ吉備神部許_ニ也、傳二十四に已に注せるが如く、第二一書に、其斷_レ蛇劍、號曰_レ蛇之籠正、此今在_レ石上_ニ也と書され、古語拾遺にも今在_レ石上神宮_トと所見たるに、此の如くは其所在相違へるに似たり、此に説有り、記傳九(三十四丁)に「右石上は在_レ吉備神部許_ニ也と有るからは備前國赤坂郡石上布都之魂神社是なり」と云へり、一應は誰も然思はるれども熟思へば然に非ず、其故は然しも名高き倭なるを除きて吉備なるを唯に石上とは云ひてむや、若し吉備のならば必ず吉備石上などこそ云ふべけれ、然れば猶倭の石上なる可し、楮推し度りて云はゞ、書紀崇神天皇御卷六十年に矢田部造遠祖武諸隅を御使として出雲大神宮に藏れる神寶を召上て見給ふ事有り、矢田部造は姓氏錄に依るに物

部氏の別なり、倭垂仁天皇御卷二十六年に物部十市根大連に詔して出雲の神寶を檢校しめ仍て神寶を掌らしむ、又八十七年の文に同人石上の神寶を掌る事見ゆ、然れば此須佐之男命の御劍出雲神宮に藏れしを、右の崇神天皇、垂仁天皇の御時など餘の神寶と共に京に召し上げ給ひて其時よりや石上には納められたりけむ、此石上には猶種々の神寶を納められし事垂仁天皇御卷に所見たり、倭後に所以有りて備前國へ遷し奉りしなる可し、其時倭の本宮の名を取りて彼の處をも石上布都之魂神社とは申すならむ、如何に在れ右の神名は必ず倭より出でたる事明きをや、斯れば書紀又拾遺に在石上と云へるは初め倭に坐し、時の傳へ、在吉備と云へるは遷り給ひて後の傳なる可し、然るに備前の石上社傳説には「神劍は昔大和の石上へ遷し奉りて此社には座し坐さず、(下略)」と云はれたるなむ目覺る心ちして甚委しき説なりける、(私記に、問は何神許哉、答未_レ知其爲_レ何神也、問下文云_レ出雲簸之川上山是也、今如此文者、寸簸神部者是可在_レ出雲川上也、案吉備與_レ出雲其國名異也、今何得_レ之相近哉、答未_レ通者也と有るは、古人とも思えず甚々龐き説なるものなり、但此の石上布都之魂神社に今神劍の傳はらざるに就きて、今備中國吉備津社に十握劍と云ふ有りて、素戔鳴尊の斬蛇の神劍なる由云ひ傳ふるは、吉備神部許に御在し坐すと云ふに就きて佗の古劍を其事に取り成せる者にて疑はし、) 倭此神劍の御事上に云はれたるが如く、神代より以降出雲大神宮に御在し坐し神寶の一種にぞ渡らせ給ひけむを、崇神天皇六十年に京に令_レ獻給ひて大和の石上神宮には祀り奉らせ御在し坐しけらし、其より吉備神部許に御在し坐し、由來は、右に云へるが如く其御世に葛城賀茂神社を始めて祀はせ給ひ、其に就きて賀茂君の氏は出來、又其賀茂君に就きて鴨部なむ出來りけるを、其は素戔鳴大神の御裔にし有れば、其氏

人に就きて令_レ祭給はむ事を請ひ給ふ由の神託などぞ御在し坐しけむ、其田田彦命に神部直大神部直の姓を賜はせたるも其御時の事なりければ、彼の赤坂郡鴨神社三座は其神を奉_レして氏人の移り住ふに就きての事にて、此の斷蛇之劍はしも謂ゆる石上布都之魂神社には遷し奉れりけらし、其時石上神宮には出雲建雄神社に御靈を留め祭られけむ事、傳二十三に注せるが如し、然るを、其石上社傳に云へるが如く、神劍は昔大和の石上へ遷し奉りて此社には座し坐さずと雖も、猶其神社を氏人の奉仕れる事猶古の如くなりし故に、此にも今在_レ吉備神部許也と云ふ傳説有り、又地名にも邑久郡石上郷は遺れる者なりけり、然る故に、第二一書に此今在_レ石上也と有るは傳の異なるが如くなれども、御紀の奏上有りし養老四年よりは八十八年後の大同二(一作三)年に出來る古語拾遺に今在_レ石上神宮と有るからは後に大和に還り鎮り坐し、こと著明き者なり、記傳に云はれたるが如く、然しも名高き大和なるを除きて吉備なるを唯に石上神宮とは書されまじき事なるをや、此時の御事に因れるには非じか、神名式に備後國安那郡多祁伊奈太伎佐耶布都神社と有るも、其供奉りて還御の間に暫時にても留め奉れりし御迹などにや、臨時祭式に凡石上社備前國封租穀者收_レ社家充_レ夏冬祭料と見えたるも、斯る所以の無くば然る神封の御在し坐すべくも非ぬを思ふに、其多祁伊奈太伎は、傳二十一に註せる如く奇稻田姬命を久志伊奈太伎比咩神と申すが本名に御在し坐せば、多祁伊奈太伎比咩神とも申せるにて、此大蛇を退治させ給へるに由有る神に坐せり、佐耶布都神と申は清御神にて、佐夜は劍刃の交利にして其光の甚能く清亮たるを以て稱へたるにて、此斷蛇之劍の一名にぞ御在し坐すらし、其深津郡に須佐能袁能神社御在し坐せる、其は三代實錄に授_レ備後國正六位上天照麻良建雄從五位下と有る即ち此神なる事、傳二十一に注せるが

如し、斯れば、其大和の石上神宮に出雲建雄神社坐せるも、此大神の神劍の御靈を祀れる事更に疑ふ可からずなむ有りける、然らずは石上社に備後國に御封有る可き所由更に無かる可き御事になむ、(但此に今在吉備神部許也と有るは、右の赤坂郡なる石上布都之魂神社なる事上に云へる如くなれば、此備後國はしも京に上る道ならずと雖も、右の備前國の石上に御在し坐すまじき由有りて大和へ遷し奉るにも猶其近國に鎮り奉る宮所求めたりけむが、此に暫くにも其神劍を留め奉れりしから、大和に還し奉れる後も此に神社を定められて其御靈を祭られ、先に當社にて封田なりし所をも大和の本宮に隸て其石上神宮の御封とは被定けるにこそ、) ○其斬大蛇之地則の此七字諸本共に無くして文を成さざるを、通證に或曰春日所藏古本、出雲上有其斬大蛇之地則七字と云へるは甚愛たき賜物と思ひしを、頃日一本を得たるに御校正本と云ふにも此七字有りと云へれば、然る全本の世に一二有る事を知りて今補ひつ、否らざる時は、上に今在吉備神部許也と有るを承けて出雲簸之川上山是也と註すが如く聞えて其義明らかならざる故に、出雲以下九字衍文と云ふ説などの起れると云ふも其實は右の七字の此に脱けたるが爲なり、偕此は正書に、是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上山時、聞川上有啼哭之聲(下略)と先づ首めに云ひて老夫婦二神の所在と其神の爲に大蛇を退治させ御在し坐しける所在を明せる故に、後に此の如く斬蛇の地を擧ぐるに及ばざりけるを、此一書は上に直に素戔嗚尊欲幸奇稻田媛而乞之脚摩乳手摩乳、對曰云々と書き出せる故に、何地にて有りつる故事とも知られざりければ、其爲に大蛇を斬り給へる此終に至りて出雲簸之川上山是也と云ひて文を結ぶ所なり、然りと雖も、正しく春日日本、御校正本の如くにて右の七字非ざる時は慥に其趣なむ通り難き所なりける、(次の第四一書

にも、到出雲國簸川上所在鳥上之峰、彼處有吞人大蛇、素戔嗚尊乃以天蠶斫之劍斬彼大蛇と書され、古事記にも、爾速須佐之男命拔其所御佩之十拳劍切散其蛇者、肥河變血而流と有るなどを合せても、右の七字無くて叶はぬ所なり、) ○出雲簸之川上山是也は、口訣に殺大蛇地也と云へるは、上に七字の脱けたるを知らざる故に意を補へつる説なり、纂疏に、所斬之蛇化之也、上云蛇兩脇有山、蓋即此山乎と宣へる御説は、文を活せ句を機らかせ給へる者にして實に千古の卓説なり、予亦此御説に就きて大いに得る所有りて上に已に明らめ註せれば其所をなむ考へ合す可かりける、(但予が説は其大蛇の背上なる山の謂ゆる簸川上なる鳥髮峰と化れりと云ふには非ず、其鳥髮は本より有りける山なり峰なりければ、其外に在る何れか山なりけむを、其傳は無きかと云へるなり、)

附 錄

古事記曰、須佐之男命又娶大山津見神之女、名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神（二柱宇迦二字以音）故其大年神、娶神活須昆神之女、伊努（作怒非）比賣、生子大國御魂神、次韓神、次會富理神、次向（作白非）日神、次聖神（五神）又娶香用比賣（此神名以音）生子大香山戶臣神、次御年神（二柱）又娶天知迦流美豆比賣（訓天如天、亦自知下六字以音）生子奧津日子神、次奧津比賣命、亦名大戶比賣神、此者諸人以拜竈神者也、次大山（上）咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑊神者也、次庭津日神、次阿須波神（此神名以音）次波比岐神（此神名以音）次香山戶臣神、次羽山戶神、次庭高津日神、次大土神、亦名土之御祖神（九神）上件大年神之子、自大國御魂神以下大土神以前并十六神、

此は甚止事無き神等の傳なるを、御紀には記し漏らされてなむ有りけるを、然るにても心行き難き事なむ多かめれば此に註して、此素戔嗚大神の天下國土には比類無き大御功御在し坐す大神に渡らせ給へる御事は次々に説き明らめ奉れるを、其最大なるは、傳廿一に注せるが如く、此大神をしも出雲風土記に國引坐八東水臣津野命と稱へ奉り、欽明天皇御紀には建邦之神と稱へ奉れる事傳廿二に説き奉るが如し、但し其は二柱御祖神の滄海原潮之八百重を所知せと事依し授け奉らせ給へる御命の任に従ひ奉らせ給へる是なり、斯るに此大神其始天津罪を犯させ御在し坐しける故に天照太神の石戸隱の御事有り、其罪に依りて諸神に解除を徴られ奉られさせ給ひて國土に

逐はれ給へる以來、吾心平けく安しと詔り給ひ吾心清々しと言出給ふ許に御心平らぎ御在し坐して、唯國土人民に幸き給ふ可き衣食住の事を大いに弘め起させ給ふとして御子神を餘多に生み奉らしめ給へり、故に其后神を娶り給へる事合せて三柱なりき、其始天上にて娶らせ給へるは即ち大夜之女命にして、五十猛命等の御祖なりき、次に出雲にて娶らせ給へるは奇稻田姫命にして、大己貴神の御祖に坐して、終に娶らせ給へるなむ神大市比賣命に坐して、即ち此の大神の御祖神にて坐々しける、（然るに、古事記には其櫛名田比賣命と神大市比賣命と二柱の后神の御事は詳なれども、五十猛命の御事に於ては唯木國之大屋昆古神と一所出でたるのみにして御祖神の御事も何も傳はらぬを、御紀には五十猛命の御事は詳かに傳はりて甚愛たくは有れども、其御祖を漏らされたる故に長寛勘文を以て此を補ふ可し、然りと雖も、此神大市比賣命の御事及其御子神等の御子は皆がらに古事記に委ねて載せられざるなむ事闕けたりと云ふべかりける、此予此の附録を著す所以なり、）然るは、先づ其大夜之女命に御合ひ坐し、は其御子をして大八島國內悉青山と成し給ひて家居を建つる事を起させ給はむとなり、是即ち大八島國內悉に人民の家居を陳べ列ねしめ給はむ神策にして、空しく青山に繁木の生ひ立つ事にのみ係けて云ふべき所には非ざるなり、次に奇稻田姫命に御合ひ坐し、は、其御子をして天下を經營らしめ給ひ國土人民を令治給はむ神策にして、其も唯に國土を作り固むるのみならず人民を生し蕃息し給ふ可き御政是なり、次に此神大市比賣命に御合ひ坐しけるは、其御子をして稻穀を作らしめ農作の方を開き給ひ天下に火食の道を弘めて蒼生を養育させ御在し坐さむとて、唯其生み坐せる神に自然に其徳の備はり坐せるには非ず、其徳の正に御在し坐すべき神

を令生給へるにて、實に素戔嗚大神の恩頼に出でたる事申すも更なる御事なりかし、(然れば、此三柱の後神等の御子神等は何れを一柱と雖も除き奉る可きならぬ甚止事無き神に渡らせ給へれば、予此に於て例の説奉らむとす、然れども其總てを申す時は素戔嗚大神一柱の御徳を分けて諸の御子神等と成り別り坐し、又諸の御子神等の御徳を合せて素戔嗚大神の御徳に歸まる者なり、力を入れて説き奉らずば得有るまじくなむ有りける。)○娶大山津見神之女神大市比賣は已に傳廿一に注せり、偕此大神と女神と相並び御在し坐すは、神名式に山城國紀伊郡稻荷神社三座(並名神大月次新嘗)と有る、其社記に、中倉稻魂命(即素戔嗚尊子、母山祇女大市姫、伊弉諾尊子同名云云)上進雄尊、下大市姫、以上三座神是尤祕中深祕也と有る是なり、此御社の御事傳八に已に註せるを、此は其妹妹神共に相並びせ御在し坐す事を明し奉る爲に此にも又更に擧げたるなり、又神名式に近江國野洲郡小津神社頭注に宇賀魂命と有り、神社啓蒙、諸社一覽等に玉津正一位小津社宇賀魂命也、社家註進云、大宮本縁同上、二宮素戔嗚尊、三宮大市姫命也と有りて祭る所右の稻荷神社に同じ、又式外ながら遠江國小笠郡横須賀神社と申す有り、高松社、小笠社、横須賀社以上三社なり、神社啓蒙に社家註進云、文武天皇大寶元年秋九月奉遷此所也、高松社者大市姫命(大山祇命女也)小笠社者素戔嗚尊也、横須賀社者熊野櫛樟日命也、(素戔嗚尊子)と有り、此小笠社と申すは社號ながらに此大神の亦の御名に御在し坐すなる可し、其は傳廿に注せるが如く寶鏡開始章第三一書に、乃共遂降去、于時霖也、素戔嗚尊結東青草以爲笠簑、而乞宿於衆神(下略)と有る此故事に依りて大甕彦神と申し奉るに並びて小笠神と申し奉るなむ實に似著はしき御名には御在し坐せり

ける、又此に熊野櫛樟日命の並び坐せる甚其謂れ有り、古事記に故其大年神娶神活須昆神之女伊努比賣と有るに合へり、是亦大年神宇迦之御魂神は同神なる徴なり、傳十三見合す可し、(又神名式に伊勢國安濃郡大市神社有るは此女神にて渡らせ給へるにや、今其傳詳ならざるなり、右等の傳々を合せて古事記に謂ゆる宇迦之御魂神と申す御子神の御在し坐す御事を先づ明らかに置きて、次に云へる事共を考へ合す可し。)○大年神は、次に出で給へる宇迦之御魂神とは本一神の御名なるを、二柱に分れ傳はれるなり、其由は已に傳八、廿一に委しく辨へたるが、今も目易からむ爲に少か云はむには、先づ第一に、皇太神宮儀式帳に葭原神社大歲神兒佐々津比古命、形石坐、又宇加乃御玉御祖命、形無と有りて、其佐々津比古命を大歲神子と云へるに、次に出でたる御祖命は其后神なる可きに、宇加乃御玉と申せるは正しく同神たる證なる事、下には大歲御祖命とも申せるを以て知るべし、又右に云へる横須賀神社の注進にても同神の事は甚々明るきを思ふべし、次に又倭姫命世記に土御祖神二座、宇加之御魂神土乃御祖神と有るを、上代本記には素戔嗚尊孫大土御祖神一座、太田命一座、宇賀御魂大年神一座と有りて、此にては三座なれども、太田命一座は其從祀などなりけむが一に混れたるにて、其實は二座なりけるに、此には世記の宇加之御魂神を宇賀御魂大年神として二名を重ねて一神の御名なる是同神の證なり、偕古事記に大年神の御子大土神亦名土之御祖神と有るを、上代本記に宇賀大土御祖神(素戔嗚尊子也)と云へり、土御祖神は素戔嗚尊の御孫なるを、御子と云へるは其御父に係れる事なるが上に、宇賀と冠ふらせ奉るは宇賀御魂神の子大土御祖神なる由にて、此を古事記に合する時は大年神即宇迦之御魂神に御在し坐せる證なり、又古事記に大年

神と宇迦之御魂神と二柱を並べ擧げられたるに、其大年神には后神も御子神も許多御在し坐すに、宇迦之御魂神には后神も御子神も一柱だに見えさせ給はざるは不審かしき事なり、此を以て誰しも其疑の出来るが故に、四神出生章第六一書に、又飢時生兒號倉稻魂命と有るに片著けて、此大市比賣命をして令生給へる宇迦之御魂神を錯出とさへ思ふ事と成りぬるは甚々可惜しき事なり、抑此大年神と申し奉るは其農作の方に取りて御名に負ひ坐し、又宇迦之御魂神と申し奉るは其穀種の方に就きて御名に負ひ分り坐せるにこそ有りけれ、元一神に御在し坐すを以て宇賀御魂大年神とも御名を重ねても稱へ奉れるなりけり、(但神名秘抄には土宮三座として大年神一座、宇迦魂神一座、土御祖神一座と有りて、此にては二神の如くなり、然れども、一神を亦名にて二神に祀る例は、三輪にて大物主神と大己貴命を別座とし、大和にて大國魂命と八千矛神とを別座に祀るが如くして、予が常に云ふ事なるが、凡て神の御上に亦名と云ふ事の御在し坐すは、別なる御功用の御在し坐すを以て稱へる事にて、人ならば已に別人とも云ふ程の差別有る事なるが故なり、所以に同じ神には渡らせ給へれども、上に云へる稻荷神社小津神社の如きは宇迦之御魂神と申し奉る方の御靈を祀り、又諸國にて大歲神社にて祭るは本より大年神の方にて、已に別神の如く見えさせ給へるは、全く御功用の差異有るに依れる事なり、) 名義は記傳九(五十一丁)に「大は例の稱名、年は田寄タヨシなり、然云ふ故は、先づ登志とは穀コメの事なる、其は神の御靈以て田に成して天皇に寄せ奉り給ふ故に云へり、田より寄すと云ふ義にて穀を登志とは云ふなり、祈年祭詞に、皇神等能依左志奉牟奧津御年乎、手肱テウエ水沫畫垂、向股ムカウマ泥畫寄取作牟奧津御年乎、八東穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者と有るを

以て知るべし、天下に成とし成る穀は悉く天皇に神の依し奉り給ふなるを云へり、偕、穀を一度取り收るを一年とは云ふなり、然れば登志と云ふ名は穀を本にて、年月の登志は末なり、(採要)と云はれたるぞ、實に盡されたる説なりける、(右の田寄の説に就きて思ひ出けらくは、天孫本紀に天火明命十六世孫に尾治多與志連大海部直等祖と云ふ事有り、其尾治は尾張國なるが、傳二十三卷尾張の名義を説ける一説に、尾張は小墾なり、續紀に、尾張國山田郡人從六位下小治田連樂等八人賜姓尾張宿禰と見え、萬葉十三卷に、小治田之、年魚道之水乎と有るなど、尾張は小治田の田字を略けるなり、然して多與志と云へるは田寄の義にて其墾田の事に因れり、此は然しも此に引くべき事ならざれども、鈴屋大人の年を田寄なりと云はれたる事、實に神の如くして深く感け思ふが故に云ふなり、) 故其詞に御年皇神等能前前白久、皇神等能依左志奉牟と有る等字を以て考ふるに、此大年神と御子御年神、御孫若年神と三神を合せ祀れるにて、各同徳の御神等に渡らせ給ふ事申すも更なり、若て大倭神社注進狀に御歲神者守護禾穀神也と有るも右の三神に互れる御事にて、其の證には、下にも引ける古語拾遺に、昔在神代大地主神營田之日、以三牛六食田人、于時御歲神之子、至於其田、唾嚙而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹、於是大地主神令片巫(志止々鳥)肱巫(今俗竈輪及米占也)占其求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪、白馬、白鷄以解其怒、依教奉謝御歲神、答曰實吾意也(中略)仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔(下略)と有りて、其御子神の其事に預らせ給へるを以て御父大年神は殊更なる御事に渡らせ給ふを見奉り知るべくなむ有りける、右の如く蝗の爲に苗葉の枯損へるも年穀の豐稔なるも皆此神等の御心

に因れるを以て、登志の義を釋て田寄とは云はれたるなむ、實に尤なる説とは云ふなりける、(此を以て見るに、右の三柱坐せる中に其主と御在し坐すは御年神に御在し坐して、大年神は御父に御在し坐すを以て大と稱へ奉り、若年神は御子に坐す故に若と稱へ申せるにて、其御父羽山戸神は即ち御年神に御在し坐せる所由は下に云ふを思ひ合せ曉る可きなり、)又倭姫命世記に、垂仁天皇二十七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞_ニ晝夜不_レ息_ニ、此異止宜_ニ耳、大幡主命舍人紀麻良止差_レ使遣令_レ見_ニ彼鳥鳴處_ニ罷行見_ニ彼鳥鳴聲止_ニ返事申_ニ、爾時倭姫命宣_ニ久、恐_ニ志事不_レ問_ニ奴鳥須良末千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻_ニ乍鳴_ニ、此見顯_ニ世_ニ其鳥鳴聲止_ニ返事申_ニ、爾時倭姫命宣_ニ久、恐_ニ志事不_レ問_ニ奴鳥須良田作皇太神奉物_ニ止詔_ニ耳、物忌始給_ニ耳、彼稻伊佐波登美神_ニ爲_ニ耳、拔穗_ニ令_レ拔_ニ耳、皇太神御前懸久眞_ニ懸奉始_ニ、則其穗大幡主女子乙姫_ニ清酒令_レ作、御饗奉始_ニ、千稅奉始事因_ニ茲也、彼處稻生地千田_ニ號_ニ、在_ニ島國伊雜方上_ニ、其處伊佐波登美之神宮造奉、皇太神爲_ニ攝宮_ニ、伊雜宮是也、彼鶴眞鳥_ニ號稱_ニ大年神_ニ、同處祝_ニ奉也、又其神皇太神之坐_ニ朝熊河後之葦原中_ニ石_ニ坐、彼神小朝熊山巖社造奉_ニ祝令_レ坐、大年神稱是也と見えたる、是謂ゆる神嘗祭の本なるが、志摩國の伊雜の上方なる人跡絶えたる所に稻を生して皇太神に寄せ奉らむとして其鶴の飛び廻り鳴きつるに意を得て令_ニ見_ニ覓_ニ給_ニひしかば、其聲止みたりければ、此に其伊佐波登美神をして伊雜宮とて皇太神の遙宮を仕へ奉らしめ、又其鳥を大年神と號けて同處に令_レ祀給へりとなり、此處も例の田寄の義にて唯其鳥に然る名を令_レ稱給ふが如しと雖も、神代に名高き大年神の御在し坐す上は外に號けさせ給ふ方も有らむを、然大歲神と稱へさせ給へるは其鶴に云ふ事ならず、其千穗の稻田を皇太神に寄せ奉る即ち神代の大年神の御事と爲て其稻

を賜りて神嘗に令_レ奉給へる者なり、斯る例猶多有り、左の細注に云ふべし、其鳥を同處祝_ニ奉也は、神名式に志摩國粟島坐神乎多乃御子神社と有る是なり、又其小朝熊に社造奉_ニ祝令_レ坐と有るは、同式に伊勢國度會郡朝熊神社と見えて、即ち皇太神宮儀式帳に、小朝熊神社一處稱_ニ神櫛玉命兒大年神櫻大刀自_ニ、形石坐、又苔蟲神、形石坐、又大山罪命子朝熊水神、形石坐と有る、此大年神を神櫛玉命の兒と云ふこそ信られね、此社に大年神の御在し坐す證是なり、然るを傳記本縁などに保於止志神と書せるは、右の世記の故事を惡しく見て後人の唱へ譌れる者なれば愈以て取るべからざるなり、又式に湯田神社儀式帳に稱_ニ鳴震電_ニ、又大歲御祖命と有るも生稻女と云ふ事にて后神の御事と聞ゆ、又式の朽羅神社を久麻良比神社一處稱_ニ大年神兒千依比賣命_ニと有る、久麻良は稻、良は助辭、比は飯なる可き事、右に謂ゆる懸久眞の事に合ひ、又千依は稅寄なる可き事、傳十二に注せるが如し、又儀式帳に、葦原神社大年神兒佐々津比古命、形石坐、又宇加乃御玉御祖命、形無、又伊加利比女、形無と有る、佐々は下に云ふ若沙那賣神の沙にして稲苗を云ふなる可し、次なる伊加利は太神宮行事記二月例に歛山伊賀利神事と云ふ有るは、歛山は其年田を作る料の歛柄を採るに就きたる神事なり、伊賀利は西收の事に就たる神事にて即ち稻刈なるに合せて知るべし、此伊加里姫命の御名丹後風土記に見えたり、傳二十八に注せり、偕右に大年御祖命此に宇加乃御玉御祖命と有る二の御祖命は其后神に坐すを御子に對へて申す稱なり、又加努彌神社大年神子稻依比女命、形石坐と有る稻依は字の如くして、右に注せる千依は稅寄の義なるにて、先師の登志は田寄なりと云はれたるに其意同じきなり、然れば右の世記に云へるも鶴をしも大年神と稱へ給へるに非

す、神田を寄せ奉れる神の御事なるが、其も神代の大年神を祀らせ給へる事右の如く后神又御兒神等をも處々に令し祀給へるを以て知るべきなり、(但白眞名鶴は大年神に使はれ奉る者と見えたり、二十二社注式稻荷神社條に引ける山城風土記に、稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖伊呂俱秦公積稻梁、有富祐、乃用餅爲的者化、成白鳥、飛翔居山峰生子、遂爲社名、至其苗裔、悔先過而拔社之木、殖家禱祭之と有る是なり、豊後風土記にも此と同じき趣有り、倭倭姫命の其稻穂を白眞名鶴の導に依り見出させ給へる、即ち大歳神の御所爲として令し祀給へる是上代の意にて、高橋氏文に磐鹿六雁命の景行天皇に御贄奉れる時の大御命に、此者磐鹿六雁命獨我行波非矣、斯天坐神乃行賜留物也と詔り給ひて受けさせ御在しけると一にて、大年神は田を寄せ給ふ神に坐すを以て其神の行ひ給へる御事として受けさせ給へる者なり、) 神名式に山城國乙訓郡大歳神社(大月次新嘗) 向神社相並び御在し坐すは、其御父子の御由緒なる事下に合せ説き奉るを見て知るべし、大和國高市郡大歳神社二座御歳神社(鉞靱)二所坐せる、此一座は后神に御在し坐すなる可し、古事記に大年神又娶香用比賣生子御年神と有る是なり、又式に和泉國大鳥郡大歳神社(鉞)和泉志に、余按國內神名帳、草部菱木荒田下大鳥高志取石大庭山田蜂田九處有大歳神社、不知何式内神社と有りて、當郡に數社御在し坐すは故有るべし、當郡大鳥美波比神社、本國神名帳に正一位大鳥爾波比神社と有るは即ち庭津日神に坐す事下に云ふべく、又和泉郡積川神社五座は社記を見るに阿須波神波比岐神其五座の中に御在し坐し、又同郡聖神社も御子神なる事、此記に所見たる趣を以て知るべきなり、攝津國住吉郡草津大歳神社(鉞靱)攝津志に在刈田村と云ふも田に由有るのみならず、神須牟地

神社(鉞靱)と並び坐せるに就きて由有り、下、香用比賣の所に云ふべし、又參河國神名帳に従五位上大歳天神坐渥美郡とも有り、遠江國長上郡大歳神社(鉞靱)並座せるは、古事記に天菩比命之子建比良鳥命遠江國造等之祖也と有れば、邑勢は大背飯三熊之大人にて大年神の後伊努比賣命の御兄弟に坐して由有り、駿河國安倍郡大歳御祖神社、此は上に云へる伊勢の湯田神社の例にて其后神たる事、風土記に、大歳御祖神社或雷神號玉依姫、賀茂健角見命之女也と云へるは誤れるながら其女神に御在し坐す事を明らかに足ると云ふべし、此事傳二十八にも云ふべし、伊豆國那賀郡仲大歳神社は其賀茂郡伊豆三島神社(名神大、月次新嘗)に坐す、大山祇神は大年神の外祖父に坐す由縁なり、但馬國二方郡大歳神社、國造本紀を見るに、二方國造は出雲國造同祖なれば天穗日命は大年神の婦翁に坐せり、然る所以などにこそ、又石見國那賀郡大歳神社、三代實錄に貞觀十三年四月三日己卯授石見國從五位下大歳神從五位上、大飯彦神社、同錄に同十一年十二月甲申朔石見國從五位下大飯神授從五位上と有りて同郡に並び坐せるに、和名抄郡名邑知(於保知)は御祖神大市比賣命の御名に同じく、郷名邑知郡神稻(久末志呂)は此神に就きて所以有る地方なる事、傳十二、廿一に云へる事共を考へ合す可き者なり、(右の大飯彦神と申すも亦名に御在し坐すならじか、神名式に若狹國大飯郡大飯神社坐せる、大飯は大炊に同じく供御の御食を云ふなり、其由は傳二十卷多米連の下に注せるを見て知るべし、右の如く諸國に大歳神社數多坐せるは神代の故由に依れるも、又其農の事に就きて祭れるも有るべき也、其外にも式外にて大歳神社と申す多く有るを悉くに擧ぐるに違非ず、) 諸大年神はしも禾穀を守護らせ給ふ甚止事無き神に御在し坐す由は右に明らかめ奉るが如く

なるが、抑も其禾穀の本はしも保食神の御靈物なり、然れども此を田に蒔き種て培かひ養ふ事はしも専ら此大神の御功用に係る故に、其生長收藏の事の始終有る間を登志と云ひて即ち田寄タヨシの義なり、又其一年を四に分けて、春と云ひ夏と云ひ秋と云ひ冬と云ふも又其稻穀の事に係れる稱なり、又其四季を各三に分けて一年十二月の名も亦稻穀の事に就きて成れる稱にて、何れも天照太神の是物者則顯見蒼生可食而活之也と詔り給へる稻穀の御事にして、後に其太神の以_レ吾高天原所_レ御齋庭之穗、亦當_レ御於吾兒_一と詔り給ひて事依し奉り給へる天津日繼の御爲に、御父素戔嗚大神の大年神を令_レ生給ひて此農耕ナリヒの事に功用を令_レ立給へるなるに、其天津日繼と申し奉るは四方國の公民の獻る天津御食の瑞穂を聞食す御職號に渡らせ給ふが故に、皇御孫尊の大御世繼の初年に出来る新穀を天神に奉らせ給ひ、御親も聞食し臣民にも賜ひて大嘗の大御政を相承て行はせ給ひ、此年を以て大御世の初めと爲させ給へるを以て大歲元年と申す古の定格なるは専ら此大神に預る事、大嘗祭式悠紀、主基兩國の齋郡にて其齋院に令_レ祭給ふ神八座の中の第一は御年神に御在し坐すを以て明らか奉る可し、其事は別に中臣講詞講義を著はして已に述べたりき、又古の書典には載せられずと雖も、今しも諸國一同に年始には家毎に棚ツツを架て年神とも大年神とも神名を稱へて何れの神よりも重く祭祀り奉るは此大神に坐すと見えて、年中の事を祈り年穀の事を願ふ爲に古より有來る神國の風儀甚愛たき事なり、今世怒ひに物知れる輩などは、古書に見えざるを訝かりて甚端無き事に思ふれども、凡て古より傳はりて天下一般の風と成れる事は記さざる者なり、飢て食ひ渴きて飲む事の如きは人毎に日毎に在る事なるが故に物に書さざるに等しく、却りて書典に載せざるは事を外國に求め

ずして神國の自然なる太禮なるに心著かざるなむ甚々愚なる心惑ひと云ふ者なりける。(但中古以來西戎の曆策をも學ばるゝ故に已に竇籙など云ふ僞書の出來りて歲德神八將神などの妄說世に廣く成りて、今は神世の故實を中々に疑ふに至れるは味氣無き事なり、然る歲德大歲などの事を附會ると云ふも、元より皇國に上古より傳はりて年始に大年神を祀る事などを取りて種と爲るに非ずしては、如何にしてかは然る強説の出來る事の有らむ、凡て世人は廂を借して母屋を取られたりと云ふ俗語の如くこそ、) ○宇迦之御魂神は大年神と同神なる事上に注せるが如し、傳八に注せるが如く、四神出生章第六、一書に又飢時生兒號倉稻魂命と有りて、下に倉稻魂此云_ニ宇介能美拖磨_一と有る事なれども、此は伊弉諾大神の御子には非ず、古事記に謂ゆる和久産巢日神、此神之子謂_ニ豐宇氣毘賣神_一と有るにて、即ち其第十一、一書に出でたる保食神の御事なるが、其神を倉稻魂命と申す事古より混れたる傳と見えたり、大殿祭詞に屋船豐宇氣姬命と有る下に、是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻と所見たる、其神を稻靈也と云へるは然る事ながら、其神を宇賀能美多麻と注せるは上の稻靈の字に泥みたる注の相違なり、然るは、其御神の御事はしも傳十二に注し奉るが如く右に出でたる二の御名の外に大氣津比賣神と申す御名古事記に見え、豐宇可乃賣神の御名攝津風土記に出で、又四時祭式鎮魂祭條に御膳魂神、祈年祭詞に大御膳都神、大忌祭詞に御膳持須若宇加能賣能命、神名式に大字加神、外宮儀式帳に等由氣大神など見えて、此御名の下に御魂の言を添へて申すは別にて、此に謂ゆる素戔嗚大神の御子宇迦之御魂神是なり、然るは、凡て神の御上に某神と申すと某魂神と申すとは長官カミと次官ササケとの狀に似たる體用の差別有る事にて、天照太神と天照御魂神との如く、大國

主神と大國魂神との如くして、記傳(九五十二丁)に「御魂とは恩頼又は神靈又靈を美多麻能布由と訓み、萬葉五(二十六丁)に、阿我農斯能、美多麻多麻比見など在于る意にて、其功德を稱へたる名なり」と云はれたるは然る言にて、此は其本神の御功用を幽贊奉りて其御恩頼を受け奉り弘むる謂なる事、已に傳八、十九に注せるが如し、(但、和名抄に、稻魂、和名宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬、と有るに就きて宇介と宇加との差別有るを知れり、宇介とは生毛と云ふ事にて草木の全に互れ、ば、豐受大神に宇介乃美太萬と申す方の御名御在し坐すべき由已に云へるを、此に宇加乃美太萬と申すは稻穀にのみ限りて狭き心ちす、然れば唱の異にして字の一なる混れとも云ひつ可し、) 然して二十二社注式稻荷神社條に中社倉稻魂命播百谷神也(下略)と有るは然る事にて、右に引ける大殿祭詞に豐宇氣姫命を是稻靈也と注し、又和名抄に日本紀云保食神(和名、宇介毛知之加美)保猶保持也、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也とも注せるが如く、其大神は其宇氣を保持せ給ふ神に御在し坐せば、其御靈と申し奉るのみにして外に御事業は御在し坐さざるを、別に倉稻魂神此に出で給ひて百穀を播殖させ給ふ事なる故に體と用との差別有る事を右に云へるなり、猶其大神はしも衣食住の資と成す可き草木共に保持せ給ふ神にて渡らせ給へるを、其木の方には五十猛命と云ふ神別に御在し坐して、大八島國悉播殖して青山と成させ給へるに同じ御事なり、偕此御神の御事は上にも書せる稻荷神社記に、倉稻魂命を即ち素戔嗚尊子母大山祇女と云ひて、其上社、下社に進雄尊大市姫命併せて三座にて御在し坐し、又近江國小津神社注進に、大宮宇賀魂命、二宮素戔嗚尊、三宮大市姫命也と有るなど共に正しき傳共にて、古事記の此の古説を徵せる者とぞ云ふべかりける、

又神名式に近江國滋賀郡那波加神社俗に苗鹿社と申す是なり、社傳に那波加社者宇賀御玉神と申すも保食神の方には坐さずて此神なる可し、其那波加は苗許ナハカと云ふ事にて、詞に何處を許カと云々、又は其許ソノカと無くなど云ふ波加にて、其地を云ふなれば、本は苗代などの事に起れるなどにや、同郡に神田神社と申すも見えたれば、右に播百谷神也と云へるを思ふ可くこそ、偕此神を稻荷神社に齋き奉りて、其最も尊きは傳十三に云へる東京宗像大神の相殿に御在し坐せる、此を始として國々處々の津々浦々の境迄も移し奉りて其遙社の多く御在し坐す事何千萬處か御在し坐すらむ、天下に至れる御惠の廣く遠く御在し坐す御事なむ仰ぎ奉るにも猶餘り有りて所思ゆなる、(又山城國愛宕郡江文神社と申す式外にて舊社御在し坐せるを神祇正宗と云ふに倉稻魂命神也と云へるも同神と思しきなり、古史第十一段徴に此古事記の宇迦之御魂神を誤として削られ、又其稻荷の御神を豐宇氣毘賣命と一神として説を立てられたるに惑はされて世の愚盲の輩など伊勢外宮と御同體と思ふは、古くも然る混れの有りし事には有れども今更に甚其意を得ざる事なり、已に注式に引ける或記に此神の老翁と化て顯れ給へる事を記せり、右は妖僧の妄言ならめども已に男神にて坐す事を傳へたればこそ然云へるには有りけめ、其保食神は女神にて坐す物を如何でか老翁と形を變へて顯れ坐すと云ふ事の有るべき、又參河國神名帳に従四位下宇加御玉明神坐設樂郡と有るに、和名抄碧海郡大市郷有るも由有る事にや、) ○神活須昆神は、大同類聚方五十六卷に美頭猪某云々、元者神活須昆命之神方と有り、偕此は瑞珠盟約章に謂ゆる熊野櫛樟日命に御在し坐して五男神の一に坐せるが、其五男と申すも二神は亦名の重複れるにて其實は三男なる中の天穗日命是なる由、傳十三に委しく

論定めたるが如し、然るを其第一一書に熊野忍踏命、第三一書に熊野忍隅命、寶鏡開始章第三一書に熊野大隅命と申す亦、名も御在し坐すなるに、記傳にも引かれたる出雲風土記に、出雲郡伊努郷郡家正北八里七十二歩、國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社、即坐郷中、故云伊農（神龜三年改字伊努）と有る、此意美豆努命はしも素戔嗚尊の御事なる由條々に明らめたるが如くなれば、其御子に此神の御在し坐す事實に相叶へるを見るべし、故に其赤衾は伊努に係れる發語にて寢なり、意保須美は右の熊野大隅命の大隅にて、此は出雲郡伊努の地名に係けて云ひて、彼は意宇郡熊野の地名を添へて申せるにて、各其住ませ給へりし處々に依りて稱別けたりし者なり、比古佐倭氣は彥眞別にて男神の稱なり、偕古事記に神活須昆神之女伊怒比賣と有る伊怒を記傳に伊努と訓まれたるは然る言にて、實に誤字なる事此に知られ、又活須昆と櫛樟日と同じく、意保須美と大隅と同言なる上は其同神に御在し坐す事更に論を待たざる者なりかし、（又上に引ける横須賀神社注進に見えたる如く素戔嗚尊、大市姫命、熊野櫛樟日命三神御在し坐せるにも、其神はしも大年神の後神伊努比賣命の御父に坐すを以てなり、又上に云へる伊勢國小朝熊社にて櫛玉命大歲神相並び坐せるも、其櫛玉命は天穗日命の孫に當る由、傳十三卷に云へるが如くなれば由有り、）○伊努比賣の努字を本に怒に作れるは誤なり、故に改めつ、記傳十二（三十一丁）に右に擧げたる風土記を引きて「神名帳に出雲國出雲郡伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社、同社神魂神社、同社比古佐和氣神社有り、此伊努郷に由れる御名なる可し、右の神魂神社は神活須昆神には非ぬか、偕伊怒比賣は伊努神社にてもや有らむ、又帳に尾張國山田郡にも伊奴神社有り」と云はれき、これに

就きて考ふるに風土記には伊農社同社同社、伊努社同社同社と有りて六社なるに、式には右の如く四社のみ引き合ひて餘の二社は今考ふ可からずと雖も、其中には必ず此伊努比賣神社も御在し坐すべきが、記傳に右の神魂神社を神活須昆神に當てられたるは違へり、其神は謂ゆる熊野櫛樟日命亦、名熊野大隅命に坐して、風土記に伊努郷國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古佐倭氣能命社、即坐郷中、故云伊農と有るからは右の伊努神社是なり、又其比古佐和氣神社は其別社なり、若て其神魂伊豆乃賣神社は其御禊段に謂ゆる伊豆能賣神の御事にして其後神にて渡らせ給ひ、又此を神魂神の御子と爲るは、實には伊弉諾大神の成し給ふ御子には坐せども、其御魂を産靈ばせ御在し坐す本に係けて申す事、已に傳八、十三に注せるが如し、若て同記に、秋鹿郡伊農郷、郡家正西一十四里二百歩、出雲郡伊農郷坐赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天甕津日女命國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努（神龜三年改字伊農）と有る、出雲郡伊農郷坐は其後神に係りて天甕津日女命は其伊努神社神魂伊豆乃賣神社同神たる事を知る便なる文なり、然して伊農波夜と詔り給へるは其夫神の御在し生ず出雲郡伊努の地を戀ひ慕はせ給へる御詠言にて、景行天皇四十年御紀に所見たる吾孀者耶の御歎の御詞に等しき者なり、若て其神魂伊豆乃賣神亦名天甕津日女命はしも即ち此大年神の後神と成らせ給へる伊努比賣命の御祖にて渡らせ給へる者なり、（風土記秋鹿郡未官知社の中に伊努社と見えたるは右の女神の御社に御在し坐す事申すも更なり、此に就きて思ひ寄れらくは、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、品津別皇子、生七歳而不語皇后夢有_レ神、告曰、吾多具國之神名曰_二阿麻乃彌加都比女_一、吾未_レ得_レ祝、若爲_レ吾充_二祝人_一、皇子能言、亦是壽考

と有るは、神名式に謂ゆる阿豆良神社是なり、山田郡伊奴神社坐すも由有り、右の多具國と云ふは出雲風土記に島根郡未官知に外久社見え、多久川源出_ニ郡家西北二十四里小倉山、西流入_ニ秋鹿郡佐太水海と有り、又神名式に楯縫郡多久神社、風土記にも多久社と書し、又神名樋山、郡家東北六里一百六十步、高一百二十丈五尺周二十一里一百八十步、鬼西有_ニ石神、高一丈周一丈許、側有_ニ小石神、百餘許、古老傳云、阿遲須根高日子命之后天御梶日女命來_ニ坐多久村、産_ニ給伎都比古命云々、又多久川源出_ニ郡家東北神名樋山、西南流入_ニ于海と見えれば此方にや有らむ、秋鹿郡より右は島根郡左は楯縫郡にて相隣れ、ば其多久と共に由有るなる可し、) 楯此伊努比賣命の伊努は、御父神の伊農共に稻生の言の約れるにや有らむ、右の尾張國山田郡伊奴神社を本國神名帳には從三位上伊奴天神と有り、此を集説に在_ニ山田莊稻生村、按伊勢國奄藝郡伊奈富神社、稻生、祭神保食神也、與_ニ此同神と云へる、保食神の説は此とは異なる事なれども、伊奴を稻生と唱ふる甚謂れ有る事にて、殊に大年神の後神には實に良はしき御名なりけり、又其御父神の御名にも負ひ坐るも所以有る事にて、傳十二に注せるが如く此神の本御名を天穗日命と申す、穗日は穂飯の義なり、其御子大背飯熊之大人の三熊は例の眞稻の義なるにて、四神出生章第十一、一書に見えたる保食神許に遣し給へる天熊人なむ其神に坐せば、此御父子共に稻穀の事には止事無き御功坐せる神等なり、然れば其伊農於保須美と申し奉る伊農も共に稻生なる事申すも更なり、斯る時は此伊努比賣命はしも其大背飯三熊之大人にも御兄弟に御在し坐して、本より然る御功用を備へさせ給ふ可き其謂れ有る事にて、此に大年神の後神と定まらせ給へるなど奇異しき迄に契合_ニ合へる者なりけり、楯此神の生み坐せる御

子五神の中に向日神御在し坐すを、向日神社にて御年神同體異名と傳へて、社記に向日神社神須佐男命子大歲神、娶_ニ活須日神之女神須治囉姬命生子也と云ひ、神名帳古本書入にも素戔嗚孫大歲也、母須治比女と有るを、此に合するに此伊努比賣命の外に、又用_ニ香用比賣生子大香山戸臣神、次御年神(二柱)と有るも、向日神御年神同神たる上は伊努比賣命、香用比賣命名神なる事も亦此を以て知るべきなり、楯山城名跡志と云ふ物に、乙訓郡栢社在_ニ灰方人家南平林中、或書云、灰方栢社者所祭向日神尊母也、仍向日社例祭前日、彼社司來_ニ於栢社爲_ニ禮典也と所見たる、是即ち其伊努比賣命亦名香用比賣命にぞ御在し坐すなる可き、貫之家集に「蔭とのみ頼む證有りて露霜に色變り爲ぬ栢の社か」と詠めるに、牟加比を二句に藏したるも其向日神に所縁有るを以てなり、楯右の栢社は香用社を訛れるなる可き事、向日神尊母也と有るを以て知るべき者なり、(如此く大年神の後神の御事なむ甚慥に在りて諸書に合ふ所有るを、古史七十四段徴に神活須昆神、伊努比賣命を「此二名甚思東無し」と云へるは、自ら其の見解の及ばざるなり、其の及ばざるを以て然許りなる神名を削り去ると云ふは甚謂れ無くなむ、) ○生子は、此に大國御魂神、次韓神、次會富理神、次向日神、次聖神の五神有れども、其中に大國御魂神は此第六、一書に亦曰_ニ大國玉神と有りて亦名なれば此には除く可く、韓神、次會富理神は、大倭神社注進狀に傳聞、國神者大己貴命之和魂大物主神也、韓神者大己貴命少彥名命也と有る如くにて大年神の御子に非ざれば、此も必ず除く可き者なり、然れば此に残る所は唯向日神聖神二柱のみなるが、向日は向飯なる可く聖は飯知にして同徳の神と聞ゆれば、此に大年神の令_ニ生給へるなむ唯一神のみ御在し坐しける、○大國御魂神の御事は、此

第六一書に出でたる大國玉神の下に傳二十七に委しく注し奉る可し、記傳十(三十一丁)に、「何神に在れ國を經營り坐し、功德有るを、其國々にて國魂とも大國魂とも申して拜祀るなり、故に諸國に某大國御玉神社と云ふ多し、然るに此は何國とも無きは倭の大國御魂神なり、此神は大穴牟遲神を助けて倭國を經營り坐し、功德有るりけむ、若て倭國は天皇命の靜まり坐す御國と成りて佗と異なれば、國名をば申さずして唯に大國御魂神と申し、又大倭大神とも申して皇朝の尊び崇み坐す事も殊に重かりしなりけり、」(採要)と有り、然れども、傳二十七に倭の事を云へる因に引ける大和風土記に、山跡國者往昔山岳多而平地少、所治天下大穴持命與少彥名命巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也と有る慥なる傳も有りて、別に國魂神有りて經營り給へるに非ずなむ有りければ、其説は難立き事にて、已に此記にも御父大神より意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神と授け給へる御名なるが上に、大倭神社註進狀に、舊記曰、大倭神社、在大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也、傳聞、倭大國魂神者大己貴神之荒魂、與和魂戮力一心、經營天下之地、建得大造之績、在大倭豐秋津國、守國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰大地主神、以八尺瓊爲神體奉齋焉と書し、又別社條に狹井神社(在大和國城上郡)傳聞、狹井神者大己貴命之荒魂大國魂神、即當社別社也と有るが如く、大國御魂神と申すは別神にて御在し坐さざれば、全く此に在るは誤れる者なること著明るなむ有りける、(古史第七十四段徵に云はく、「大國御魂神と云ふは大國主神の荒魂の名なるを、大年神の子と紛らしたるなり、其は神代紀に大國主神の亦名を擧げたる所に大國玉神と見え、古語拾遺にも其亦名を擧げて大國魂神と有るに、古事記には其亦名

を擧げたる所に并有五名」と云ひて此御名の無きは、紛れて殊に一神と傳へたるが故なり、云々」と云はれたるは實に然る説なり、猶傳二十七卷に云ふを見て曉りてよ、) ○韓神は常に圍韓神と竝べ申す其一神にて御在し坐せり、大倭神社註進狀に、韓神者大己貴命少彥名命也、兩神經營天下、爲顯見蒼生、則定其療病之方と有るは正しき古傳と聞えたり、攝津風土記に有馬郡新羅神社、所祭少彥名園韓神也と云へる、新羅は此第四一書に謂ゆる韓地なり、其韓神と御在し坐す少彥名命を祀れるが上に大物主神、大己貴神をも祀り奉れりとの義なり、其註進狀に、或抄云大己貴命、少彥名命神記曰、昔造葦原中國訖去往東海、今爲濟民更亦來歸、因以號兩神云韓神歟、古語外國云韓也と注せるは、文德天皇實錄に依りて後人の注せる所なるが、此御紀の撰有りし元明天皇御世よりは百五十年許りも後なる事を知りて前に韓神とは稱へ申さる可きに非ず、又外國を凡て韓と云ふも委しからざる事ながら、其は各云取りの足らざるにこそ有りけれ、事の違へるには非ざるなり、偕此の第六一書に其後少彥名命行至熊野之御崎、遂適於常世郷と有りて、少彥名命の外國に渡り坐し、事は誰しも能く知れる事ながら、大己貴命の御事は諸書に考ふる所無きを、右の註進狀に、神代卷曰、大己貴命即以平國時所杖之廣矛獻皇孫曰、吾以此矛有治功、皇孫若用此矛治國者、必當平安、今我當於百不足之八十限將隱去矣、言訖即躬披瑞之八坂瓊而長隱常世郷者矣と有る、是今本とは異にて常世郷の三字有れば、此國土を天神御子に避け奉らせ給ひて外國に渡り御在し坐し、正しき證なる者なり、又註進狀を見るに、式に大和國添上郡攀川坐大神御子神社有りて、其別社に三枝御子社一座と此園韓神社三座となるに、新井君美が樂考に體原

抄を引きて、「道調の散手破陣樂一名王皇破陣樂を大神統秋云、古より傳へ云ふ、昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象どりしなり、其面元興寺に在りて珍らしき寶なりしが、文治年中に燒失す、山階寺其額を寫せし物有りて今又其を寫したるを世に残せりと云ふ」と云へり、此率川神と申すは、其大神氏家牒に大神御子神（姫踏躰五十鈴命）子守（御母三島溝檉耳之女玉櫛姫）狹井神（大己貴命荒魂大國魂命）と有るを、大三輪神三社鎮座次第に、奉齋媛踏躰五十鈴媛命大物主命也と所見たれば、大物主神も大國魂神も共に渡らせ御在し坐しなりけり、此に幽契有り、次に云ふべし、（此に就きて平田翁の三五本國考と云ふを著して、其三皇と云ふは天皇氏、地皇氏は我が伊弉諾尊、伊弉册尊に坐し、人皇氏は素戔鳴尊に坐すと云はれ、五帝の伏羲氏は大國主神に坐して、其女媧氏は后神にて須世理毘賣命に當てられて、其餘の四帝も我が神眞なる由に云はれ、又彼に泰一小子又東華大神青童君と云ふは我が少彦名命に當てられたる、悉く確論にて、此翁の生涯の著述に此許り愛たきは非ずなむ有りける、然れども中には道士の妖言を信じて人を惑はす事少からざれば其有意して見る可きなり、必ず大いに取も捨も爲つ可き者なり、傳十七にも引ける神樂歌の韓神に本、「三島木綿、肩に取掛け、我韓神の加良袁岐爲むや、加良袁岐」末、「八拍手を、手に取持ちて、我韓神の加良袁岐爲むや、加良袁岐」と有るを、記傳に「加良袁岐は韓招禱か、辨内侍日記に建長三年十月十六日新大納言實房夜番に参りて云々、何と無き狀に韓神を宜き程に誦ひ捨て出で給ひしと少將の許より申し遣はして侍りければ、辨内侍、「聞かばやな倭には非ぬ枯萩の、身に染む風は秋ならずとも、」返し、少將内侍、「倭には非ぬ物から枯萩の、返す々々も猶ぞ忘れぬ」と見えたる

加良袁岐は、實に其二神はしも外國迄も悉に巡り作らして、皇御孫尊の御奴國と寄せ奉り給ふ神に御在し坐せるを以て、韓神の韓招爲し給ふと云ふ古語の有るを取りて、神樂には誦へりし者なり、其證は崇神天皇七年御紀に國の不_レ治る事を愁へ坐して、於是天皇乃幸_ニ于神淺茅原_ニ而會_ニ八十萬神_ニ、以卜_ニ問之_ニ、是時神明憑_ニ倭迹々日百襲姫命_ニ、曰、天皇何憂_ニ國之不_レ治也_ニ、若能敬_ニ祭我_ニ者_ニ、必當_ニ自平_ニ矣_ニ、天皇問曰、教_レ如_レ此者誰神也、答曰、我是倭國域内所_レ居神名爲_ニ大物主神_ニ、時得_ニ神語_ニ、隨_ニ教祭祀_ニ、然於_ニ事無_レ驗_ニ、天皇乃沐浴齋戒潔_ニ淨殿内_ニ而祈_ニ之_ニ（中略）是夜夢有_ニ一貴人_ニ、對_ニ立殿戶_ニ、自_ニ稱大物主神_ニ曰（中略）令_ニ祭_ニ吾者則立平矣_ニ、亦有_ニ海外之國_ニ、自當_ニ歸伏_ニと有る、此事に合せて垂仁天皇二年御紀の細書に、御間城天皇之世、額有_ニ角人乘_ニ一船_ニ泊_ニ于越國筭飯浦_ニ、故號_ニ其處_ニ曰_ニ角鹿_ニ也、問_レ之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子（中略）傳聞_ニ日本國有_ニ聖皇_ニ、以歸_ニ化之_ニ（下略）と有りて、韓招爲し給ふ其驗の同じ御世の内に在りしを以て、外國を寄せ奉り給へるは、即ち韓神の名の起る所以にして、其韓招の御所爲なる事を曉る可きなり、但右の大物主神の御事にし有れば殊異なりと思ふ人も有るなめ共、大三輪神三社鎮座次第に、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少名彦命と所見たれば、其大己貴少彦名二神の御心たらざる事を得ずなむ、（記傳に、體源抄に私云、加良袁岐は枯れたる萩を云ふにや、清暑堂御神樂の試樂執柄家にて行はるゝ時、人長枯れたる萩の枝を持つ事有り、是祕事なりと云ひ、又内侍所御神樂式に、韓神之事、素戔雄尊子也、有_ニ帝基安泰之誓_ニ、故宮中祭_レ之云々、加良於幾座置也と云へり、枯萩座置の説皆僻事なり、）と云はれたる實に然る事なり、但其枯れたる萩を持つは、其歌に加良袁岐の言有るに就き

て執物の如く爲るなる可し、源氏若菜下卷に、「甚白く枯れたる荻を高やかに挿頭して唯一返り舞て入りぬる云々、」若て古史第七十四段徴に太宗祕府略記に、韓神者、伊猛命號韓神會保利神と有る由にて、五十猛命の亦名と被定たる、信に神名式に意宇郡に韓國伊太氏神社三所、出雲郡に三社有り、其上此第一書にも韓地より渡り坐せる趣見えたれども、正しく注進狀に然る傳の有りに合へば、予は取らざるなり、(倭加良と云ふ稱は神代に已に韓地又韓郷之島の名有り、又此に意富加羅國の稱有りて、大抵は今の朝鮮は古三韓の地なりしより、弘りて後には海外なる諸國はしも匹夷八蠻の差別を立てず該羅めて云ふ稱と成れるは、自然に此皇大御國の物國に充實満足ひたるに對へて空國なる稱には甚似著しき事なりければ、外國の總號と成れる事中外を分けたる稱呼となむ云ふべかりける、其は傳二十五に注るを見るべし、故に文德天皇實錄に、齊衡三年十二月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有神新降、初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、鹽翁私異之、去後一日、亦有二十餘小石、在向右左右、似若侍坐、色彩非常、或形沙門、唯無身目、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民更亦來歸と有りて、神世に此二神共に常世郷に渡り坐し、は、韓地より始めて赤縣など西蕃の方に往き坐せりけるに、今此に東海より歸り給ふは、謂ゆる此大地球を悉くに巡り作り坐し、御事は申すも更なるが、其に就きても其外蕃の諸部を臣屬せしめ、其方物を貢來らしめ給はむ神事にして、云ひ以て行けば凡て皇御孫尊の御許に萬國の全を寄奉らせ給ふとの御事にて、國々の然開くるに隨ひては其韓招の御事も年に月に大に

成る事にて、皆此韓神の御心なる事をなむ知るべかりける、故に其大己貴神を生島足島神とも奉稱りて、其祈年月次等祭詞に皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依志奉と見えたるは此に在る事也、是を以て韓神とこそは申し奉るれ、韓國の神と申す義には非ず、韓地の全をも國形に作り固めさせ給ひ各土の方物を貢來らしめ給ひて、皇大御國を足國と爲させ給ふなむ其韓招の由なりける、然れば今より後にも千萬と多き中よりは皇大御國を慕ひ參り來るも有るべく、又其本末を辨へざるは唯等同に思ひて通信交易の事にのみ渡り來るも有るべく、其彌甚しく蠢愚なるは海中の一島と慢りて窺ひ來るも有るべきが、各其狀に隨ひて皇朝より馭め給はむ道有る可きを、其道に疎くして彼が長たる所の炮銃に畏怖れ其巧みなる奇器淫巧に目眩み、外夷を仰ぐこと天の如く、大我を敬ふ事神の如くして、天皇の勸諭に悖り神祇の所置に背く輩の世に出來れらむには、其韓神の韓招の爲に等族遺さず枯荻の散ぼひ亡る基なる可き、(神功皇后御紀に見えたる如く、神の御教有りて韓國を伐て令取給ひ、屯家之國として其國に府を置かれ、八十船の貢をしも船腹乾す奉らしめ給へるは、一々に神の御心なりしを以て、外夷をして其僞傲を恣に爲しむる事は決めて神の御心に違ひ奉る事遠き者なり、見よ、然る俗士の身の成る果は終に國賊の名を受けて史籍に記され、天地と共に其罪の遁れ盡る世は有るまじきぞ、僅に半生の富を大にして天地に容るべからぬ罪人と成り竟るは淺ましき事ならずや、) ○會富理神は、記傳十二(三十三丁)に「地名などにや有らむ、書紀神代卷に、日向襲之高千穗峰添山、此云會褒里能耶麻」と見え、又神武天皇御卷に大和國に層富縣有り、但此は添上下二郡と成れる處

と聞ゆれば會布なる可し、和名抄に添上(會不乃加美)添下(會不乃之毛)と有ればなり、楮常に園韓神と一に連ねて申し習へる故に、此の會富理神を即ち園神ならむと誰も思ふ事にて信に然も有りぬ可し(採要)と云はれたる實に然り、抑其添山と云ふ事は其一名を日向襲之高千穗穗日二上峰と云へる二上峰と云ふが如くして、其二上とは夫婦の如く兩山相重るを云ひて、會裏も亦相副ふ義なり、若て右の大和國の添上添下は古に會富縣と云ひて、御縣神詞に高市葛木十市志貴山邊會布と有りて古六縣の一なり、故其名義を按ふに、其大和國は會布よりは南方高市十市の邊はしも謂ゆる國の奥區(オウク)と云ふべき地にして、此は唯其に添ふ意なるを以て元は會富理とも云ひけるなる可し、如此く考へ定めて大倭神社注進状を見るに、上にも引ける添上郡ニ坐大神御子神社三座と有る其別社に三枝御子社一座と有りて、次に園韓神社三座、傳聞、園神者大己貴命之和魂大物主神也(下略)と見え、世に名高き園韓神社是なり、此は神名帳には漏させ給へれども、已に神祇令にも孟夏三枝祭義解に謂ニ攀川社祭也と有る程の事なりければ、古には其三社共に殊に隆え御在し坐して、中にも件園韓神社は諸國に多在るも當社を以て本と爲る故に世に名高くて、其添の地名を以て稱奉れりけむが混れて此に大年神の御子とは傳はれるなりけり、但同神にて坐せども園神と申すは其義異なり、次に云ふを見て知るべし、(記傳に「會富理神と園神とは別神にても有らむか、其故は若し此會富理神ならば韓神の御弟に坐せば韓國と序次べき事なるに、園韓と序次て其祭禮も國を先と爲たる、且彼は園とのみ何れの書にも見えて會富理と云へる事無く、又會能と會富理と言の通ふ由も無ければなり、」云々と云はれたるは、上に會富理を地名などにや有らむと云ふ迄は考へられたれど

も、未だ園の義を得られざりしと見ゆる説なれば、此一事に於ては盡されずなむ、) 上件會富理は地名を以て神に稱奉れるなり、若て園神の御事は傳十にも粗注せるが、右に引ける注進状、傳聞、園神者大己貴命之和魂大物主神也と有る下に、此神園華飛散之時、發ニ疫病、守ニ護之、鎮ニ止之、仍云ニ園神ニ歟、園殖ニ草木ニ之處也、集解所謂、三枝和靈祭云ニ當社之事ニと注せるは、神祇令鎮華祭義解を取りて言を換へたるのみにて、注者の意かとも見ゆれども亦據有りて云へる者なりけり、古事記水垣宮殿に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲ニ盡、爾天皇愁歎而坐ニ神牀ニ之夜、大物主大神顯ニ於御夢ニ曰、是者我之御心故、以ニ意富多泥古ニ而令ニ祭ニ我御前者、神氣不起、國安平(中略)即以ニ意富多泥古命ニ爲ニ神主ニ而、於ニ御諸山ニ拜ニ祭ニ意富美和之大神前ニ(中略)因ニ此而疫氣悉止、國家安平也と有る、此事を御紀には七年春二月と書されたれば、其より始まりて季春に互れる事なるに、神祇令に季春鎮華祭有り、四時祭式にも三月祭鎮華祭二座、大神社一座、狹井社一座と有りて共に相合へるを、大神と狹井と兩社にて被ニ祭ニ祭る由なり、若て其鎮華祭義解に、謂ニ大神狹井二祭ニ也、在ニ春華飛散之時ニ、疫神分散而行ニ癘、爲ニ其鎮遏ニ必有ニ此祭ニ、故曰ニ鎮華ニと有りて、此には率川は無くして狹井と出でたるは、其狹井神を率川社に合祀れる事上に云へる如くなれば、大神と攀川と兩社に就きて其鎮華祭は被ニ行ニるなり、集解に、釋云、大神狹井二處祭ニ大神ニ者、祝部請ニ取神祇官幣帛ニ祭ニ之、狹井者大神之鹿御靈也、此祭ニ之、華散之時、二神共散而行ニ疫、已爲ニ止ニ此疫ニ祭ニ之也と有る、此に合せて孟夏三枝祭義解に謂ニ攀川社祭ニ也と有るを、集解に此云鹿靈和魂祭と注せれば、攀川社にも大神大和の二神の御在し坐す事知るべし、然れば右の義解に春華飛散之時と有

るを、注進狀に園華飛散之時と換へたるも、此園韓神の御在し坐す本社に坐す神に然る由緒の御在し坐すに就きて注せる者なれば、大物主神をしも園神と申し奉るなむ然る謂れに依れる事と所見たりける、(其は攀川神社を三枝華を以て祀らるゝ故に、三枝神と申す神名と成れるが如し、其委しき事は傳二十八卷に注するを見るべし、但右集解に華散之時、二神共散而行_レ疫、已爲_レ止_ニ此疫_一と云ふ文は混らはしくて、二神の疫を行ひ給ふが如くなれども此は然に非ず、春華の飛び散る頃間には疫神の分散して疫癘を行ふ事有るを、大神狹井の二神共に分散_テ、其疫の行るゝを悉くに止むる事を成し給ふと云ふ義なり、心を著けて見る可し、) ○園韓神の御事は何處にても合せ祭る事にて其一神を異に別たれざる事なり、其大倭神社注進狀に、園神は大己貴命之和魂大物主神也と見え、韓神は大己貴命少彦名命也と有りて總て三柱に坐せるが、此三神を合せて大神神社に祭る所と等しきは右に云へりし如く崇神天皇御世に始まりて其神社に起れる事と所見たり、大三輪神三社鎮座次第に奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彦名命と有ると園韓神三座と其所祭等しく相合へるを見て其然る所以をなむ曉る可かりける、故に此神を國々にて齋き奉れる社の多き中に、最も名高きは其祀れるは養老の頃よりながら右の大和國添上郡攀川神社の別社に御在し坐せる是にて、諸國に在らゆる園韓神社の本社なる事其地名をさへに御名に負せ奉るを以て著き事なり、然るに昔より官帳にも收め給はず、神階の沙汰にも及ばれたる事無きは、鎮華三枝の二祭共に其本と有る大神狹井の二社にて被_レ行るゝが爲なる可く、又は攀川社にても其大物主神の御靈を主と祀られて有る上に、不比等公に至りて其園韓神と云ふ方の御靈をば疫癘の爲に別に祭別たるにこそ有りけ

め、本は同じ攀川の一社の神にて有りしかば、殊更なる祀典の事は朝廷より沙汰には及ばざりしにも有るべし、但注進狀には、大神氏家牒曰、養老年中藤史亦建_ニ園韓神社_一奉_レ齋焉と有れば其始なる如く見ゆれども、其は其本社に坐すを別に祭り別けたるにて、始より無き事の此に始まれるならぬ證は、その以前に書されたる古事記に會富理神と有るは添を地名なるを以て考ふべし、然れば別處より此に移し奉れりと見むも強事には非ざる可くなむ有りける、) 神名式に云はく、宮内省坐神三座(並名神大月次新嘗)園神社韓神社二座、文德天皇實錄に齊衡元年三月癸亥、園韓神並加_ニ從三位_一と有れば、其より以前に已く神階の御事有りしなりけり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_ニ宮内省從三位園神韓神並正三位_一と有り、臨時祭式に、凡園韓神兩社、讚岐國封土調庸租米者送_ニ納此官_一充_ニ修社料_一と有るを以て、當昔甚く隆え坐し、御事を見奉る可し、四時祭式二月祭に、園並韓神三座祭(園一座韓神二座)云々、右春二月冬十一月丑日祭_レ之、春用_ニ春日祭後丑_一、冬新嘗祭前丑_一、參議以上一人就_ニ祭所_一行_レ之、其内侍到來、乃始祭_レ之と有り、記傳十二(三十四丁)に、「儀式に園神在_レ南、韓神在_レ北、其立_レ机先_レ南後_レ北と有りて、年毎の二月と十一月との丑日園韓神祭とて行はせ給ふ、又神樂に韓神歌有り、後拾遺集に資良職臣藏人にて侍りける時、園韓神の祭の内侍に催ほすとて、禊_スれど此世の神は驗無ければ園韓神に祈らむと云ひて侍ける返事に詠める、少將内侍、『近きだに聞かぬ禊を何か其、韓神迄は遠く祈らむ』抑此二神を如此く崇め祭り給ふ由縁は、江次第頭書に、園韓神口傳云、件神延曆以前坐_レ此、遷都之時、造宮使欲_レ奉_レ遷_ニ佗所_一、神託宣云、猶座_ニ此處_一奉_レ護_ニ帝王_一云云、仍鎮_ニ座宮内省_一と見ゆ、此由古事談にも有り、百練抄

に、大治二年二月十四日園韓神社祇官八神殿并内外院門垣等燒亡、園韓神御正體奉_レ取出之、但後日兼俊宿禰云、八神園韓神自_レ元無_二御正體_一、但園韓神有_二神寶劍杵_一云云と見え、又長秋記に、大治四年三月二十一日己亥參院、仰曰、去夜本院御夢想有_二老人_一、稱_二宮内省住人_一申云、近日居住雜人等亂入甚難_レ堪也、此事可_レ令_二訪給_一也、今朝被_レ尋_レ之處、彼園并韓神二社入_レ夢驚申敷、件社燒亡後未_レ突_二四面垣_一、仍雜人等亂入なども有り_レ（採要補意）と云はれたるが如く、神威甚神々しき御社になむ御在し坐しける、其後には園大曆に、文和四年十一月十九日天陰、園韓神祭壇顛倒、其後無_二沙汰_一、五節同日無_二沙汰_一、中原康富記に應永廿六年二月五日大風、園韓神御社顛倒と見ゆ、抑園韓神はしも右の如く帝王を奉_レ護らせ給ふ可き御託の御在し坐して鎮り給へるに、燒亡の御事顛倒の御事などの然御在し坐しけるは、即ち帝基の衰へさせ御在し坐して天下は亂れに亂れ行きて、終には其御社は跡だに知られず成り給へるなむ甚々歎かはしき御事なりける、韓神の韓招に依りて古は蕃國を召し給ひて我朝廷より馭め給へる外夷にも頸根突く世と降り果たるを見るにも甚憊ばしきは古昔になむ、（然許り神の御守は御在し坐さざるにや、近年墨夷の押し参り渡り来しより以降、天行不正の神氣や世に行はるらむ、年々に疫病の流行りて有りけるを、去年の秋は急劇しき痢病の行はれて凡東は江戸より西は長崎より四方に弘_レりて、其爲に不平み亡る人幾許と云ふ數を知らず甚痛ましき事なりけるに、此安政六年と成りては春始より時疫の行る_レを、去年と云ひ今年と云ひ未だ皇國には聞も知らぬ病共の渡り来りて可惜公民を惱ませるこそ甚口惜き事なりけれ、此は彼の犬戎の禮無きを罰め亡_レし給ふ世に當りて、其神風にて吹き拂ふに非ざれば世に盡くまじき事とぞ、心

有る輩は祕かに云ひ合へりける、）此に亞きては山城國愛宕郡今宮有り、其事は傳十に註せり、其外園韓神の御在し坐す社は數知れず多在るに、民部省圖帳に、攝津國石井莊廣田大神、神貢二百五十束、神靈少彦名命蛭兒、以_二右兩神_一爲_二一座_一、相殿大己貴命園韓神也と有る、此は神名式に謂ゆる武庫郡廣田神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る此御社の御事にして、天照太神の荒魂を荒夷神と申し奉りて其主神に御在し坐す事にて、少彦名命蛭兒など云ふは僻事なれども、此は神功皇后御紀に所見たるが如く其征韓の御時に顯れ出させ御在し坐しける御神に坐せば、此相殿に御在し坐す事其謂れ有り、但二十二社注式には住吉廣田八幡南宮八祖神と有て、園韓神の御名を載せざるは本よりの地主などなりけむを後に祭り加へられたるにや、又伊勢風土記に、員辨郡井上神社、孝謙天皇四年所_レ祭園韓神少彦名神也、土地有_二疾疫_一則云々、又遠江風土記に、濱名郡菅沼神社、仁德天皇二年甲戌三月所_レ祭園韓神少彦名命也云々、又磐田郡香園神社、欽明天皇三年壬戌、自_レ官園韓神事代主兩神所_レ祭也云々、又駿河風土記に、烏渡郡加美島（或神島）加美志麻之祠、稚足彦天皇五年乙亥五月被_レ奉_二官幣_一、少彦園韓神之二神祭也と見え、又安辨郡靱神社、廣野姬天皇三年戊丑所_レ祭少彦名園韓神也とも見え、又武藏風土記に、荏原郡稚田神社所_レ祭園韓神少彦名命也、任_二雄略天皇十一年之勅_一而始行_二神禮_一、有_二神家巫戸_一、祈_二病災_一莫_レ不_レ驗、祈_二田莫_レ不_レ實、又磐井神社、敏達天皇癸巳八月所_レ祭大己貴命也云々と有りて兩社相並び、又赤阪莊に六天神所_レ祭大己貴與_二少彦名_一韓神也と云へり、又上總風土記に、長柄郡足岡神社、所_レ祭少彦名神園韓神等也、齋明天皇丙辰二月始奉_二圭田_一始_二神禮_一と見ゆ、當昔已に諸國に園韓神を被祀る事は有りしなりけり、（舊神名式に謂ゆる上野國勢

多郡赤城神社名神大を、上野國志と云ふ物に所祭大己貴命と誌せるに、夫木集、鎌倉右大臣、「上野の勢多の赤城の韓社、日本に何で跡を垂れけむ」と有るは韓神社を略きて韓社と詠めるなりけり、今赤城三所明神と申すは園韓神の三神を合せ祀る物と見えたり、傳廿七卷二十八卷にも云ふべし、○向日神は古事記に白日に作れり、記傳十二(三十五丁)に、「白字は向の誤にて牟加比なる可し、其故は式に山城國乙訓郡向神社大歲神社と並び載れり、此向神社は大年神御子向日神を祀ると云ふ何れの説も同じければなり、其大年神の御子に向日神と云ふは何れの古書にも見えぬ事なるに、然云は中々に古き傳なる事著明し、備此社に神位を授け奉られし事、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申奉_レ授_レ山城國正六位上向神從五位下」と見ゆ、今も向日明神と申し其處を向日神と云ふ、今は牟加布と唱ふれども古は牟加比なりし事、日字を添へて書けるにても知るべし、中務内侍が日記に『向日明神近き程にて常に參ると云ひしが馴かしくて、馴かしむ心を知らば行先を、牟加比の神の如何見るらむ』と有り、其頃迄も牟加比と唱へしなり、此内侍は弘安正應の頃の人なり」と有るにて白は向字の誤たる事著明ければ今改めつ、然るは當社に掲げたる古額に正一位向日大明神と書し、太秦廣隆寺縁起にも山城國乙訓郡有一宇社殿、號_二乙訓社_一(今向日明神也)と見え、神名帳頭注又古本書入に素戔嗚孫大歲子也、母須治比女と有り、又上伊努比賣命の下に引ける栢社の社傳に所祭向日神尊母也と有るなど共に向日神なる可き證なり、(但し其額を相傳へて小野道風朝臣の筆と云へり、如何にも古筆にて然もと思ゆる物から、朝臣の世に在りし頃には未だ從五位下なりし御事なれば其後の御紀には漏らされたるにや、園大曆に所見たる天下諸神増一階の例を以て推すに、

天慶三年從五位上なり、永保元年正五位下なり、永治元年正五位上なり、治承四年從四位下なり、元曆二年從四位上なり、建仁元年正四位下なり、弘長元年正四位上なり、建治元年從三位なり、永徳元年正三位なれば其より後に正一位に進ませ給へるなる可し、大倭神社注進狀に引ける新國史に、寛平九年冬十二月壬申朔甲辰奉_レ授_二五畿七道諸神三百四十座各位一階_一と有る、若其中ならむには此時に從二位なり、然れ共其書體甚古雅なるを以て思ふに、右の貞觀より後直に進階の御事御在し坐しけむを傳へ漏らされたりしなめり、) 備向日神社記に向日神者神須佐之男命子大歲神娶_二活須日神之女神須治囉姬命_一生子也、此神國作堅之後、可_二鎮座_一國覓之時、登_二此峰_一、謂_二八尋矛長尾岬哉_一、朝日之直刺地、夕日之日照地、天離向津日山、吾覓地也永鎮坐、於是國神名加豆野戶邊(葛野連等遠祖也)進_二御田_一、即於_二此山下之下津石根_一宮柱太敷、於_二高原_一比木高知、殿奉_レ仕而朝夕奉_レ仕焉と所見たる、是甚く古き傳と所思しくて奇珍らかなる事なむ有りける、其活須日神は上に注せるが此く此記に謂ゆる神活須昆神にして即ち御紀の熊野櫛樟日命是なり、神須治囉姬命は右に引ける頭注及古本書入に、母須治比女と云へる是なり、神名式に山城國綴喜郡朱智神社、丹波國船井郡酒治志神社、和名抄郷名船井郡須知と有ると思ふと有るに、右は酒治比女神社を誤れるなる可し、囉姬命は此下に又娶_二香用比賣_一生子大香山戸臣神、次御年神(二柱)此女神の御事なる由下に云ふを見て知るべし、此を以て伊努比賣命香用比賣命は別神に非ざる事を知り、社傳に向日神御年神は同神と云ふ説の信有るを曉るに足れり、此神國作堅之後とは此向日神も大國主神と共に國作り給ひなど爲させけむを以て云ふなる可し、八尋矛長尾岬哉は此向日の山續きは今も西岡と云ひて長き岡の南の

端方にて其尾岬なる地の謂是なり、朝日之直刺國、夕日之日照國とは、此長尾はしも北より南に細く出張りて東西は平坦にして打開け山甚遠きを以てなり、天離向津日山は上の二句の意を承けて天日に親しく常に向ふ山と稱美で給へる也、加豆野戸邊（葛野連等遠祖也）は未だ考へ得ず、（姓氏錄左京神別天神に葛野連饒速日命六世孫伊香我色乎命之後也と見え、天孫本紀にも饒速日命十五世孫物部奈西連公葛野連等祖押甲大連之子と有り、楮此向日神の國作り堅め坐して其住むべき國を求め給へるは神代の昔なる事申すも更なり、其神代より神武天皇御世に係けて御在し坐し、は饒速日命宇摩志麻治命二柱より外に御在し坐さざれば別神と聞ゆ、猶外に必ず求むる道有るにや、）故に此向日神と申し奉る名義は向飯にて食向を倒反して云ふ語と聞ゆめり、其例は先づ大倭本記に、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師宮所坐拜奉大神也と有る食向是なり、出雲風土記に、島根郡朝酌郷、郡家正南一十八里八十四步、熊野大神命詔、朝御餼勸養夕御餼勸養五藝組之處定給、故云朝酌と見え、祈年水分神詞に皇神等能依志奉奉津御年乎、八束穗能伊加志穗爾寄志奉者云云、皇御孫命能朝御食夕御食能加牟加比爾長御食能遠御食能赤丹穗爾聞食と有るを、鈴屋大人説に「加牟加比の加は宇加の字を省けるにて食なり、牟加比は萬葉の歌に御食向と詠める向にて、神に物を手向と云ふも同言なり、牟久流は令向にて奉る方より云ふ詞、牟加布は其を受け給ふ方より云ふ詞なれば、加牟加比は食向にて御膳に著き給ふを云ふなり」と注されき、萬葉二（三十二丁）に、御食向、木麩之宮乎、六（十八丁）に、御食向、淡路乃島二、又、（四十六丁）御食向、味原宮者、九（十二丁）に、御食向、南淵山之と有るは向字より瓮とも粟とも味とも蠶とも續

けるなり、此を以て向日神は向飯神なる事を曉る可し、楮飯は伊比なるを切めて比とのみ云ふは、神功皇后十三年御紀に角鹿笥飯大神の御名出でたる、其を古事記には故亦稱其御名號御食津大神と書され、其社記には保食神と云へる是なり、若て飯と云ふ時は已に炊きたるを云ふ稱のみの如く見ゆれども、和名抄郷名に相模國足柄下郡飯田、讚岐國香川郡飯田（育多）と有るは稻田と云はむが如くして、出雲風土記に、楯縫郡玖潭郷、郡家正西五里二百步、所造天下大神命天御飯田之御倉將造給、並覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美（神龜三年改字玖潭）と有る天御飯田是なり、此等を合せ思ふに、向日神はしも御年の事を掌り御在し坐して其禾穀を守護し給ひ、天下の蒼生をして食に著かしめ給ふ御功坐せる謂是なり、然れば同じ一神にては渡らせ給へれども、御年神と申し奉るは禾穀に就き、向日神と稱し奉るは食物の事に依りて負ひ給へる御名にして傳二十一に説き奉れりし其御祖父素戔嗚大神をしも楯御氣野命と稱し奉りて、奇御氣主と申す御功を負ひ持たして天下に幸へ給ひ百姓を恵み給ふ神に坐せれば少縁ならぬ御事にこそ、（古史第七十四段徴に「白日神聖神、此名も何とかや韓めきて上なる大國御魂神韓神會富理神を大年神の御子と申す事の信難きに思ひ合せて疑はし」と云はれたれども、其韓神會富理神を五十猛神の亦名と定められたる事の僻事なるに合せては、予は此二神の御爲に甚憤らざる事を得ず、）○聖神は飯領神の義なり、記傳十二（三十六丁）に「聖は借字にて是も地名にもや有らむ、式に和泉國和泉郡聖神社有り、此神を祀れるなる可し、此社を三代實錄に貞觀元年五月七日壬戌和泉國聖神列於官社、同八月十三日丙申授和泉國從五位下聖神從四位下と見ゆ」と云はれたり、楮此聖字を比自理と

訓む事にて、神武天皇前紀に皇祖皇考、乃神乃聖と有りて神と聖とを對へ、其己未年に夫大人立制、義必隨時、苟有利^レ民、何妨^ニ聖造^トと有りて、此に大人を訓みて聖字に對へ、垂仁天皇九十九年御紀に是常世之國、則神仙秘區と有りて、下に然賴^ニ聖帝之神靈^トと書して神仙と聖帝と相對へたり、此等は唯尊み崇まへ云ふにて虚辭の類なるを、仁德天皇十年御紀に故於^レ今稱^ニ聖帝^ト也と有るは、西蕃にて王者の德を稱贊して云ふにて古義に非ず、仁明天皇御紀に四十の寶算を奉^レ賀る長歌有り、其句中に飄葛^カ、天照國乃、日宮乃、聖之御子^トと有るは、右等とは等しからずして天照國は上天の事なり、日宮は其御在所を申すなり、聖之御子は日神の御子と申し奉る御事にて天神御子と申さむが如し、斯れば、日知とは天日^ニを所知看^トと申す御事にて、天照太神に限り奉れる御名なる事已に傳六に云へり、若て萬葉一(十六丁)に、玉手次、畝火之山乃、樞原乃、日知之御世從と有るは神武天皇の御事を申し奉れるが、此は右の故於^レ今稱^ニ聖帝^ト也とは別にて、御世々々の天皇等は日神の御子に御在し坐すが故に日之御子と稱し奉ると同じ意操なる中にも、殊に崇め敬ひ奉りて實の天日神の如く申し成し奉れるなり、然るに彼にて聖賢と云ふ者の有りしと云ふ事を所知看てより以降其に正しく當つべき語は無き故に、此方にて崇詞に常云ふ日知の言と畏惶の語とを假に當て文字を訓む目標には爲られたれども甚迂遠き事なかりし、偕此の聖神は其訓を假りて書かれたるにこそ有りけれ、神皇の御事に申し奉る日知の意にも非ず、又其語を借り用ひて崇め云ふ聖にも非ず、右の大年神の御子と申し向日神の次に并び坐すに心を用ふる時は、此自理は飯知又飯領の義にて禾穀を主り田地を領し給ふ神なる事更に疑無かる可き者なり、領は出雲風土記に、出雲郡、郡家西北九里二百四

十歩、所^レ造^ニ天下^ト大神御子和加布都努志命、天地初判之後天御領田之長供奉坐之、即彼神坐^ニ鄉中^ト、故云^ニ三太三(神龜三年改^ニ字美談^ト)と所見たる領是なり、偕此聖神社、本國神名帳には正一位信田聖宮と有りて、世に名高き信太森是なり、和名抄郷名に和泉郡信太(臣多)と見ゆ、(信太は篠田なる可し、古語拾遺に大地主神の田を營らせ給ひける時、御歲神の御子其田に至りて御饗に唾して還り給ひ、御父御歲神に申し給ひければ、御怒り坐して蝗を放たせ給ひけるに、苗葉忽枯損似^ニ篠竹^トと云へる、此故事は下に注せるが如く大和にての御事ならめども、其事の此にも傳はりて、後に號けたる地名なるには非じか、俗に信田の稻荷社と申して山城國なるに異ならざる由なるも一の所縁なるに、上に云へるが如く神名式に大鳥郡大歲神社坐せるに、同郡大鳥美波比神社は庭火神にて此に謂ゆる庭津日神庭高津日神是なり、又和泉郡積川神社五座の中に阿須波神波比岐神坐すなど、此聖神社を合せて共に此の大年神の御子神等なるに思ひ合す可き者なりかし、偕此聖神社の信田に正一位聖大明神と云ふ額有り^ト或人云へり、和泉志に信太大明神信太森、余按此森應^ニ明神鎮座記^ト、夫本朝稱^ニ森槩此神^トと云り、○香用比賣は上に引ける向日神社記に、向日神者、神須佐男命大歲神、娶^ニ活須日神之女神須治囉姬命^ト生子也と有るを、此記に引合せ見るに、故其大年神、娶^ニ神活須毘神之女伊努比賣^ト、生子向日神と有り、又頭注及神名式書入向神社條に、素戔嗚命大歲子也、母須治比女と有りて大年神大歲神同じく、神活須毘神活須日神同じく、神須治囉姬命須治比女と同じく有る中に、其向日神を古事記には伊努比賣命の生み給へる由なるを、社説には神須治囉姬命と云へる違有り、然れども其生み給へる御子向日神に異無きは伊努比賣命、香用比賣命一神に御在し坐す

が故なり、此に又娶とは有れども、伊努比賣命に其御父を書して此に何神の御子とも無きは、全く一神なるを其亦名を以て別神と傳はり混れたるが故なめり、記傳十二(三十六丁)に「香用比賣の香は加賀と訓むべし、舊事紀に加用姫と書けるは非なり、若くは後に加字を脱せるにも有るべし、香字を此二音の假字に用ひたる例は、孝元天皇御卷の伊香色謎命を此記には伊迦賀色許賣命と有り、崇神天皇御卷の伊香色雄命を此記には伊迦賀色許男命と有り、又香山香坂王などの香字も音を用ひたるにて、加具加碁の假字と爲る是等なり、名義は容貌の美麗しきを稱美て光耀くと云ふ意か、萬葉六(二十丁)に、石隠、加我欲而珠乎、十一(二十六丁)に、燈之、陰爾蚊蛾欲布、虚蟬之、妹蛾啖狀思、面影爾所見、此等耀やくを香用布と詠めり(採要)と云はれたるは然る事に、殊に社記に曜姫命と書せるは猶更なるにて、竹取の香具夜姫の事、又は源語桐壺卷に、「世に類ひ無しと見奉り給ひ、名高う御在する宮の御貌にも、猶句はしきは譬へむ方無く美しくしげなるを、世の人光君と聞ゆ、藤壺並び給ひて御思ひも取々なれば、曜やく日の宮と聞ゆ、」と有るなど同じ意味なる御名なるにこそ、(字鏡に、曜耀同、弋羊反、去照也、光明也、爾也、豆久己毛利、又加久須、又氏良須と有りて其初の訓詳ならず、爾也は、八洲起元章第二書に妍哉此云阿那而惠夜と有る妍字の義なる可し、豆久は、宇禮豆玖など云ふ豆久なり、己毛利は、其妍なる所の隠れる義にて、容貌の美麗しきを云へるなるにや、) 儲此に香用比賣と有るを社記には上に神須治と冠ぶらせ奉り、又別に須治比女と申すを以て見れば其も亦名の例なるなりけり、然るに須治の義詳ならず、故に強て思ふに、須治は其御祖父素戔嗚大神の御名を由有りて蒙ぶり負ひ給へるには非ざるにや、其は

神名式に攝津國住吉郡草津大歲神社(歛靱)神須牟地神社(歛靱)相並び御在し坐せるに、其神須牟地神社は、傳二十一に注せるが如く所祭素戔嗚大神に御在し坐せるを、其郷名の住道も此神社に就きて起れるにて、須牟地は進貴、神須牟地は神進貴の義なるを、其須牟地の言の約りて須治と云へるなる可き事、此に其夫神大歲神社の草津に御在し坐すを以て曉る可し、此に隣れる和泉國に大歲神を始めとして其御子神等の數處に鎮まり御在し坐すにも思ひ合す可くなむ、儲上にも引ける神名式に山城國綴喜郡朱智神社坐すは此神須治曜姫命なるにや、又丹波國船井郡酒治志神社を今本に佐加知志と訓めれども義を成さず、和名抄郷名に同郡須知と見え、神名帳書入に須治比女と有るを合せて思ふに、右の志字は比女の二字を一字に誤れるにて、酒治比女神社なる可くこそ所思ゆれ、(又和名抄に伊賀國名張郡周知有り、但此は古事記浮穴宮段に師木津日子命之子二王坐、一子孫者伊賀之須知之稻置之祖と有れば、此神には由無き地名なるにや、儲上にも引ける山城名跡志に、乙訓郡栢社を所祭向日神尊母也と所見たれば此神を祀れる事著し、但栢は加開なれども本は香用社なりけむを、終に其唱を失ひて本名とは思ひなりぬるにこそ、但貫之集に、「蔭とのみ頼む詮有りて露霜に、色變り爲ぬ栢の社か」と有るを以て見れば甚古き時よりの事なりけり、此に思ひ出したる事有り、山城風土記に、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊可古夜日女云々と有る伊可古夜も此の香用に言近きを、其神野は神名式に丹波國桑田郡神野神社、氷上郡神野神社有るを、讃岐國二十四社考に那珂郡家村神野神社、社傳云、天穗日命也、稱神野神と有るを以て、其伊可古夜日女命は天穗日命の女ならむかと思ひしかども、此は猶饒速日命に係れるなりけり、其由は下に云ふべ

し、然る時は香用比賣命と伊可古夜日女命と名義は同じかり、○生子大香山戸臣神、次御年神(二柱)と有る、此大香山戸臣神は此次に香山戸臣神と申す異腹に在り、異腹にて同名なる可き謂れ無ければ此に相累なれるなり、其次に羽山戸神と申す有れども、其は此御年神に御在し坐すべし、其御子に若年神と申す有るを以て證と爲べきなり、此を以て見る時は、次に又娶天知迦流美豆比賣と有る其の后神の傳の誤なる事知らるゝなり、大年神の后神古事記に載する所凡て三神なれども、上件伊努比賣命、香用比賣命は同神異名なりければ唯此一柱御在し坐すのみなり、又此の御子等にも各論有れば二柱とも云ひ難き事なり、心得て有りなむ、○大香山戸臣神は次に娶天知迦流美豆比賣、生子香山戸臣神、次羽山戸神と有る、此二神も共に同神なりつらむを別神の如く傳はれるは、其后神に異なる傳の有りに其よりの混れと聞えて甚疑はしき事なり、其上御腹の異なるに同じ功用の神等の成り坐せると云ふ理は絶えて無き筈の事なるに、心を著けて考ふるに、右の三神は共に一柱にて御在し坐せる者なりけり、其大香山戸臣神と申す大は美稱なり、香は御祖香用比賣命の曜にて、次なる羽山戸神の羽は映に同じ、山戸は山區の切れるにて國の秀なる地を云ふ、臣は大身なにて、命の御徳の殊に大いに御在し坐す謂なるに、君臣の臣字を借りて書かれたるにこそ有りけれ、本より其意なるに非ざる事云ふも更なり、然れども山戸と續けて山區の義なりと云ふは予が説には非ず、先師の恩賜なり、其國號考に夜麻登と云ふ名義を三に説かれたる其一に「夜麻の山なる事は論無し、登は都富の約りたるにて山都富なる可し、都は例の助辭、富の字は假字にて、總て物に包まれ隠りたる處を云へる古言なり、然れば是又山の巡れるを以て負へる名なり、其由を委しく

云はむには、應神天皇の葛野を望み坐して詠ませ給へる大御歌に、千葉知婆能、葛野加豆怒袁美禮婆、百千足毛々知陀流、彌庭夜邇波母美由、國秀久爾能富母美由と有るは、葛野の邊は今の平安京の地なれば、山の周りに包みたる中に在りて山代國の奥區なるを以て國の富と宣へるなり、偕此に倭建命の御歌に夜麻登波、國久爾能麻本呂波、云云、詩阿袁加岐夜麻基母禮流、倭夜麻登云云と有る御歌を合せて見るべし、麻本呂波の麻は助字にて此も國の富なり、又書紀には此御歌を景行天皇の大御歌とし、麻本呂波を摩保邏摩と有りて、釋紀に、私記曰、師説、謂鳥之和支乃之太乃毛乎、爲保邏磨也、摩謂眞實也、言鳥腋羽乃古止久掩藏之國也、案奥區也、今俗謂保呂羽訛也、云云、今案、大和國者奥區之由褒美也と云へる、此も山の周廻れる中に包まれ隠りたる由なり、(下略)と云はれたる、大和の事は此に用無きが右の夜麻登は夜麻都富の説此の山戸に當りて實に妙なり、其は此三神共に山神と坐すには非ず、其山區なる平坦の地の神に坐して其を田と爲し畑と成して農作を起し弘めさせ給ふ御功用を以て負せ奉れる御名なりけり、猶下羽山戸神の所に注し奉らむを合せ讀むべし、(記傳には「山戸は山なる民の居所にて謂ゆる山里なり、戸は借字にて處の意なり、然れば此神は山里を開きて民の居るべき處を成し給へるにや有らむ」と云はれたるは然る事ながら、山字に甚く力を入れて見られたる故に山里に限りたる事と爲られたるにて予が心とは表裡なり、予が思ふ所は彼山區の説にて、國の富なる地は田園も廣く禾穀も多き者にし有れば、其を本として其山里と云ふ迄も廣めて同じく國の富と成し給ふ御功用の御在し坐す神と見奉る事なれば、愈以て其國號考の説の宜しきを曉れるなり、) ○御年神は名義大年神に同じく御在し坐す御事申すも更なり、偕御は充實の義にて唯崇詞

なる例のとは異なる可し、御父は大年神に坐し御子に若年神御在し坐すを、此神はしも其中間に御在して、御父神よりも御子神よりも殊に専らと其稻穀の事に御靈を幸給ふと見えて、祈年祭詞に御年皇神等能前爾白久皇神等能依志奉奉と有る等字は大年、若年二神に係けて申せるなり、大嘗祭儀又大嘗祭式に所見たる齋部の於三齋院祭神八座の其第一に御歳神と出でたり、此大嘗祭をしも行はるゝ其年をば天皇の御世の初と立つる事なる故に、其天津日繼を所知看す謂に依りて、是年也大藏云云と書さるゝ御紀の文法なるを以ても、大年神をこそは祭らせ給ふ可かりけれ、然るに其同名同徳に坐す大年神、若年神の事は擧げずて此神の御名のみを擧げらるゝは、何處に祀らるゝも御年神には其二神も共に副へ御在し坐して、謂ゆる御力を合せ御心を一に爲て御在し坐すを以てなる可し、其中にも大年神には別に宇迦之御魂神と申し奉りて稻穀の御靈と坐し、若年神は其稻穀の生長に係る事有りて、三神共に登志と負ひ坐せる義に於ては異ならざるながら、主と其年を主宰り坐すは殊に此神に坐すを以て御年神とは申し奉るなりけり、(其若年神は下に羽山戸神の子と有るを此神に係けて云ふは、其羽山戸神と申すは全く亦名なるを別神と傳はれる也、御父大年神より承けて此御年神坐し、此御年神より繼て若年神なる事更に疑を容るべからざる所なり、記傳には「御年皇神等能前爾白久と有るは祈年祭に預り給ふ諸社を都て云ひ、下に御年皇神能前爾云々と有るは御年神一社を云ふなり、」と云はれたれ共委しからず、餘社に祀れる迄を掛けて申べき事かは、此には右の三神共に御心を合せて鎮り坐すを以て也、倭神社註進狀に、倭大國魂神亦曰三大地主神、以三八尺瓊爲三神體奉齋焉と有りて、相殿神二座、八千戈神御歳神(中略)御歳神者守護禾穀三神也、是以八握

嚴稻爲三神體と有る是にて、大地主神は大地の神なり、御年神は其地上に作る禾穀を守護し給ふ神なると其差異を正に知るべき文なる者なり、猶大忌祭詞に皇御孫命能長御膳能遠御膳止能赤丹能穗能聞食皇神能御刀代乎始親王王臣等天下公民能取作奥都御歳者手能水末畫垂向股能泥畫寄能取將作奥都御歳乎八束穗能皇神能成幸賜者と有る、此は其禾穀の本神に御在し坐す廣瀬神に申す詞なれ共、事の一なるを以て御年神の御事にも大いに拘はれる者なり、右に皇神能御刀代は其大忌社の神田を云ふが如しと雖も、然るに非ずして、天皇の御田の稻をば申せる也、故に其御刀代と云ふは、鈴屋大人の云れたるが如く、御年は稻にて代は其御稻を作る田の事なれば、次に云ふ奥都御歳に同じ事にして、風神祭詞に、皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹穗能聞食須五穀物乎始能天下乃公民乃作物乎云云と有ると言の續きの同じきを合せ讀みて曉る可し、然れば右に皇神能御刀代と云ふは皇神の御年を作る田と云ふ事なるを、先づ天皇の御田を云ひて、次に王臣以下天下公民の作る稻の事にも及べる者なり、此にて其禾穀と田地とを別ち云へるを曉る可し、(若て天下に在らゆる稻穀は、天皇の長御食の遠御膳として聞食す料にて、悉くに皇神の御年と云ふ義にして、神と皇との御事を竝べ擧げたる言狀にして、古文の妙なる處なむ此に在て聞ゆなる、委くは祝詞講義に就きて見るべし、倭崇神天皇七年御紀に定三神地神戸と書され、神功皇后元年御紀に定三神田而佃と有る神地、神田は、共に其御刀代の事なり、持統天皇四年御紀に神戸田地の四字を美登志呂と訓めり、凡て神の封田に限りて然云ふは御年田と云事にて神の御稻なる由を以て崇め云ふなれ共、其本は大忌祭詞の如く天皇の御をも申し、又禾穀は御年神の寄し奉り天下の人にも賜ふ意を以て其神に屬きて敬まひ申

す也、) 故に此御年神の主と禾穀を護り給ふ其證は、古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以牛穴食田人、于時御歲神之子唾饜而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹、於是大地主神令片巫(志止々鳥) 眩巫(今俗籠輪及米占也) 占求其田、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒、依教奉謝御歲神、答曰、實吾意也、宜以麻柄作持持之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以鳥扇扇之、若如此不出去者、宜以牛穴置溝口、作男莖形以加之(是所以厭其意也) 以蕒子蜀椒吳桃葉及鹽班置其畔(古語以蕒曰都須) 仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪白馬白鷄祭御歲神之緣也と有る此文を解きて知らるゝ事なり、右に謂ゆる御歲神之子は若年神以下の神等に御在し坐すべからむ事下に説るが如し、至其田とは已に稼穡の神として當昔より此御歲神を祭祀らせ給へるなり、皇太神宮儀式帳二月例に先始來子日太神宮、朝御饌夕御饌供奉田種蒔下始、禰宜内人等云云、山口神祭云云、即木本祭(祀物員如山口祭) 然其木本乎山向物忌令以忌鋒切始、然即禰宜内人等加戸人夫等令切、湯鍬仁造持、諸禰宜内人等渡眞佐岐蘊爲下來、太神乃御饌所乃御田仁教立酒作乃物忌父仁忌鍬令採、太神乃御刀代田耕始(下略)と有りて、其式の嚴重なる事如此し、此を建久行事記には鍬山伊賀利神事と題せる其式の中に、當年歲德神所在方山入、各以堅木鍬作、以葛笠作御歲木採出時云云と有る、鍬山は右の忌鍬の柄を伐り、伊賀利は稻刈にて田殖るより稻刈に至る迄の所作を成して神事を行ふ事とぞ、楮右の歲德神所在方は、上に云へるが如く已く此神等を然る事に申し掠めたる説に従へるにて、古には且ても無き事なれ共、等由氣宮儀式帳忌鍬冶内人職掌條に

御歲木と云ふ事有るは更なり、中古の歌に歲木伐ると云ふ事有るを、人は春始の薪を取入るゝ事と思ふれども然らず、右の如く兩神宮の御事は申し奉るも更なり、年始に此神を祭ると云ふ天下一般の風儀なりしことを知るべし、袖中抄十六(二十九丁)に「春田佃らむと爲る時に萬に物吉き人の障無きを、何人とも員を定め家に呼び集めて、給るに隨ひて物を食せ饜應して、年木と云ふ物を伐らせて家の後園に立るなり、其木は細長なり、木の枝も無きを伐りて、末に小き瓮に水を入れて、於杼呂と云へる物を具して末に結び付けて家の後方に立て、其年の秋作りたる田を始めて刈りて春伐りし贅の人々を集めて門を刺固めて、障の出來ぬ前に御膳にして食ひ罾なり、其程に來る人は如何にも共言をだにも爲さるなり、譬へば年久しく田舎などに在りつる親の珍らしく、上りて是開よとて叩立つるをも入れぬなり、云々、私云、年木は加茂の小屋共にぞ家毎に立て侍る、松の細くて二丈許が枝も挽ぎて、末許に葉付たるにてぞ侍る、瓮など著けたりとは見えず」と有れば、御年木の狀一樣ならざりしと見ゆ、荒木田光穂に聞けるは、御歲木は御歲神を祭る本なり、神の御坐と爲る可し、今惠方にて此木の上に神供を備へて神を祭り、一殿に持ち來りて櫻宮の西面に立て置きて行事有るなり、此歲木の事外宮には古に在りて今絶え、内宮には書に記さるるを今慥に在り」と云へるは然る事なり、但御歲木は神の御坐と云ふは、大殿祭詞の本注に謂ゆる辟木の事にして、此なるは御年神の神籬にて次に五十櫛なる者なり、辟木の事は傳十七に云へり、考へ合す可し、(今諸國に年始に棚を架りて此を歲德神と稱し、其神體は謂ゆる辟木を以て祀る事は此大年御年若年の三神を祭れるなるが、其を今佐伊木と云ふは辟木の伎を伊に轉じたるには有れども、歲木の字音に

も合へる者なり、楮予が本生の國にては、其年徳神と云ふ外に正月の九日にや有りけむ、辟木を編みて其中に榎葉などを挿して地神祭と云ふ事を行へるも右の鉾山祭に等し、楮神宮にて此時に祀るは謂ゆる小朝熊神にして、其神事の爲に遙拜所を設けたるを今櫻宮と申すなり、此小朝熊神社は大歳神なる由儀式帳に見えたるに本著きて予が説は上に云へりき、但夫木(十八)に、「高島の杣山川の筏師は、急ぐ年木を積や添ふらむ」と有るは、春の設の薪を云ふにて、右の御歳木とは別なり、楮右は伊勢神宮の御刀代なるが故に然嚴重なる神事を被行るゝにこそは有りけれ、押し並べて世に然には非じと思ふれども、其は市中に住みて農作の事などを得も知らざる學者の了見と云ふ者にして、予諸國を巡り見るに、國に依り處に依りて少かの差は有れども、種蒔田殖の時には必ず神祭を行ひ、事竟りて苗上と云ひて饗を爲るなどは皆神代の遺風なる者なり、萬葉七(八丁)に、湯種蒔、荒木之小田矣、求跡、足結出所沾、此水之湍爾、十五(七丁)に安乎楊疑能、延太伎呂於呂之、湯種蒔、忌々伎美爾、故非和多流香母と有りて、此に湯種と云ふは、右の儀式帳に忌斧忌鉞など云ふ忌に同じくして、神田ならぬ田にも齋き清まはりて種を下す事にて、其は御年神を祀るが故なる事云ふも更なり、曾丹集に「御生引く賀茂の御年代引植て、今將年の神を祈らむ」未木集には「上旬御阿禮川賀茂の御年代引替て」と換れり、堀河百首に、「谷水を塞ぐ水口に伊具志立、五百代小田の種蒔きてけり」又初苗に「髻華の玉を取り副へて、五十串祭らむ年作り江に」又夫木集五に「丈夫がこなでの道に五十串立、水口祭る程は來にけり」と有りて、田神に幣を奉る事を水口祭とは云ふなり、其幣を伊具志と云ふ、其伊具志は寶鏡開始章第二一書に謂ゆる八十玉籤の類にして、謂五十

櫛、亦云今木、刺繞於布都主劍大神と見え、萬葉十三(四丁)に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏友と有る此五十櫛なるが、其を今木と云ふ今は借字にして齋木の義なり、此は被にも用ふる物にて、堀河百首荒和被を、「六月の清き川原に五十串立、被ふ事をぞ神受けつらし、夫木集九には、「被ふる事を神は受くらむ」と有りて、此は共に謂ゆる被申の事なり、建久行事記に神麻木綿付と有る是なり、傳十九を見る可きなり、若て此齋木即ち上に謂ゆる御歳木に當りて、此にては御年神を祭る神籬なる事云ふも更なり、上古に大地主神の祀き給へりし遺風の如くなむ傳はれるは甚々愛たき禮典にて此に勝れる美事は無きを、今しも天下一般に行はるゝなむ、實に神の御國がらなる事なりける、(今思ひ出しけらくは、予が淡路國などにては、正月九日に山年様と申して神籬を立て地神を祭り、十五日に丸き木を一尺餘の杭に作り、其上を四に割きて白紙を挟み種を蒔く時に至りて其申を苗代の中に立て梁盛を田畦に備へて祭る事なり、田植ゑる時は然る申は無くして、煎豆を水に浸したるに洗米を合はせ大なる木葉に盛りて水口に置く事にて、其田を殖ゑ竟へたる後に佐能煩理と云ひて神を祭り、家内にて祝を成し親類などを招きて互ひに饗を爲る事にして、凡て年中田を作るに物事に神事ならぬは無き事なるにて、我國のみや然ると思ひて它國の事をも聞合するに、其狀に少かの差は無きにしも非ざれど其意味は大抵同じきなり、)若て御歳神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹と云ふは、此御年神はしも禾穀を守護り給ふ神に御在し坐すを、却らまに其苗稼を枯れ損ねしめ給へるは、其牛穴を以て田人に令食給へる事に就て御怒坐せるなり、然れども此御事の御在し坐しけるに依て其禾穀を守護らせ給ふ狀も知られ、且此

神に祈りて年穀の豊登る幸を致し、其にウラガハ反りて彼の蝗を拂ひて其苗稼の枯れ損ねたるを活し復す法の出来るは、即ち後世の幸にして、彼の石戸段なる大禍事は天壤と無窮き大吉事と成れると専ら同じ理なる是なり、然して其神の實吾意也と詔り給へるは、天下の禾穀の成否はしも即ち此神の御意に由る事なる故に、仁德天皇御紀十二年に堀三溝於栗隈縣以潤田、是以百姓每豊年也、又其十四年に故其處百姓寬饒之無凶年之患也と有るが如く、豊年を年得と云ひ凶年を年不獲と云へる、是御年神の御靈物を得ると得ざるとに係れる事なるを以てなり、顯宗天皇二年御紀に、歲比登稔百姓殷富と有る、登稔をも登志延氏と訓み、傍に那理波比阿理とも云ふ訓を添へて其義を相明せる者なり、仁德天皇八年御紀に是歲五穀登衍と有る、此には本訓意比由多加と有るは生饒の義なるが、傍に登志延の言をも副へて其義を詳に爲る者なり、古今六帖に、「刈りて乾す山田の稻を計へつゝ、多くの年を積みてける哉」續拾遺集に、「璞の年有る御世の秋係けて、採るや早苗に今日も暮れつゝ」寶治御百首に、「足曳の山田の早苗數々に、年有る民の程ぞ知らるゝ」又「風渡る民の草葉も年有れば、君にぞ靡く千代の秋迄」などを始めとして、古歌に此稻を登志と詠めるは、數知れず多き事なり、但祈年祭詞に皇神等能依左志奉奉奥津御年乎と有りて、天下の稻穀は皇御孫尊に此神の依し奉り給へるなり、謂ゆる天津日繼と申し奉れるは其神の寄せ奉る稻穀を天下の百姓に佃らしめて、其日繼の御貢を所知看す御職に渡らせ給へる由なり、傳三十寶祚の所に引ける新千載集に、「遅く速き民の早苗に御貢物、絶えぬ日繼の程ぞ知らるゝ」寶治御百首に、「道邊の山田の御注連引延て、長き日繼に早苗採るなり」と有るなどは、道の意を得たる歌と謂ひつ可き者なり

かし、(然れば、天下に在りと有らゆる人民にして此稻穀を食ひて其生命を續ぐ人にして此御神の御靈を蒙らぬは無く、又天皇尊の御蔭に寄らざる者は一人として有る事無きを、然る神の御在し坐して斯る御事を行ひ御在し坐すとは本より知らずして、年の豊凶は偶然の如く思ひ成して神を蔑如にし奉り、又其稻穀はしも地上に出来る限は、悉くに天皇尊の天津日繼なるを、然る事とは知らず己等が領地に成る所の物を分ち進らす如く心得て永く傲りに傲り僞ぶりて、今しは五月蠅成す荒ぶる惡しき神に勝れる士人の多く在るが胡俗と共に成りて犬戎の心なるを以て皇神の罰めさせ給へりけらし、頃年は大風に地震に打續きて年を得ざれども、然る神皇の御罰めとは知る人更に無かりけり、) 其神の御教に、宜以麻柄作持持之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以鳥扇扇之と有る、以下は謂ゆる禁厭の術なる中に、此は祓除の狀なるなりけり、其麻柄を以て作持と云ふ持字は、加世比と訓むべし、太神宮式神寶の中に多々利又麻笥などに並べて金銅賀世比二枚(長各九寸六分、手長五寸八分)銀銅賀世比一枚(長九寸六分、手長五寸八分)と見え、風神祭詞にも比賣神御服備、金能麻笥金能櫛金能櫛とも有るを、神宮古記に、持三枚、懸五色絲之體也と有りと言餘抄に云ひ、又萬葉六(四十五丁)に憾婦等之、續麻繫云、鹿背之山と詠めるも絲を掛くる具なるを以てなり、和名抄行旅具に横首杖、唐韻云慙(他禮反、與體同、漢語抄云、慙加世都惠、一云鹿杖)横首杖也と見え、又僧房具に鹿杖、漢語杖(加勢都惠)とも見え、字書に枴杖老人拄杖也と注して丁字の形なる杖と見え、又枴架を擊三角鷹之格也と云へるも同じ形を以て號けたる可く、又穀の穀を去る爲にスリウス磑を廻らす柄を加世と云ひ、右に云へる加世比も其横首と云ふ狀にて、